

清代の恤嫠会と清節堂

夫 馬 進

はじめに

一 恤嫠会と清節堂の創始

二 恤嫠会の経営実態

(1) 杭州恤嫠集

(2) 成都恤嫠会

三 清節堂の経営実態

(1) 安徽清節堂

(2) 上海清節堂

(3) 丹徒完節堂

四 清節堂の諸問題

結 語

はじめに

清代には、全国各地に恤嫠会という善会や清節堂と呼ぶ善堂が置かれていた。恤嫠とは嫠、つまり寡婦を恤むこと、恤嫠会とは貧しい寡婦を主に経済的に援助する団体である。また清節堂とは、夫をなくした婦人のうちで再婚することを望まない者を収養する施設である。これまで、これらについての基礎的な研究が全くないので、本稿でとりあげる次第である。

本論に入るに先だち、われわれは三つの点にあらかじめ注意しておかねばならない。それは、第一に寡婦と節婦との関係

であり、第二に恤嫠会と清節堂との関係であり、第三にいわゆる女性史と善会・善堂史との関係である。

まず第一の寡婦と節婦の関係というのは、こうである。寡婦は人が家族を構成して生きるかぎり、どこにでも生ずるもので、その処遇は各民族、各時代によって違っているが、一夫一婦婚や一夫多妻婚という婚姻形態をとった場合、その処遇は民族や時代を超えてしばしば困難をともなった。現に、われわれが生きる社会においても、母子家庭の問題はなお大きな問題として存続している。一方、節婦とは、単なる寡婦ではなしにこれに特殊な倫理性を加えたもので、地域の上でも時代の上でも相当限定されてくる。旧中国では、夫をなくした婦人が生涯未亡人としての生活を通そうとしている場合、これを節婦と呼んで尊んだ。寡婦が再婚することは、彼女が属する社会層がたとえ低いものであっても何がしかの負い目を感じるべきものとされ、再婚する女は人間的にも金銭的にも安く見積られた。宋儒程頤が言ったという「餓死は事極めて小、失節は事極めて大」との言葉は、この種の倫理観を最も極端な形で言いあらわしたものである。夫を亡くした女が生活に困って餓死したとしても、これは小さな問題である、再婚することによって今はなき夫に対する貞節を失うことこそ大問題だ、と彼は言う。もっとも、程頤のような考え方が一般的となったわけではなく、宋代の士大夫たちは再婚についてなお寛容であった。¹⁾貞節觀念がより強くなった明清時代でも、程頤のような考えが一般的となったわけではなかったが、この言葉は節婦や烈婦を顕彰する時にしばしば用いられるようになった。さらにこの種の思想はエスカレートし、婚約中に婚約者をなくした未婚の女にまで同じ倫理を要求するようになった。すなわち、婚約した段階で女は男に契りを交したものと見なされ、たとえ結婚そのものはしていなくても、未来の夫を亡くした女は「再婚」を忌むべきもの、と求められたのである。彼女たちは未婚貞女などと呼ばれ、今は婚約者が死亡しているにもかかわらず、しばしばその「亡夫」の家に嫁ぎゆき、舅姑に事えた。節婦伝だけではなく、未婚貞女を顕彰する伝記は、貞女伝とか貞孝伝などの題名で、明人・清人の文集中にきわめて多く含まれている。明の帰有光や清の汪中・龔正燮らは、この種の貞女をよしとすることが人情の自然に背く

ばかりか、古代の礼制から見てもかえって不当である、と論じたが、彼らに対する反論もまた、より多くより強く提出された。⁽²⁾つまり、節婦とはこのような時代に特に多く生み出されたものであって、寡婦ほどの普遍性は持っていない。

しかし、寡婦と節婦とは、そんなに簡単に区分できるものではない。たとえばいま、以上述べてきたような特殊な倫理観に縛られるわけでもないのに、遺された幼な子のことを思い、再婚を断念した女がいるとすれば、彼女は節婦と呼ばれるべきであろうか、寡婦と呼ばれるべきであろうか。また亡夫のことを忘れかねて一人で通している女がいるとすれば、彼女は節婦と呼ばれるであろうが、彼女本人に尋ねれば、自分は単なる寡婦だと答えるかも知れない。清の俞正燮は、纏足に反対し、未婚貞女に反対し、さらに寡婦の再婚をも非難すべきではないとしたことで、つとに有名であるが、その彼ですら「再婚しない者については、礼をもって敬えば、それでよいことだ」⁽³⁾と述べるのとおり、自分の本心で再婚しない者を敬うべきこととしている。それは、彼女たちの心情がまた、人間としてのかなり普遍的なものに根差すと考えたからである。また、かつて庶民の間では、しばしば逼醮と呼ばれる事件が起こった。中国では溺女と呼ばれる間引が広くおこなわれ、その名のおり女子が主にその対象とされたから、成人した段階で男女比に著しいアンバランスが生れた。貧しいために生涯妻を持ってない男や、妻をなくした男はどこにでもいたから、結納金が安上りですむ寡婦は彼らの妻として需要が高く、しばしば本人の意志とは全く関係なしに無理矢理再婚させられたのである。このような事例は明清時代の資料に枚挙のいとまがないほどであるが、魯迅が『祝福』の中で祥林嫂という名の寡婦を登場させ、逼醮を描いているので、多くの人々になじみがある。そこに見られるように、寡婦の意志を全く無視して、亡き夫の父母や兄弟、さらにしばしば逼醮業を専門に営む者たちが、金銭めあてに再婚を迫ったのである。ところでこの場合、逼醮されるのを避けるために、亡夫への貞節という口実を持ち出して居座った女は、寡婦と節婦のうちでどちらだったのだろうか。

このように、節婦がいかに特殊な倫理性を帯びた概念であったとしても、その実態においては見かけほど寡婦とはつきり

區別できるものではない。われわれは先に、恤嫠会の恤嫠を説明して寡婦を恤むことと述べた。しかし恤嫠会の本来の意図からすれば、あるいは恤嫠を説明して節婦を恤むこと、と定義すべきであったかも知れない。しかし、寡婦と節婦は以上述べたように必ずしもいつも截然と区分できるものではなかったし、恤嫠会の活動そのものも、その理念に反して決してこの両者を明確に區別できなかった。そこでは、支援対象とする節婦を定義し、かつて再婚したことのない、また今後再婚する意志がないと言う寡婦、といったきわめて曖昧なものでしかなかったのである。寡婦と節婦という言葉のうち、本論で主に寡婦という言葉を用い、理念的な側面を特に強調する時にだけ節婦という言葉を用いるのは、このためである。また、恤嫠会と清節堂の問題が、たしかに一面できわめて限られた時代と地域の問題であるにもかかわらず、一面では時代と地域を超えた問題でありうるのも、このためである。

第二の恤嫠会と清節堂との関係というのは、こうである。われわれは先にこれらを説明して、恤嫠会とは貧しい寡婦を主に経済的に援助する団体であると述べ、清節堂とは再婚することを望まない婦人を収養する施設であると述べた。そこでは、両者は寡婦救済という同じ目的を持つものであり、それらの違いは一方が善会であるのに対して、他方が善堂である点にしかないかのである。事実、かつて『中国慈善精神』を書いたユイユエツウも、恤嫠会と清節堂を簡単に紹介したものの、これらの相違については全く注意をはらわなかったし、高邁に至ってはわずか四ページの短文であったためか、両者を異名同実のものに見なした⁽⁵⁾だけであった。しかし後に見ることになるように、恤嫠会と清節堂とは一面で連続したものであったのにもかかわらず、一面では大きな相違点を持っていた。実はその相違面こそが、前近代中国における寡婦救済のあり方の根幹に係わる問題であり、また社会の仕組みそのものを解き明かす手懸りである。資料の中で清節堂という名とよく似た清芬堂、敬節堂などが出てくるからといって、これらを決して清節堂と同じものだと思つてはならない。さらには、清節堂、清節局という名でありながら、収養施設では全くなく、それらの実際活動は恤嫠会と同じ場合がある。本論では随時

それらを恤嫠会と呼び換えるのは、このためである。

最後に、第三の女性史と善会・善堂史との関係とは、次のとおりである。恤嫠会と清節堂の問題が、中国女性史の重要な課題であることは言うまでもない。先に挙げた高邁も女性解放の立場から清節堂をとりあげたし、スーザン・マンも清代の寡婦について述べた論考でしばしば清節堂に言及している。⁽⁶⁾しかし、かつて述べたことがあるように、恤嫠会も清節堂も善会・善堂の一つとして誕生した。⁽⁷⁾恤嫠会と清節堂の問題をもっぱら女性史の問題としてあつかうならば、それは大きな誤りを犯すことになるであろうし、地域差が大きいことをも見失ってしまうであろう。高邁が清節堂（貞節堂）は北京でまず始ったなどという初步的な誤りを犯したのも、スーザン・マンが依然として、貧困な寡婦を収養する施設は道光年間に建てられはじめたと述べたのも、資料収集がきわめて杜撰であったという理由のほかに、清節堂が善堂の一つとして出発したという基本的な事実に関し全く無知であったからだと思うられる。

すでに述べたように、これまで恤嫠会と清節堂についての本格的な研究は全くなく、これらについての基礎的な知識すらわれわれはあたえられなかった。すでに挙げたいくつかの著書・論考では、しばしばこれらについて述べているが、誤りを多く含むだけではなく、あまりに簡単であった。資料として用いられたのは、若干の地方志と余治の『得一録』が主であり、わずかにそれらの規則集が紹介される程度であった。しかし、われわれが知りたいのは、単なる規則ではなく経営の実態である。そして、清代の人々が「救済」の受け手をも含めて、恤嫠会と清節堂について何を考え、何を行い、何を論じ、何を批判したかである。

本稿では以上の問題を明らかにするため、まず恤嫠会と清節堂の起源にまで溯ることから始めたい。

一 恤嫠会と清節堂の創始

寡婦に対する配慮は、中国史の上できわめて古くまで溯る。寡婦はいわゆる鰥（老いて妻のない者）寡（老いて夫のない者）孤（幼くして父のない者）独（老いて子のない者）の一つとされ、孟子の時代あるいはそれ以前から、王者はこれらに特に心を配るべきであるとされ、彼らに恵みをあたえることこそ「仁政」の第一とされていた。⁽⁸⁾ 漢代になると、鰥寡孤独に対して米または布・帛を賜与する記事が、『漢書』本紀、『後漢書』本紀におびただしくあらわれる。その後の歴代の王朝も、抽象的な詔勅、法令の発布というだけであつたかもしれないが、鰥寡孤独政策というべきものを採用していた。

しかし、鰥寡孤独のうちで寡だけを特に問題としはじめたのは、きわめて新しいことである。寡婦に対して特別の配慮をほらい、他の三者とはちがった救済をすべきであるという考えは、恤嫠会や清節堂の出現まで待たねばならなかったのである。たとえば、唐代の均田制では、丁男・中男に田一頃を支給し、寡妻妾、つまり夫をなくした婦人に三十畝を支給することと定めたが、これも老男・篤疾・癯疾に対する四十畝の給付と一つのセットをなすものであつて、寡婦に対する特別な配慮ではなかつた。⁽⁹⁾ 宋代になると、居養院、安濟坊、養濟院などと呼ぶ施設が各地に置かれ、貧民を収養したが、対象としたのはこれまた鰥寡孤独と呼ばれる貧民弱者一般であつた。これらのなかで、知江州となつた譙令憲が居養院を改建し、寡婦と孤児については別に屋を造つて住ませた、という記事が、注目される程度である。⁽¹¹⁾ 明代に置かれた養濟院でも、収養の対象としたのは鰥寡孤独と残廢（障害）者のなかで自活できない者であつた。実際『嘉靖尉氏県志』によれば、正徳二年（一五〇七）から十六年（一五二一）までの間に、「孤老の男婦」楊氏ら三十名、「鰥夫」李順ら二名、「寡婦」楊氏ら四名が養濟院で収養されていたと記しており、寡婦はやはり鰥夫・孤老と同じレベルで遇されていたのである。⁽¹²⁾

明末に同善会が生まれたことは、その後の善会・善堂の出発点を記すものとして、きわめて重要である。⁽¹³⁾ 恤嫠会や清節堂

の起源を考える上でも、やはり同善会から始める必要がある。

まず、万曆十八年（一五九〇）、河南省虞城県で始まった同善会では、扶助の対象を貧困者（貧窶）と病人（疾厄）とするだけで、その「同善会条約」でも寡婦に対する特別な配慮は全く見られない。ところが、高攀龍が万曆四十二年（一六一四）に郷里江蘇省無錫県でおこなった同善会や、陳龍正が崇禎四年（一六三二）に郷里浙江省嘉善県でおこなったものになると、それまでとは違った動きが出てくる。すなわち、高攀龍「高子忠憲公同善会規例」や陳龍正「同善会式」によれば、それらが救済対象としたのは、決して貧民一般ではなかった。対象としては、まず第一に、困窮しているにもかかわらず身寄りのない孝子と節婦が選ばれ、次に貧老病苦にもかかわらず養濟院に収容されず、かつ乞食をしていない者に及ぶべきであるとされた。逆に、不孝不悌と見なした者には全く救済の手を及ぼさず、普通の貧民に対しては、会長が全く任意にわずかな金を施捨するだけであった。これは、当時の同善会の事業そのものが「勸善を第一の目的とする」と謳うものであったから、孝子や節婦など結社員の倫理に合った者を一般の者とは特に峻別したのである。陳龍正の同善会では、貞女の顕彰も実際におこなわれていたのであり、この点でも後世の恤嫠会や清節堂にそのまま繋がっている。

後世の恤嫠会との繋がりで今一つ重要であるのは、明末の同善会では実際に生員の妻と思われる寡婦がその支援を受けていたことである。崇禎十四年（一六四二）に江蘇省太倉州でおこなわれた同善会では、生員の妻と推察される婦人が実際に同善会から支給を受けていた。すでに述べたように、彼女は夫の死後、幼い子供をかかえて節を守り、一碗の麦湯をすすって一日を過ごすこともあるという極貧の生活を送っていた。彼女は夫の友人であった陸世儀によって同善会に推薦され、同善会銀の受け取りに際しても、自らが支給場へ赴くことなく、陸世儀を介して受け取っていた。これは、生員の妻としての体面を考慮したからである。会の規則でも節婦や貧儒に対しては、彼らを推薦した友人を介して転送することになっていたのであり、同様な配慮は清代の恤嫠会なかでも儒寡会で見出す。

この傾向、つまり救済対象として特に節婦を重視する傾向は、清代の一部の同善会になるとさらに顕著なものとなってくる。すなわち、乾隆七年（一七四二）から浙江省平湖県ではじまった同善会の目的は、乾隆三十九年（一七七四）に作られた会規によれば「文運にめぐまれない文士と守節完貞する婦女」の救済であり、さらにこの婦女を三等に分け、まず「青年で夫を失い老いて完貞する者と旧族名門の閨訓を謹守する者」に対しては上助銀毎季九錢を支給し、次に「窮苦守節し、老衰して寄る辺のない者」に対しては中助銀七錢、最後に「老寡婦で貧乏病気が重なり、もとより非難されるところのない者」には下助銀五錢を支給することにしていた。⁽¹⁵⁾ 同善会を運営する者にとっては、年若くして夫をなくした婦人こそ節婦中の節婦なのであり、年老いて一人で暮らす寡婦などは下助銀を与える対象でしかなかった。しかし、寡婦に対する配慮の変遷という観点から見れば、この年老いて一人で暮らす者こそ、古くからあるいわゆる鰥寡孤独の寡にはかならなかったのである。

以上によって明らかのように、寡婦に対する特別な配慮と救済は、鰥寡孤独のなかから直接に寡婦一般を取り出してはじまったものでは決してなかった。むしろ逆である。それは節婦顕彰、節婦礼讃という社会的風潮の中で、まず節婦という特別なものを取り出すことによって始めて生まれたのであって、その後再び寡婦一般にまで対象が推し広げられたのであった。明末の同善会においてすでに孝子と節婦が特に重視され、清代乾隆年間にあらわれた同善会において救済対象が文士と節婦に限られるのであれば、その機能をさらに純化させ、節婦だけに限る団体が現れるのは自然の勢いであった。はたして、蘇州で全国に先がけ恤嫠会が誕生したのは、平湖県で同善会がおこなわれていたのとちょうど同じ頃であった。

蘇州恤嫠会を創設した中心人物は、彭紹升である。彼自らの筆になる「近取堂記」によれば、彼は居士として友人と会をつくり、放生池を開き流水禪院を建立したが、さらに会友と語らって恤嫠会を新たに発足させた。彼らは鰥寡孤独の中でも孤寡、つまり孤児と寡婦が苦しく、孤児、寡婦の中でも「士族」のそれが特に苦しい者と見なし、会員によって寄せられた寄付金をもとに百三十余家を支援した。⁽¹⁶⁾ その発足は、乾隆三十九年（一七七四）のことを考えてよい。⁽¹⁷⁾

この間の事情をさらに詳細に伝えるのは、彭紹升の父彭啓豊の「恤嫠会縁起叙」である。彭啓豊が強調するのは、寡婦の中でも「士族」のその惨状である。「そもそも寡婦のうちで最も悲惨なのは、士族の寡婦である。単門寒戸といった一般庶民の寡婦であれば、誰からも注目されない。たとえ、もうやってゆけぬとなったところで、他の家で傭われて働けばどうにか自活してゆける。ところが士族の家に残された妻や子は、自分で働くこともできず、かといって人に物乞いもできない。どこを向いても頼りにならず、わずかの粥すらままならない。はじめは器皿を売り、ついで衣裳を売り、次第に書籍をも売り散じ、飢えと寒さが身にしみるばかりである。朝起きれば夕方のことも知れず、遺影を迎ぎ黄泉の国を思い、死を求めて得ず生を遂げることもままならない。」自分のことはよいかも知れない。しかし残された子供の教育費はいったいどうするのか。「こうして共どもに零落し、下賤の者となりはてるのである」¹⁸。彭啓豊は以上のように述べた。

ここで明らかに示されるように、蘇州恤嫠会が対象としたのは、節婦の中でも特に「士族」のそれ、すなわち自活をしようにも体面がはばかられ、残された子供に教育もつけられず没落してゆくほかない「士族」の寡婦であった。同時代の平湖同善会では、節婦の中でも「若くして夫をなくしてから年老いるまで独身を通した節婦、および旧族名門で閨訓を謹守するもの」を救済対象の第一としたが、蘇州恤嫠会はまさしくこの部分を対象としたのであった。かつて述べたことがあるように、蘇州恤嫠会も会員で会を結成し寄付しあうという典型的な善会であった。彭紹升は恤嫠会を結成するにあたって、明らかに同善会を意識していた。そもそも彼が恤嫠会を始めた契機は、友人薛起鳳が「東林の同善会に倣って鰥寡孤独を養いたい」¹⁹と言ったことであつたし、「私は近取堂をはじめ、その規則は東林の同善会と同じである」²⁰と彼自身述べているとおりである。

彭紹升といえば、居士彭際清として清代居士仏教を代表する人物である。恤嫠会の活動も、彼個人に即して言えば念仏者としての活動の一つにほかならなかった。恤嫠会の活動は、放生池を闢き禅院を建てるという居士としての活動の延長で

表1 乾隆49年(1784)鎮江恤嫠会支給規定

清門士族30歳以内守節者	100人	錢350文+100文(子女分)
“ 40歳以内 “	100人	“ 280文+100文(“)
“ 40歳以外 “	100人	“ 200文
寒微の家の守節者(副冊)	100人	
未婚貞女		銀1両

- 1) 老年舅姑を養う寡婦に毎月200文加給。
 2) 病氣寡婦へ医・薬を支給。
 3) 男子が7・8歳となり入塾読書すれば、束修毎季1000文加給。

あった。友人薛起鳳も熱心な居士仏教徒であった。さらに「恤嫠会回向文」では、「弟子の際清、有情を度して同じく浄土に生れんことを願い、故に県の文星閣において恤嫠会を挙ぐ。およそ諸々の名族の孀居孤苦には、既にその身を恤み、重ねてまた勧導し、念仏して西方に生れんことを求めしめん²⁾」とも述べている。しかし、恤嫠会が発足するにあたって、仏教が欠くことのできぬ決定的契機であったとは、認めがたいところである。なぜなら、平湖県同善会のような結社から蘇州恤嫠

会へと移行するのは、きわめて自然な流れであったし、その平湖県同善会には仏教色を全く読みとることができないからである。また、蘇州恤嫠会に倣って全国各地で結成された恤嫠会でも、仏教色が全くとってよいほど見られない。

乾隆三十九年(一七七四)にはじまった蘇州恤嫠会は、その後全国に広まった恤嫠会の模範であったが、その規則や具体的な活動についてはよくわかっていない。ただ、この直後、すなわち乾隆四十九年(一七八四)に蘇州とほど近い鎮江でおこなわれたものは、蘇州にならったと言い、これによって蘇州のものをもおおよそ推測することができる。

『得一録』卷三、恤嫠会条規「京口傲行彭氏恤嫠会例」によれば、鎮江恤嫠会ではほぼ四〇〇人の寡婦を対象とした。その内訳は表1のとおりである。ここで明らかなように、鎮江恤嫠会が救済対象としたのは、蘇州のそれと全く同じく「清門士族」の寡婦であり、さらに彼女たちを年齢に従って三等にランク付けしていた。三十歳以内守節の者とは、二十歳代あるいはそれ以下で夫をうしなった者を意味し、彼女たちには最も多くの金額が支給された。寒微の家、つまり一般庶民の家の寡婦は副冊という別の冊帳に登録された。副冊とはつまり清門士族用の正冊への付け足しであることを意味し、その数も清門士族のわずか三分の一であった。寒微の家とは彭啓豊の表現を借りる

と「單門寒戸」と同じであり、体面を考える必要もなく、自活してゆこうとすればやってゆける者たちであった。恤嫠会会員の価値観において、寒微の家の対極に位置するのが、未婚貞女、つまり婚約中に婚約者をなくしてから守節し、さらにあえて婚約者の家に嫁ぎゆき、舅姑に事えている婦人であった。彼女たちには他の寡婦よりはるかに多額の銀一両が与えられ、さらにもし承嗣の子、つまりこの家の先祖の香火を継ぐために、後継ぎとして招じ入れた他人の子を育てているのであれば、錢二〇〇文がこれに加えられた。

このように、鎮江恤嫠会が救済対象としたのは、主に会員たちの倫理観や好みに合致したものであった。いわゆる「清門士族」の寡婦とは、今はなき友人の妻であり、明日の自分の妻かも知れなかった。会規の一条には、恤嫠会の援助を受けたというものがいれば、「親友が代って彼女の姓氏・人口・住居、夫の死亡年とその職業を会に報告し名簿に登録する。：恤嫠会の会員は各々身近なところを点検し、実際に全く身寄りがないことがはっきりしたところで、ただちに毎月援助金を届ける」とあり、婦人の体面を考え、友人が代って届けることになっていた。創始期の恤嫠会は、転変極らない「平等社会」にあつての、士大夫層の自救活動という性格を色濃く持っていた。

恤嫠会の創始は以上のとおりであるが、一方、清節堂の創設はこれよりかなり遅れた。しかし、蘇州で恤嫠会が始まったのと全く同じ頃、後世一般に清節堂と呼ばれる施設と全く同じものを構想した人物がいた。それは揚州の考証学者汪中である。

彼は「劍潭に与うる書」でおおよそ次のような構想を語った。⁽²⁾すなわち、各州県は頼るところをもたぬ寡婦のために貞苦堂と呼ぶ施設を造って、ここに住まわせるべきである。ここに入る寡婦は、必ず良家にして謹み深く、また真面目な者でなければならぬ。貞苦堂には百の部屋があり、各部屋には一家族ずつ住むことにする。彼女たちはその子供たちや嫁ぎ先の姑を見棄るわけにはゆかず、一緒に住まねばならないからである。一家族が彼女本人、子供たちと姑と仮に四人構成であれ

ば毎月米一石と錢二百文、年末には綿六斤と布五匹を与えることとする。彼女たちが貞苦堂でおこなう手仕事の収入は、彼女たちのものとする。施設の門には門番を置き、門の左には学塾を置く。寡婦たちの兄弟、親戚の男子が尋ねて来た時には、まずここで待たせておき、その名と親族名を寡婦に伝えて出頭させ、面会させる。貞苦堂の経営には徳篤く智慧ある郷紳があたることとし、経費の出入決裁について官吏は口を差しはさめない。また門の外に孤児社という学塾を造り、寡婦が引き連れてきた男の子をここで学ばせる。五歳から十歳の者がここで学び、三年間その才能や志向を見たうえで各自に見合った仕事を授けることとするが、将来、士農工商いずれになるとしても必ず『孝経』にだけは通じ、読み書きができるようにしておかねばならない。十六歳になれば自活ができることを見定め、次第に支給米を減らしてゆき、二十歳になったところで全員外へ巣立たせる。彼らのうちの賢明な者と能力ある者には、老後この貞苦堂の管理にあたらせ、孤児社で子弟の教育にあたらせる。金持ちになった者や身分が高くなった者には、その資産の三十％を貞苦堂へ寄付させることとする。貞苦堂から遠い鄉村部に住む者や、自分で住む家がある者は入堂しなくてもよく、この場合でも在堂の者に対するのと同じ支給をおこなうこととする。汪中はおおよそ以上のように彼のプランを述べた。

われわれはこの中に、きわめて強いユートピア的な性格を見出す。汪中がなぜこのような貞苦堂を考え出したかというところ、それは手紙の中でも述べているように彼自身が幼くして父を亡くし、母親一人の手で育てられたからであった。彼は、女手一つで生きぬき、二男二女を生み、辛酸を嘗めつくした母の姿を見ていた。汪中自らによる「先母鄒孺人靈表」によれば、親戚は辛苦を極めるこの母に対して全く何も助けてくれなかった。⁽²³⁾ 彼女は「女弟子数人を教え、かつ布鞋を縫って食を得ていた」と言うとおりの、一方では文字どおりの「清門士族」の寡婦であつたにもかかわらず、一方で布鞋作りをしなければ食ってゆけなかった。飢饉の年などは命を託する所もなく、母子が一緒に住む小部屋の一面には壁がなく、苦を吊り下げて覆いとしたという。母はいつも姉を一人留守番に残し、自分と妹を連れて親戚知人に乞食して回ったが、一日かかって一

食すら得ることができなかった、とも回憶する。その後、汪中が学校へ入り、多少の余裕もでき、母にうまい物の一つでも食べさせてやるようになったが、時すでに遅く、母には病が次々と襲いかかり、ついに起つこともできぬまま死んでいった。「若くして仕事に苦しみ、中年にして餓えに苦しみ、老いては病いに苦しみ」、心樂しむことのないままにその身を終えた、と汪中は母の姿を回顧している。

「劍潭に与うる書」によれば、彼は「母があるにもかかわらず養うことができなかったのは、天下の一罪人である」との「鬱々たる心」から、この手紙を劍潭なる人物に書き送り、その実現を託したのであった。ここで言う劍潭とは、汪端光のことと考えられる。汪端光は字を劍潭といい、江蘇省揚州府儀徵県の人で、乾隆三十六年（一七七二）に挙人となり、後に広西省の知府となったという。⁽²⁴⁾ 一方、汪中の子汪喜孫によれば、この手紙が書かれたのは、乾隆三十八年（一七七三）、汪中三十六歳の時であったという。⁽²⁵⁾ とすれば、汪端光はこの時すでに挙人となっており、構想を将来実現できる立場にいた。

貞苦堂の実現を託された汪端光が、その後その実現にむけて努力したのかどうか、あるいはこれから三十数年の後、南京ではじめて建てられた清節堂と何か関係があるのかどうか、今はわからない。しかし、両者に何らかの内的な連関があると想定するのは、十分に可能である。なぜなら、第一に汪中が述べた貞苦堂の基本的な部分が、その後の清節堂とあまりによく似ているからである。そして第二に南京清節堂を建てた人物も、汪中と同じく幼少にして父をなくした孤児であったからであり、第三に、南京清節堂の建設を支援した人々がまた、両淮塩商であったと考えられるからである。

清節堂は嘉慶十一年（一八〇六）、全国に先がけて南京で建てられた。⁽²⁶⁾ これを提唱し指導したのは水月庵の僧侶鏡澄であり、実現させたのは彼の弟子で居士の蔡榮であった。鏡澄は六歳で父をなくし、貧しさゆえに母によって寺に出された。彼は成長の後、節婦を保護しこれによって孤児を保全せんと願を立て、三十余年の後清節堂の実現となったのだという。嘉慶十一年（一八〇六）、南京の蔡榮は揚州江都県の丁淮らと巨費を投じて田産を購入し、清節堂を建てて江寧府下の節婦貞女を収

養し、かつ集英書塾と名づける義学を付設して節婦の子供に教育をつけさせたい、と関係官庁に申請した。清節堂の経営が途についた数年後の嘉慶十六年（一八一二）、鏡澄はこれとは別に恤頤堂をも建て、七十歳以上の身寄りのない老人を収養した。⁽²⁸⁾さらに翌十七年（一八一三）、鏡澄は崇義堂という巨大な義塾を造り、清節堂寡婦の子供たちもここに分属させた。⁽²⁹⁾この運営資金四万二千両を出したのも、やはり「淮南」「甌商」、つまり両淮の塩商であった。⁽³⁰⁾

南京清節堂がどのような堂規を持っていたのかは、許兆椿「清節堂碑記」にその概略が見える以外よくわからない。しかし、蘇州清節堂の堂規であれば、余治『得一録』卷三之二に清節堂章程（蘇州旧章）という名で採録されている。蘇州清節堂は南京清節堂が建てられて間もない嘉慶十七年（一八一三）、南京のそれに倣って建てられたというから、⁽³¹⁾これをもって南京のものの堂規をも想像することができるであろう。『得一録』に収録される蘇州清節堂の規則集は、本堂規条二十一条、入堂規条二十三条、撫嬰館（義塾）規八条、孀婦食單（食事メニュー）八条、孀婦衣制十二条、司事辛俸經管簿冊七条、合計七十九条からなる。撫嬰館規の最後に、嘉慶二十四年（一八一九）に蘇州府、布政司、巡撫、部（おそらくは礼部）とそれぞれ関係文書が回送され、十月十五日付で部が上申どおり実施してよしと許可を下しているの、すくなくとも本堂規条、入堂規条、撫嬰館規は嘉慶年間のものとして見て誤りない。七十九条をここに紹介するのはあまりに繁瑣であるうえ、あとで上海清節堂を紹介する時に絵図を見ながら堂規を読んだ方が理解しやすい。したがってここでは、蘇州清節堂の堂規のなかでも、汪中の構想や後の時代の清節堂との比較で重要な部分だけ述べることにしよう。

まず、入堂を希望する寡婦のうちで、その親族や近隣の者の保証を得ることができ、清節堂董事の調査を受けて問題ないとなった者であれば、誰でも入ることができた。しかし、一旦入ったからには、嫁ぎ先の翁姑や自分の父母が死去した時などのほか、ほとんど外出することは許されなかった。清節堂の中だけで生きるのに耐えられぬ者は、出堂することもできたが、しかし一旦出堂したからには二度と入ることは許されなかった。一方、若い寡婦のなかで翁姑や父母が存命中であり、

誰も世話する者がいない場合には、彼女たちは在宅のままで清節堂に入った婦人たちと同じ分だけ衣服と食糧が支給され、翁姑や父母が死亡してのち入堂することが認められていた。また、「名門旧族」の家の寡婦で貧乏となり、しかも入堂を望まない場合には、これも入堂者に準じ、四季に分けて衣服・食糧を受け取ることができた。以上が、入堂資格の概要である。次に、施設の概要である。清節堂は大きく言って二つの空間からなり、節婦と子供たちは堂内のさらに内側の、二重に閉された空間で生活することになっていた。すなわち、清節堂の外門の内側には、まず董事（理事）や司事（事務員）の会議室や事務室などが置かれていたが、さらにその奥に総門あるいは中門と呼ばれる門があり、これから奥は成年男子が絶対に入るこのできない場所であった。ここは会議室や事務室などからさえ遮断されており、外側から垣間見ることさえできなかった。寡婦が連れてきた男の子は、幼年のうちはこの母と一緒に住むことができたが、十三歳になった時に必ずここから出て義塾の塾師のところで生活せねばならなかった。

以上簡単に述べた蘇州清節堂の運営規定の中に、汪中の構想や後の清節堂ときわめて似ている部分がある一方で、大いに異なっている部分があることに気付くであろう。まず、汪中の構想、蘇州清節堂、後世のその三者ではほとんど完全に一致しているのは、第一に経営は民辦、つまり民間人の経営としている点、第二に寡婦は子供や老姑と一緒に生活できるとしている点、第三に義塾を置いて子供に教育をつける点である。ところが、汪中の構想と蘇州清節堂とが一致するにもかかわらず、後世のそれとは全く違う点が一つあった。それは、「名門旧族」の者で入堂を希望しない者でも、自宅にあって入堂者に準じて衣服食糧を受けとることができる、としている点である。

この違いは、実は見かけよりもずっと大きな問題を含んでいた。余治は『得一録』に「清節堂章程」（蘇州旧章）を採録したあと、董事は無給ではなく有給とすべきだ、と蘇州旧章の一条を批判したあとで、次のようなコメントをもう一つ加えたのであった。

名門旧族の者へも在堂者の例に照らして給付するという一条について言えば、普通貞節を守ろうとするのは名門旧族の者が多く、当然彼女たちは入堂することを望まない。もし、自宅に住んだままで守節しようとする者に対しても、在堂の者と同じ給付をするならば、設堂の本来の意図（設堂の本意）と合わないようである。³²

余治は、蘇州清節堂の堂規のうちで、在宅の寡婦にも在堂の者と同様な手厚い援助をすべきだという一点に反対したのであった。後世の清節堂が余治の意見に従ったからかどうかはわからないが、しかし現在われわれが見ることができる堂規を残した清節堂、すなわち松江、上海、南匯、丹徒、揚州、保定、天津の清節堂では、他の部分はほとんど蘇州のそれに倣いながら、在宅寡婦の扱い方ではこれに倣わなかったのである。³³

ところで逆に、蘇州清節堂と後世のそれが一致し、汪中の構想とは全く違っている部分があった。それは、汪中の構想に見られたようなユートピア性が全く影をひそめ、かわって寡婦に対する管理がきわめて厳しくなっている点である。汪中の構想のなかでは、貞苦堂で育てられた子供たちは、老後その才能と身分に応じて、彼ら自身が貞苦堂の管理や孤児社での教育にあたることになっていたし、資産の三十％を貞苦堂に寄付することになっていた。これは蘇州清節堂の堂規に見られぬところであり、他の清節堂のそれにも全く見えぬところである。逆に、寡婦に対する締めつけは、現実の清節堂ではきわめて厳しいものとなった。諸々の堂規に盛られた規則からすれば、清節堂とは節婦を収養するとともにこれを閉じこめる施設であった、という方が正解である。

ともかく、清代の恤嫠会と清節堂は以上のようにして誕生した。その後、全国各地に置かれた恤嫠会は、主に蘇州彭氏のものをモデルとし、清節堂も蘇州のそれをモデルとした。これら恤嫠会、清節堂のなかで比較的早い時期、つまりアヘン戦争（道光二十年＝一八四〇）前後までに設置されたものを、年代順にならべたのが表2である。

われわれは、表2に掲げた資料、すなわち主に地方志によって恤嫠会や清節堂の概略を知ることができる。地方志のなか

表2 創始期よりアヘン戦争前後までの恤嫠会・清節堂

乾隆38 (1773)	〔汪中貞苦堂構想〕	注 (22) (25)。
39 (1774)	蘇州恤嫠会	注 (16) (17)。
49 (1784)	鎮江敬節堂 (= 恤嫠会)	『得一録』 3 - 2。
50 (1785)	常州敬節堂 (= 恤嫠会)	『道光武進陽湖合志』 5 - 25b。
嘉慶1 (1796)	江寧恤嫠会	注 (27)。『同治上江兩県志』 11 - 17a, 崇善堂では恤嫠局設を嘉慶2年とする。
2 (1797)	杭州恤嫠集	注 (36)。
3 (1798)	江寧同善堂 (恤嫠会)	『嘉慶新修江寧府志』 12 - 27b。
4 (1799)	高郵州恤嫠会 (同善会館)	『道光高郵州志』 6 - 20a。この年は定員増額というから、創設はこの年以前。
7 (1802)	上海恤嫠会	注 (60)。
8 (1803)	嘉興恤嫠集	『光緒嘉興府志』 24 - 9a。
10 (1805)	揚州恤嫠公会	『嘉慶重修揚州府志』 18 - 6b。
11 (1806)	江寧清節堂	注 (26)。
13 (1808)	石門恤嫠集	『光緒嘉興府志』 24 - 31a。
14 (1809)	揚州邵伯鎮博愛堂 (= 恤嫠会)	『嘉慶重修揚州府志』 18 - 10a。
17 (1812)	蘇州清節堂	注 (31)。
17 (1812)	常德敬節堂 (= 恤嫠会) 〔湖南省〕	『常德郡城育嬰志』 1 - 69a。
22 (1817)	泰州清節堂	『同治統纂揚州府志』 3 - 10a。
25 (1820)	広州恤嫠局 〔広東省〕	『光緒広州府志』 65 - 21a。"Chinese Repository" 1833 - No. 9, p. 383。
道光2 (1822)	嘉興梅里鎮恤嫠会	『光緒梅里志』 7 - 16a。
5 (1825)	閩侯恤嫠会 〔福建省福州〕	『同治統纂福建通志』 52 - 36a, 『民国閩侯県志』 61 - 1b。
9 (1829)	松江恤嫠局	『光緒松江府統志』 9 - 17b。
17 (1837)	如臯恤嫠局	『道光如臯県統志』 1 - 11a。
19 (1839)	北京恤嫠所 〔直隸省〕	『光緒順天府志』 12 - 12a, これ以前からあり。
19 (1839)	長沙保節堂 (= 恤嫠会) 〔湖南省〕	『光緒善化県志』 10 - 7b。この年以前の道光年間。
20 (1840)	揚州立貞堂	『同治統纂揚州府志』 3 - 7b。
20 (1840)	如臯敬節堂 (恤嫠会)	『同治如臯県統志』 1 - 19a。
22 (1842)	奉賢恤嫠局	『光緒奉賢県志』 2 - 12a。
23 (1843)	保定全節堂 〔河北省〕	『光緒畿輔通志』 109 - 23a。
24 (1844)	高郵州立貞堂	『光緒再統高郵州志』 7 - 6b。
26 (1846)	上海全節堂 (恤嫠会)	『同治上海県志』 2 - 24b。

に、詳細な会規や堂規を採録するものがあるからである。しかし、規則だけから実態を想像すると、とんでもない思い違いをするであろう。規則は規則でしかないからである。また、規則の中には汪中やその母のような生身の人間は出てこない。われわれは次に、育嬰堂や保嬰会の実態を探った時と同じ方式、すなわち事業会計報告である『徵信録』や新聞記事などを使って、それらの実態に近付こうと思う。

二 恤嫠会の経営実態

(1) 杭州恤嫠集

恤嫠会の実例として、はじめに紹介するのは杭州恤嫠集である。ここで言う恤嫠集とは、恤嫠会というのと全く同じである。浙江府下の杭州府や嘉興府では、善会のことをしばし何々集と呼んだ。たとえば、嘉興恤嫠集、嘉興儒寡集、嘉興任恤集、嘉興同善集、石門恤嫠集、石門同仁施材集、石門施衣集、新塍鎮広福集などがそれである。⁽³⁴⁾ それらはいずれも、何々会と呼び換えても全く変らない活動をしていた。

資料『恤嫠集』（南京図書館蔵）は嘉慶十八年（一八一三）の序文を持つが、実際には嘉慶二十五年（一八二〇）までの事業実績を記している。内容は、会を結成するにあたって提出した申請書（呈文）、会規（規條）、旌表寡婦候補者名簿（旌冊）、嘉慶二十五年度正額支給寡婦名簿（旌冊）および正額補充支給停止記録（統補）の五つの部分からなる。これは、いわゆる「徵信録」ときわめてよく似ているが、そこには各年度の会計報告が欠けている。収入と支出の明細が記されないため、規則がどこまで実施されていたのか正確に知ることはできないが、収入は後にみるとおりほぼ推定できるし、支出もほとんど全部寡婦一人一人への支給に回されたと考えられる。会計報告がないのは、あるいは正確な年度ごとのものを必要としなかったのかも知れず、この意味で会計報告がないのは必ずしも大きな問題ではない。この資料が何よりも貴重なのは、嘉慶年間という比較的早い時期におこなわれたものの記録だからである。

杭州恤嫠集は、蘇州彭氏の恤嫠会に刺激されて結成された。杭州では乾隆五十八年・五十九年（一七九三・一七九四）の間に恤嫠集をはじめようとしたらしいが、経費が不足することを心配して中止となり、実際に成立したのは嘉慶二年（一七九七）のことであったという。

杭州で恤嫠集をはじめ、この記録が終る嘉慶二十五年までの二十数年間、一貫して経営を続けたのは杭州に住む塩商、いわゆる両浙塩商であった。『恤嫠集』序文には、恤嫠集の結成とその後の運営に尽力した人物として、三人の名が見える。

このうち許恕堂先生というのは『欽定重修兩浙法志』卷二十五、商籍に伝記が見える許肇である。⁽³⁵⁾ 彼は杭州府仁和県学の生員で、議叙によって道員の肩書きを得ていた。彼は、杭州府学・錢塘県学・仁和県学の修理、育嬰堂の修理、錢塘江義渡の設置のほか施棺、掩骼、捨藥物、施衣などもおこなっており、恤嫠集の結成もこれら「善舉」の一環にほかならなかった。

許肇らは、両浙巡撫に対しておおよそ次のように申請した。塩商はこれまで救生船や死体の埋葬などのために、毎年数万両を投じてきたが、恤嫠はさらに急を要する事業である。そこで塩商が集議した結果、塩引一引ごとに銀四釐を寄付にあて、まず庫に納めておいて毎季ここから受けとり、紳士に手渡し「士族の孤寡」を救済する用途にあてたい。以上のような申請がなされたのは、嘉慶二年（一七九七）のことであり、この時は寡婦一人につき毎年銀八両を支給することとしていた。ところが、援助を願ひ出る寡婦の数が次第に増えていったので、一人あたり五両余りの支給に減額し、定員も四百二十名と限ったうえで、定員に漏れた者を副冊に付けておき、欠員待ちの候補者とした。欠員待ちの者には定員の者に支給した残りの金額をその人数で均等に割ったものを与えたので、新しい援助申請者が増えれば増えるほど彼女たちへの配分額は減少した。こうして創設後十年たため間に、副冊に付けられて定員化を待つ者は定員数と同じぐらいになってしまい、彼女たちへの配当はきわめて低くなってしまった。そこで嘉慶十一年（一八〇六）の冬、再び塩商が協議し、それまで塩引一引につき四釐を恤嫠集のための寄付としていたものを二釐加えて六釐とし、この二釐分を副冊の者に均等し、彼女たち全員にせめて二両ずつでも支給できるようにと取り決めた。ところがそれでも副冊の者が増加したので、嘉慶十八年（一八一三）の春にまたまた塩商が集まって対策を講じ、塩引ごとの寄付額をさらに四釐増やして合計銀一分とするとともに、定員数をも増やして合計六〇〇名としたのである。⁽³⁶⁾ 『恤嫠集』の序文が嘉慶十八年のものであること、また旌冊が嘉慶十八年からはじまっているこ

とは、この年が恤嫠集にとって一つの節目にあたっていたことを示している。『恤嫠集』に載っている規条つまり会規も、その内容からこの年に作成されたものと判断できるし、「嫠冊」に列記される寡婦たちも、この嘉慶十八年の規定で支援を受けたこと、間違いないところである。

さて、まず問題となるのが、この杭州恤嫠集で援助を受けたのは、実際にどのような婦人たちであったのか、ということである。会規では、「この事業はもっぱら省城杭州の清貧世族のために設ける」と定め、設置申請書でも、「士族の寡婦を救う」ことを目的にすると謳い、これを説明して「一般民衆の妻は仕事をおぼえて生計をたて、他人に雇われてでも自活できる。望族名門の妻となれば、体面が恥しくて仕事に出られず、苦節にたえて生きてゆくのは難しい」と述べるが、この「世族」「士族」「望族」「名門」とは、具体的にどのような家族であったのだろうか。

この問題については、資料『恤嫠集』の「旌冊」がある手懸りを与えてくれる。この恤嫠会は、その会規で定めるとおり、支援の対象とした婦人たちの中から、法令が節婦の旌表規定でいう「夫が死亡した時に三十歳以内で、現在すでに五十歳以上になっても節を守り通している者」⁽³⁶⁾に該当する者を選びだし、その名簿を国家に提出して旌表を願うことをも重要な事業としていた。たとえば、癸酉（嘉慶十八）年分呈請表揚貞節名单には、嘉慶十八年に旌表現定に該当するとして恤嫠会が抽き出した嫠婦五十九人の名が列記されている。このような名簿は嘉慶二十五年（一八二〇）まで二十四年度分をのぞいて毎年提出されている。そこには、たとえば「儒士趙尚志妻倪氏」とか「庠生章承茂妻沈氏」とか、「候選州吏目周紹衣妻汪氏」などのように、今はなき夫の肩書きも書かれており、これによって杭州恤嫠集が救済の対象とした家族、夫の身分や職業をある程度知ることができるのである。これを統計にしたものが、表3である。

この統計からわかるとおり、「士族」とも「望族」とも呼べない「民人」が二人含まれているが、彼らはわずか1%にもみたく、この恤嫠集がまさしく会規や申請書どおり「士族」「望族」の寡婦を対象とするものであったことは明瞭である。

表3 杭州恤嫠集旌表申請者にみえる亡夫の身分（単位＝人）

	官紳（含 挙人・候選）	貢	生	庠	生	武	生	監	生	儒	士	民	人	計
嘉慶18 (1813)	0	0		12		1		9		37		0		59
" 19 (1814)	2※1	0		5		1		2		31		0		41
" 20 (1815)	2※2	0		2		0		5		26		0		35
" 21 (1816)	0	1		0		0		1		31		0		33
" 22 (1817)	2※3	0		2		0		3		25		0		32
" 23 (1818)	1※4	0		2		0		1		12		0		16
" 25 (1820)	0	0		3		0		2		23		2		30
(7年間合計)	7	1		26		2		23		185		2		246

※1 選四川徳陽県、広西全州知州。

※2 候選州吏目、候選州同。

※4 挙人、候選布政司経歴。

※4 候選布政司経歴。

注目すべきは、ここに広西省全州知州史光渠の妾林氏と戊申（乾隆五十三年）挙人沈念祖の妻饒氏が含まれていることである。沈念祖の妻饒氏は嘉慶二十五年分の正給冊にもその名が見える。挙人の寡婦がたしかに恤嫠集から年間五両の援助金を受けとっていたのである。彼女あたりが、「望族」「名門」などと呼ばれる者であったのだろう。

しかし、彼女たちは、「民人」と呼ばれる者の妻が例外であったように、例外中の例外であった。総計二四六人のなかで、圧倒的多数であったのは、「儒士」と呼ばれる者たちの妻であった。彼女たちは合計一八五人で全体の七十五％を占めていた。「儒士」は庠生（文生員）とも監生とも区別され、しかも「民人」ではないのだから、現在生員となるために勉強中の童生と呼ばれていたクラスにあたるであろう。武生を含めた生員は二十八人（二二％）、監生は二十人（九％）であり、これに儒士を加えると二三人であり、全体の九十六％を占めている。「士族」とは、この生員、監生、儒士のことであり、とりわけ生員となるだけの才能にめぐまれず、また監生となるだけの財力にめぐまれぬ儒士の妻がこの恤嫠集の最も主要な救済対象であった。蘇州彭氏恤嫠会、鎮江恤嫠会、そして杭州恤嫠集と、いずれも「士族」「望族」の清貧な者を対象としたが、実態はいずれもそれらの語感よりもさらに低い者を対象としたのではないか、と考えられる。⁽³⁹⁾

さてさらに、これら「士族」の妻たちの実像に別の角度から迫ってみよう。『恤

『整集』の「旌表」あるいは「旌冊」に名前が実際載っており、しかも『民国杭州府志』の列女伝に記載される寡婦が何人かいる。たとえば「旌冊」嘉慶十八年分呈請表揚貞節名单に

庠生 章承茂 妻沈氏

というのがある。生員章承茂の妻沈氏は、この年、恤嫠集によって旌表が申請された。さらに嘉慶二十五年分正給の「整冊」に、

章沈氏 夫承茂 住洞真観前

とあり、実際彼女は恤嫠集から年間五両を受けとっていた。同時に彼女は『民国杭州府志』卷一五三に

章承茂継妻沈氏、弱齡失所天、鬻鬻子立、永矢靡他、撫姪永斌、如己出。輶軒録。嘉慶十八年旌。

と見える。ここにおいて、恤嫠会の支援を受けた一婦人の具体像がおぼろげながら浮かびあがる。彼女は若年にして後妻として生員章承茂の家に嫁いだのであった。しかし、夫はまもなくして亡くなってしまふ。彼女は再婚しないことを誓い、夫の姪にあたる章永斌を継子としてもらい子し、これをわが子のように育てた、という。ところで、彼女は嘉慶十八年に旌表を申請されているのだから、国家の規定に従えばこの時点ですでに二十年以上独身を通していたことになる。また、この時彼女は五十歳以上であったし、さらに嘉慶二十五年に実際に恤嫠会から五両受けとった時は、五十七歳以上になっていた。恤嫠会の会規の一条に「若くして寡婦となった者は、即ちに正額として補充すべきである。……二十歳前後の者は、情として憫むべきである。調査の結果明らかとなれば、即座に補充し、堅い節操を励ますこととする」とあり、彼女は若くして夫を亡くしたというから仮に会規どおりに実行したとすれば、彼女は三十年以上も恤嫠会から援助を受け続けた可能性がある。章永斌を育てたにもかかわらず、おそらくは順調にゆかなかったようである。というのは『恤嫠集』続補に「子供が成長し裕かとなったため、受取りカードを返却して停給」などという注を記された他の婦人が何人かあり、彼女が順調であれば、

もはや同様に援助の必要はなくなっていたからである。

章沈氏のほか、「旌冊」に儒士汪錫嘏の妻呉氏とある婦人は、『民国杭州府志』卷一五六に、「早く寡婦となつてしまった。厳しく子供に勉強を課し、子供が塾から帰ると必ず何を習ったかと問いただした。唐人の詩を口伝えで子供に教え、暗誦できるまでして眠りにつかせた。著作に『清風明月楼吟卷』がある。『杭郡詩統輯』にみえる。嘉慶十九年旌表」とある。彼女は「儒士」の妻であったとはいえ、その生活スタイルにおいて生員の妻と全く変わらなかった。同じく「旌冊」に見える「儒士」呉一愈の妻許氏は、「夫が病にたおれ今にも危篤となった時、股を割して薬に混ぜた。病気はややおさまった。二十九歳で夫が亡くなり、以後節を守った。『呉氏家乗』に見える。嘉慶二十一年に旌表」とある。章沈氏、汪呉氏、呉許氏らの姿は、清代に数知れず書かれた「節婦伝」に見えるごく普通のものであって、特別なところは何一つない。その彼女たちが、恤嫠集の援助を受けて生活していたのである。以上のような「節婦」のほか、この恤嫠集は未婚貞女の救済も重要な事業の柱とし、その貞節を嘉して欠員待ちをさせることなく即ちに正額給付した。実際、嘉慶二十五年分「嫠冊」に貞女周氏、貞女蔣氏の名が見える。

さて、恤嫠集の援助を受ける婦人たちが、主に生員、監生、童生たちの妻であり、彼女たちの具体的な姿が以上のようなものであったとして、次に問題となるのは、このクラスに属する者が恤嫠集の援助を求めて毎年どれくらい申請し、実際に何人が登録されたのか、そしてその援助金は彼女たちの生活にとってどの程度の意味を持ったのか、である。これについては、『恤嫠集』続補が恰好の資料を与えてくれる(表4)。

杭州恤嫠集では、嘉慶十八年(一八一三)以降は、寡婦六〇〇人に対して正額の五両を毎年四季に分けて支給していた。これを正給と呼び、正冊と呼ぶ帳簿に登録していた。またこれとは別に、外給と呼ばれ副冊に登録される大量の婦人たちがいた。これは、恤嫠会による資格審査は通ったのだが、まだ正給を受けるに至らず、欠員待ちをする候補者である。恤嫠会の

表4 杭州恤嫠集受給寡婦数

	正冊死 亡嫠婦	正冊停 給嫠婦	正冊籤 補嫠婦	副冊外 給嫠婦	副冊死 亡嫠婦	正冊給 付嫠婦
嘉慶18 (1813)	6	0	6	988	29	
19 (1814)	20	3	26	1151	45	
20 (1815)	38	1	39	1392	84	
21 (1816)	30	3	33	1458	75	
22 (1817)	28	7	36	1560	67	
23 (1818)	31	3	34	1628	55	
24 (1819)	38	2	39	1628	84	
25 (1820)	33	3	32	1545	65	(600)

収入は当然限度があったから、彼女たち外給の婦人たちには、特別枠で設けた金額を彼女たちの人数で割り、これを年末に支給していた。

表4は、嘉慶十八年から二十五年まで八年間における正額（正冊）給付対象者中の死亡寡婦数、停給寡婦数、外給（副冊）から新しく抽籤で正冊に補入された寡婦数、および副冊に登録されている外給寡婦数、副冊中での死亡寡婦数である。嘉慶二十五年度は、『恤嫠集』嫠冊に列記された婦人の数は六〇〇人であるが、これは前年度正額支給者の中で三十三人が死亡し、三人が何らかの事情で支給停止となり、この計三十六人の欠員を補うために、副冊外給者の中から三十二人を択びだして得た数と考えられる。六〇〇人とは規則どおりの正給であり、表から見て各年度ともこの六〇〇人を水準として推移している。彼らには毎年五両ずつ支給されていたから、年間支給総額は三〇〇〇両である。ところで、すでに述べたように、毎年塩商による寄付は塩引一引について銀一分の割合でなされ、このうち六釐分は正額給付に四釐分は外給に回されることになっていた。とすれば、外給分の総額は二〇〇〇両である。この額は、会規が改正された嘉慶十八年度分の副冊外給者九八八人に対して二両ずつ与えた金額と一致する。会規を改正した段階では、副冊外給者全員に二両ずつゆきわたるように配慮されたのに違いなく、寄付を銀一分と割り出したのもこの計算にもとづくものに違いない。ところが表4に如実にあらわれているように、副冊に登録された者はそれ以後も増加の一途をたどった。二十三年で増加が止まっているのは、それ以上の増加を避けるために申請があっても登録を受けつけなかったからであろう。恤嫠集は大変な人気であった。

では、正額分の五両あるいは外給分の二両とは、受けとる側の女にとってどれだけの意味があったのだろうか。まず、杭州恤嫠集がはじまった嘉慶二年（一七九七）には、婦人たちに毎年八両を支給した。この年の銀錢交換レートは、汪輝祖によれば銀一両＝錢一〇二〇文、一〇三〇文であったというから、銀八両とは八一六〇文から八二四〇文にあたり、一年十二箇月で割ると毎月六八〇文程度であった、ということになる。ちなみに、嘉慶十一年（一八〇六）に江蘇省通州の育嬰堂では、この育嬰室と契約を交し、嬰兒を預かり自宅で育てていた乳婦が毎月七〇〇文の俸給をもらっており、杭州に近い江蘇省松江の育嬰堂でも、嘉慶十四年（一八〇九）には乳婦が毎月七〇〇文を受けとっていた。¹⁰とすれば、毎年銀八両とはこれら乳婦の俸給と同じ程度であり、寡婦たちにとって間違いなく相当な生計の足しになった。ところが、毎年五両ということになると同じレートで計算すれば、毎月四二五文程度であり、嘉慶十八年度の外給者が受けた毎年二両とは、毎月約百七〇文を意味していた。さらにたとえば嘉慶二十五年度は副冊分の者が一五四五人に増加していたから、彼女たちが毎年受けとったのは年間約一・三両、月にしてわずか一一〇文程度であった。これではほとんど何の意味もなかった。彼女たちは、毎年百人に二人程度しか籤に当らぬことを知りながら、しかも百数十文を獲得するために恤嫠集へ殺到していたのである。

表4はまた、副冊の者が正規の支給対象者に補せられるのがいかに難しいことであったか、われわれに教えてくれる。嘉慶十八年の場合、正冊に新しく入ったのは候補者九八八人中でわずかに六人、つまり〇・六％であったというのは極端であるが、ほかの年度でも毎年二％台であった。これは年間、百人の中で二人の者しか成功しなかったことを意味する。たとえば儒士趙尚志の妻倪氏は、嘉慶十八年度の旌表申請名簿に載っているから、この年すでに二十年以上守節していたにもかかわらず、正冊に補せられたのはやっと嘉慶二十五年になった時であった。彼女の名は、この年の籤補の項に見えており、この年の正給嫠冊にも見える。彼女はこの年に至るまで、ずっと副冊に付けられたままであった。

ところが、このように正冊に補せられる率が極めて低いということは、逆に言えば、一旦正冊に補せられてしまえば、彼

女たちは死亡するまで毎年五両を受け取ることができた、ということの意味した。表4でわかるとおり、死亡以外で支給を停止された者は、六〇〇人中わずかに三人程度、つまり一％にもみたなかったのである。停給となった理由は、「依親任所、停給」、「依親遠出、繳票停給」が九人、「遠出、停止」が五人、「不面、停給」が二人、「家給裕如、停止」、「子長裕如、繳票停止」が五人であった。このうち、家給裕如、子長裕如というのは、子供が成長したことなどによって家計が好転し、援助の必要がなくなったということである。しかし、子供が成長して援助の必要がなくなるというケースは、あまりに少ないか。

そこで改めて嘉慶二十五年度正給寡婦六〇〇人の一人一人を見直してみる。幼子がある場合には、幼子一人、幼子二人などと注記されているからである。一人でも幼子がある者を数えてみると、六〇〇人中で八十四人でありやっと十四％程度であった。われわれはどうやらここで、恤嫠会が対象としたのは、夫を亡くして間もない若い女たちである、といった觀念を一旦捨てなければならぬようである。幼い子供を持つ婦人があまりに少なく、正給支給者はほとんど固定してしまい、同じ者が毎年同じ額を受けとったからである。すくなくとも杭州恤嫠会はきわめて流動性の低いものとなり、実質的には老婦援助団体となっていたのであった。

その最大の原因は、この恤嫠集が対象を「世族」「士族」「望族」の寡婦と定めるだけで、年齢制限を全く設けなかったからである。では年齢制限を設けた場合にはどのようなことになるのか。次に別の恤嫠会を見てみることにしたい。

(2) 成都恤嫠会

次に一例としてとりあげるのは、四川省成都でおこなわれたものである。成都では同治九年（一八七〇）、やはり蘇州彭氏の先例にならって恤嫠会が結成された。ここで『柏舟厲節』（光緒二十年（一八九四）中秋月重鐫 南京大学図書館蔵）と呼ぶ資料は、そ

の巻頭ページに「督蜀使者呉 鑑定 柏舟厲節」と大書されるだけで、全巻を貫く統一的な書名はどこにも見出せない。版心には、清節堂条規、清節堂捐資、清節堂稟稿、清節堂田契、清節堂章程、清節堂清冊というそれぞれ違ったタイトルがつけられている。柏舟とは、いうまでもなく『詩経』鄘風の篇名で、婦人の節操が堅いことを意味し、そのまま清節堂を象徴する言葉であるから、ここではこの資料を『柏舟厲節』としばらく呼ぶこととする。⁽¹²⁾

この恤嫠会は、『柏舟厲節』の中で恤嫠会と呼ばれ、また実質的にも団体結社であったにもかかわらず、しばしば清節堂とも呼ばれた。実質は恤嫠会でありながら、これを敬節堂、保節堂、全節堂などと呼ぶことは、すでに表2で見たとこであるが、成都恤嫠会の場合は、同治九年に結成された時からゆくゆく資金が潤沢になるのを待って本来の清節堂を建設し、嫠婦と孤児を住ませようとする計画があったからであった。このため、恤嫠会の理事も白らのことを清節堂首事と呼び、田土の契でも清節堂という名義を用いた。しかし『柏舟厲節』が出版された光緒二十年（一八九四）に至っても、ついに本来の清節堂は建設されるにいたらず、恤嫠会の事務所として建てられた恤嫠局を清節堂と呼んでいた。

さて、成都恤嫠会を提唱し、運営の中心を担ったのは、葉毓栄という退休官僚であった。彼は成都府華陽県の人で、同治四年（一八六五）に進士となり、工部郎中などを勤めたあと帰郷した。⁽¹³⁾ 彼が成都に清節堂を建てようと思ったのは、親の命令に従った結果だという。この親というのはより正確には母親であったと考えられる。というのは、「清節堂捐資」（常捐）の項の始めの部分に、

十二年已収恤嫠会捐資

総督部堂呉統捐

貳百両

葉老太太

貳百両

湖北漢川縣葉樹南

共 捐

特用道吏部郎中葉毓桐

補用県葉樹棠

銀 壹

江西即補県葉湛元

工部郎中葉毓榮

百 両

巴県王麟飛

壹百両

と記し、葉老太太という人物が四川総督呉（棠）の次に総督と同額の二百両を寄付したと見えるからである。葉樹南から葉毓榮までの五人は葉毓榮の五人兄弟であり、連名で百両を寄付している。とすれば、葉老太太はどうしても彼らの母親であつたと考えねばならない。

成都ではじまつた恤嫠会は、蘇州彭氏のものになつたというとおり、典型的な民辦方式（民間人経営）によつて運営された。その「清節堂条規」の一条に「この会は紳士と客商が自ら経営を行い、官吏の手を通さない」と謳い、「毎月一回決算をおこない、毎年年末に同人を招集し、その手を経て支出した一切の銀錢の数と項目とをお互い検査しはつきりさせる。帳簿を一つ書き写し、經理に當つた者の姓名をそこに記し、文帝君、武帝君に疏してその座前で焚化し、冥々のうちに監視されんことを謹んで祈る。もし不正があれば、神よ必ず罰を降されよ」と述べている。⁽⁴⁴⁾ 董事（首事、理事）たちによる経営、決算方法、神への事業報告などは、すべて長江下流地域の善会、善堂で普通に見えることであり、これが典型的な民辦であつたことを示している。⁽⁴⁵⁾

ところが、民辦と一對をなす民捐の方はどうであつたかというところ、成都恤嫠会では民捐性がきわめて薄かつた。この恤嫠会の収入は、その寄付金の性格の違いにしたがつて四項目に分かれていた。常捐、月捐、塩捐、藩捐である。このうち、月捐とは四川総督六両、布政使五両、按察使五両、塩茶道五両、成綿龍茂道四両、成都府知府五両、成都県知県五両、華陽県

知県五兩の割合で毎月定額ずつ寄付するものであったから、完全な官捐である。塩捐とは、塩茶道から毎年四〇〇兩、閏月のある年はこれに三十四兩加えて恤嫠会に下付されるものであったから、これもまた完全な官捐である。さらに藩捐とは、布政司庫から毎月銀十七兩余り下した援助金であったから、やはり官捐であった。以上、月捐、塩捐、藩捐は完全な官捐であるうえ、常捐も大半が官捐であった。常捐とは、四川省で勤務する官僚と民間人による一回きりの寄付であり、先に示した「十二年已收恤嫠会捐資」がその一例である。この場合、総督吳棠と巴県知県王麟飛の捐が官捐であり、葉老太太、葉五兄弟の捐が民捐である。これをそれぞれ合計すると、官捐は九四九九・二兩で九十一%を占め、民捐は九五三兩でわずか九%を占めるだけであった。とすれば、成都恤嫠会は経営は確かに民間人が当るものであったが、これを財政的に支えたのは四川全省の官僚たちであったと考えなければならない。「清節堂稟稿」の最後に載せる「恤嫠局章程書後」によれば、同治九年の創設から光緒十九年までの二十三年数ヶ月の間に支出した金額は、常捐銀五九一五兩四分八厘、米一九九七石一斗六升四合、月捐銀九八六四兩三錢四分八厘、塩捐銀六九五九兩六錢、藩捐錢六〇千文であり、米一九九七石一斗六六四合は銀約一万兩に当り、藩捐錢六十千文は銀四十兩に当り、総計して三二七七八兩九錢九分六厘であったという。

「清節堂清冊」は、同治九年十一月の受入れから光緒二十年六月分の受入れまで、実際に援助を受けた四〇五名の婦人の名簿である。四〇五人の中にはもともと月捐収入の項目から援助金を受けとっていたが、のち常捐収入の項目から受け取るよう振り換えられた者など十一人が重複するから、実際は三九四名である。この三九四名に対して総額三二七七八兩余りを支給したのである。

「清節堂清冊」には、彼女たちの年齢や子供の数などを記し、これによって彼女たちの家族情況の一端をうかがうことができる。たとえば常捐の最初の二例は、次のとおりである。

同治九年恤嫠局已收節婦清冊

十二年正月置田
後、公議免米。

一節婦楊鄧氏

年二十四歲。女一人。住鼓樓街。九年十一月收入、按月給錢一千四百文。保人陳溥。房主姚光遠。鄰右周鳴鶴。病故。

一節婦田章氏

年三十歲。子一人。住陝西街。九年十一月收入、按月給錢一千四百文。保人程通甫。房主戚讓森。鄰右李玉隆。開除。

一例目の楊鄧氏とは、楊姓の夫を亡くした鄧氏である。同治九年十一月、つまりこの恤嫠会が開設されると同時に、彼女は二十四歳で登録された。彼女は娘一人を持ち、鼓樓街に住んでいた。彼女には毎月錢一四〇〇文が支給された。登録にあたっては、陳溥が保証人となり、姚光遠が房主（家主）であり、周鳴鶴が近くに住んでいるとした。「病故」とは現在、病気ですでになくなっていて、ということである。

「病故」というのは、この『柏舟厲節』が編纂された光緒二十年の時点のことである。なぜなら、同じ様式の記録が、光緒二十年六月に登録された者まで続くからである。病故ではなく、ある時点で恤嫠会から援助が中止された場合は「開除」と記される。二例目の田章氏がそれである。病故とも開除とも記されていないのは、光緒二十年でもなお支給中であることを表わしている。

たとえば、

一節婦謝徐氏

年二十歲。孀姑一人。住紅照壁。九年十一月收入。按月給錢壹千肆百文。保人周潤齋。房主駱方明。鄰右朱和軒。

とある謝徐氏は、先の楊鄧氏や田章氏と同時に登録されながら、一人が病死、一人が何らかの理由で支給停止となるなかで、約二十四年間の長きにわたって支給を受けつづけたのである。

さて、次にこれらの事例と会の会規とを照らしあわせ、どこまで会規が守られていたのかを調べ、さらにこれらの事例をもとに恤嫠会の支援を受けた婦人の一般像と取り出してみよう。

まず、資格と年齢の問題である。会規によれば、この恤嫠会では事業領域を成都の城内に限った⁽¹⁶⁾。実際、例として挙げた

三人はその地名からすべて成都市部に住んでいたことを推定できる。事業領域をこのように限ったのは、遠方の者は正確に調査しにくく、また経費が足りないためであった。この点について会規では将来を待って再び協議すると定めているが、二十数年間を通して登録した婦人たちはすべて都市部と思われるところに住み、また四川全省の官僚から官捐を出させておきながら、成都のほかに住む者が登録されたようにない。

次に年齢である。会規では、「寡婦は四十歳以内に限ることとし、年老いた者には孤老院があり世話をしている」と定める。⁽¹⁷⁾ 楊鄧氏は二十四歳、田章氏は三十歳、謝徐氏は二十歳であり、他の婦人たちのほとんども三十九歳以下であり、規則どおりである。ところが三九四人の一人一人を調べてみると、十九人が四十歳以上であって、なかには六十五歳、六十二歳、五十七歳などといった老人まで混っていた。彼女たちは会規に従えば「孤老院が世話する」はずであるのに、恤嫠会の支援を受けていたのである。孤老院は他の資料でしばしば養濟院の別称として用いられ、ここでもおそらく養濟院を意味している。彼女たちが養濟院に収養されず恤嫠会の変則的な支援を受けていたのは何故かわからないが、一つには養濟院も定員制をとっており、ここの定員がすでにふさがっていたこと、一つには養濟院はしばしば乞食を収養するところと一般に見なされたため、「節婦」をこのような施設に送りこむことはいざとなった時にできなかったこと、の二つの可能性を想定できる。

この六十五歳になる老婦については、清冊に「推广」という注記が加えられている。推广という二文字は、十九人全員にではないが、四十歳の者からはじまってこれ以上の者のみについており、この会が本来は三十九歳以下を対象としながら、しかも節婦を援助するという精神を四十歳以上の者にまで推し広めたもの、ということを意味するに違いない。⁽¹⁸⁾ たとえば例としてあげた謝徐氏の場合、二十歳の時に援助を受けはじめ、それから二十四年間継続して居たのであるから、四十四歳になっただけでなく、彼女はどう見ても、もはや「青年」ではない。彼女と同じくらいの年齢で同じ様に「貧苦で全く頼るところがない者」はいくらでもいたであろうから、ある時点の年齢をもって救済対象を区切ることはその理念に反して逆

に不平等になったのである。

次に子供と舅姑の問題である。会規によれば、子供がある場合には一人につき毎月二〇〇文、舅姑がある場合でも毎月二〇〇文を支給することになっていた。例としてあげた楊鄧氏、田章氏は、彼女一人であれば一二〇〇文支給のところ、女の子、男の子がそれぞれあるために一四〇〇文支給されており、謝徐氏も夫をなくした姑一人があつたため一四〇〇文を受けとつた。⁽¹⁹⁾ただ会則では舅と姑とあるが、清冊でみるかぎり舅があつても支給されず、また姑でもすでに夫をなくして嫁と同じような境遇にあるものだけが対象であつた。資金には限りがあつたから、多少会規にそむいても、恤嫠会の理念に合致したところを実施したのであろう。

恤嫠会に登録された婦人たちは、ほとんどすべて子供を持っていた。総計すると男女あわせて六七一人、婦人数が三九四人であるから平均して一人あたり一・七人の子供を持っていたことになる。この点は、先に見た杭州恤嫠集と根本的に違ふところであり、会の性格そのものも変えることになった。というのは、この子供たちが成長して母を養うようになり、その結果として恤嫠会は別の年若い、そしてやはり子供を持つ寡婦をかわりに援助できるからであつた。会規では「寡婦の子供が二十四歳をすぎれば、当然その母を養うべきである。恤嫠局ではただちにその婦人の姓氏を削除（開除）し、全く支給しない」という。二十四歳というのは、他の恤嫠会の例から見ても年齢が高すぎるし、この恤嫠会でも実際、「成丁（十六歳）になったから子供の分は加給しない」とか、「長男が習藝（仕事を習っている）しているから加給しない」とか、切りつめられるところは極力切りつめており、これも努力目標であつただろうと思われる。具体的に子供が何歳になった時であつたかははっきりしないが、ある程度の段階で一婦人への支給を打ち切り、この分を間違ひなく別の年若い寡婦に回していた。恤嫠会開設後の初期にあたる同治九年十一月から同治十二年十二月までの間に会から援助を受けはじめた婦人六十八人のその後を見てみると、光緒二十年六月末の時点で二人の者が依然として支給継続中、二十人の者が病死、そして四十六人つまり六

十八%の者が援助を停止されていた。援助停止の理由は記されないが、四十六人のうち男の子をもたなかったのは、わずか三人だけであり、しかもこの三人のうち二人は女の子を持っていた。つまり、援助停止の理由は、ほとんどの場合が子供の成長であったと考えられるのである。逆に支給継続中の二人は、全く子供を持たなかった。その一人が例として示した謝徐氏であって、孀姑一人を抱えるだけで家計が好転する見込みは全くなく、あとの一人も謝徐氏と全く同じ家族構成であった。子供の中でも、男の子が大切であったことはいうまでもない。すでに述べたとおり、三九四人の婦人は男女あわせて六十七一人の子供を持っていたのだが、その内訳は、男四〇七人、六十一%、女二六四人、三十九%であった。これは、彼女たちが世間一般の婦人たちと同程度に溺女をおこなっていたほか、若年にして夫をなくしたために実子がない者がおり、継子として男の子を迎えたためと考えられる。

以上によって、成都恤嫠会の援助を受けた婦人たちの最も平均的な姿がおおよそ浮かびあがってくる。彼女は三十歳をすこしすぎたところで恤嫠会の支援を受けはじめ⁽⁵⁰⁾る。この時、彼女は借家に住み、登録に際しては近所の者が保証人となってくれた⁽⁵¹⁾。ところで、彼女には一人か二人の子供があった。二人の子供であれば、彼女は毎月米一斗一升か一二〇〇文を基本給とし、子供分四〇〇文を加えて受けとった。一月に米一斗一升というのは、もちろん十分ではないにしても相当の助けとなる量である。しかし、これだけでは不足するので、節婦伝でいつも記されているように、彼女は紡織や縫い物に励んだであろう。そしてこの生活が十年程続き、待ちに待った子供が成長する。これに伴い、米一斗一升と錢四〇〇文の支給は打ち切りとなり、登録名簿から削除され、この分は登録を待つ別の寡婦へ引きつがれる。こうして成都恤嫠会の援助を受けた寡婦の中には、その子供が「進士に合格し、現在北京で官僚となっている⁽⁵²⁾」といわれる者までいた。

しかし、これは順調な場合である。子供が全くない場合や子供が成長するまでに死亡してしまう場合は、今は問わないとしても、やはり問題なのは、成都恤嫠会でもその援助を求めて多数の婦人が殺到し、なかなか登録までゆかなかったことで

ある。同治九年の開設から約三年たった十二年十二月末の段階で、寡婦六十一名、子供九十九名を養っていたが、この頃すでに「恤嫠局の外で救いを待つ節婦はいよいよ多く」、「恤嫠局に届け出て救いを待つ者は百余名を下らない」というあり様であった。⁽⁵³⁾その後、支援対象の枠を広げ、光緒三年（一八七七）二月には寡婦約百名に支給できたが、しかしなお登録支援をまつ者が百余名いた、と伝える。⁽⁵⁴⁾

全国各地に誕生した恤嫠会も、杭州恤嫠集や成都恤嫠会と大同小異であった。杭州のそれは、救済対象を「士族」「望族」の寡婦と限り、年齢を限らぬものであり、逆に成都のそれは若年層の寡婦と限り、身分を限らぬものであった。年齢を限るか限らないかは、会の性格自身にもきわめて大きな影響を及ぼし、一方が恤老婦会に無限に近づくのに対して、他方は流動性に富んでいたから、次々と若い寡婦に援助金を回してゆくことができた。身分を限る方向を杭州のものよりさらに進めた場合、儒寡会や儒嫠会と呼ぶ生員の寡婦だけを対象とする結社が生れた。⁽⁵⁵⁾この方向は明末の同善会がすでに示していたものであり、その一つの機能を分化したとき恤嫠会が生まれ、恤嫠会の一つの機能をさらに純化したとき儒寡会が生まれたのである。

恤嫠会にしても儒寡会にしても、全国に普及したといえ、やはり他の善会や善堂と同じく長江下流地域に集中していた。長江下流地域の中でも江蘇全省の府下や浙江省の杭州府、嘉興府、湖州府などは、羅店镇、月浦鎮、珠街閣鎮、玉溪鎮、梅里鎮、雙林鎮、烏青鎮、南潯鎮など、多くの鎮にもこれらが置かれた。恤嫠会について記す地方志では、翁姑や子女の有無によって差はあるが、通常、寡婦一人であれば毎月支給額が一五〇〇文（同治年間天津恤嫠会『光緒畿輔通志』卷一〇九）、一〇〇〇文（道光年間建寧府広清節局『民国建甌県志』卷二十）、八〇〇文（光緒年間烟台広仁堂『山東登郡烟台広仁堂章程』）、五〇〇文（光緒年間海寧州儒寡会、道光年間福州恤嫠会）、二八〇文、一五〇文（道光年間如皋敬節堂）などであったということと、定員が一五〇〇名（道光年間広州恤嫠局）、五〇〇名、一〇〇名、四十二名（光緒年間桐郷県儒寡会）などであったことを伝えるだけで、いかに多くの寡婦たちがこれを求

めてしかも望みをかなえられなかったかを記さない。また地方志の節婦伝では、それが詳細なものであれ簡略なものであれ、実際に恤嫠会の支援を受けていたにもかかわらず、このようなことは書かれていない。杭州恤嫠集と成都恤嫠会の実態を見てきたわれわれは、他の都市でおこなわれたものも、希望者の数に比べて定員が少なすぎるという問題を抱えていたであろうことを十分に予想することができるし、そして恤嫠会が置かれている都市で生きた寡婦の伝記については、今後恤嫠会の支援を受けていたという可能性をも含めて、それらを読まねばならないであろう。

恤嫠会についての考察は以上で終えるとして、次にこれと同じ理念から生れた清節堂の場合を見てみる。清節堂の実態を知ったとき、恤嫠会そのものもさらに鮮明に浮かび上がるであろう。

三 清節堂の経営実態

(1) 安徽清節堂

清節堂の具体例としてまず紹介するのは、安徽清節堂である。資料『安徽清節堂徵信録』（安徽省図書館蔵）は、書扉に安徽清節堂徵信録と大書され、見返しに光緒十二年（一八八六）季夏月刊と刻される二冊本である。一冊目は李鴻章の「安徽清節堂記」にはじまり、闔省捐款（寄付人名簿）、原案節略（創設関連文書）、清節堂図、估值旧料（建設費細目）、桐懷邑田庄（桐城・懷寧両県下に購入した清節堂所有田産）、外堂給放苦嫠姓氏、内堂収恤苦節姓氏、額設義学（付属義学の教師・学生名簿）、歴年経収支銷存余（光緒八年度より十一年度に至る毎年の合計報告）、歴年桐庄収支存余（清節堂所有田土からの収入）などからなる。二冊目は、光緒二十四年外養苦嫠姓氏、同年内養苦嫠姓氏、同年収支各款などからなる光緒二十四年度一年の事業会計報告書である。すなわち二冊本『安徽清節堂徵信録』は、光緒十二年六月に刊行された徵信録に、光緒二十四年度のものをたまたま加えた合冊本である。⁽⁹⁶⁾

安徽清節堂は光緒九年（一八八三）九月四日、安徽省省都の安慶で開堂した。建設は光緒四年（一八七八）に安慶の人で直隸按察使清河道などを歴任した葉伯英の提唱にはじまり、当時直隸總督であった李鴻章の強力なバックアップによって実現した。「闔省捐款」には寄付者と金額が列記され、これらを総計すると、光緒五年（一八七九）から十一年（一八八五）の七年間に二〇四八五両ほどと錢二十八千文ほどが集められたようである。最も多額の寄付をしたのは李鴻章であり、二番目は提唱者葉伯英である。寄付者七十数人の一人一人を見てゆくと、すべて安徽省出身者であるらしい。彼らはすべて広西巡撫都院、直隸天津道などの官名を帯びており、闔省捐款という名のとおり、安徽全省出身の官僚・軍人たちから寄付が集められのであり、安慶清節堂と呼ばれずに安徽清節堂と呼ばれたのもこのためであった。官僚・軍人のほかにも、闔省捐款には「桐城」方詒謀堂ならびに勸募、「懷寧」汪怡敬堂ならびに勸募、という項目があり、これは桐城県・懷寧県に住む民間人かと思われるが、寄付総額の九十五％は安徽省出身で全国に散っている官僚たちからのものであった。つまり、この清節堂が実現したのは、太平天国以後に躍進した安徽派官僚軍人の財力があって、はじめて可能となったものである。民捐か官捐かといえ、やはり民捐というしかないが、長江下流の善堂で普通見られる民捐とは全く違った性格のものであった。彼らから陸続として寄せられた寄付金は、清節堂を建設するために用いられるとともに、大量の田産を購入するために用いられた。清節堂は安徽通志編纂の通志局であった建物を基礎としたが、それでも増改築のために約一一七〇〇両を必要とした。一方の田産は、清節堂の經常経費を生み出すために取得されたものであり、光緒九年以前には桐城県下に七一九畝という広大な土地を購入するため、一〇八七〇両を必要とし、懷寧県下には三十七畝、翌十年には桐城県下にさらに二十八畝が購入された。光緒十年五月付の文書によれば、三十三箇所の田土から小作料稻三千七十石、脱穀して米一千五〇〇余石が入り、毎年寡婦を養う費用としたとい⁽⁵⁷⁾う。

安徽清節堂では着々と土地を買い増してゆく一方で、まず在宅寡婦への支援をはじめた。これは恤嫠会と同じ活動である。

光緒六年（一八八〇）中に登録を受け付けた寡婦は三十一人であったが、そのうち外堂給放苦嫠姓氏の冒頭に記される二人は、次のようであった。

外堂給放苦嫠姓氏 每名月給錢五百文

第一号 熊余氏

夫紹祺。住三歩両橋。
年二十九歳。

張李恒保 光緒六年
三月起

第二号 李陶氏

夫登祥。住洪家巷。
年五十八歳。

張李恒保 三月起

『安徽清節堂徵信録』には堂規を載せず、彼女たちがどのような基準で選抜され、どのように運営されていたのか、十分に明らかではないが、一つ一つの事例を見ればおおよその見当がつく。まず第一に、この清節堂の在宅支給には、全く年齢制限を設けなかった。一例として挙げた第二号の李陶氏は五十八歳であり、さらに八十三歳という老婆も見える。第二に、ここでは「士族」などといった身分による制限を全く設けなかった。なぜなら、列記される一〇三人の婦人の中で、一人が桐邑庠生つまり桐城県生員の妻とされ、一人が宮弁つまり将校の妻、一人が従九つまり従九品の者の妻と注記されるだけで、あとはすべて全く身分を記さないからである。第三に、この清節堂の恤嫠活動でも、子供がないなどの事情で家計の好転を見込めない以上、一旦援助を受けはじめた寡婦は、生涯これを受けつづけることができた。たとえば第一号の熊余氏は、光緒二十四年度の徵信録でも同じく第一号として、しかし現年四十七歳としてその名を留めている。彼女は連続十八年間にわたって、毎月五〇〇文を受けとっていたのである。第四に、支給対象者の大半は調査に便利な安慶に住む者であったが、桐城県の住人が十二人いる。これは清節堂が桐城県下に大量の田産を持ち、倉庫も置いていたため、この地に住む者への調査と支給が可能であったからである。

光緒九年（一八八三）に清節堂が完成すると、九月四日から寡婦たちを受け入れはじめた。これから徵信録第一冊が終る十二年までの間に総計三十人の婦人が入ったが、その中に外給としても毎月五〇〇文を受けとっていた者が三人いた。次に

示すのが、その一例である。

西参号 於順啓妻張氏癸未年二十一歲。氏夫歿於光緒四年。係外給第四十九号收入。兩族呈譜備查。

生子從德五歲。隨氏入堂。甲申送塾讀書。 女一。七歲。隨氏入堂。

族尊生員於慶桃 超 斯盛 衿耆葉名揚

姻長張士順 隣佑錢栄富

光緒九年九月初四日、公全加填冊結書押、保送入堂。

西参号とは、彼女自身につけられた番号であるとともに、号房の番号である。寡婦たちが毎日住んで生活する部屋は、号房とか号舎と呼ばれ、一列に並んでいた(図1)。図1に見られるように、安徽清節堂では東は東一号から東十二号まで、西は西一号から西十九号まで番号順に号房が並び、合計三十一部屋あった。東一号は寡婦が住む部屋ではなく、総門に近かったのここには女使を置き、内外の取りつぎをさせた。例として挙げた於順啓の妻張氏は、開堂と同時に入堂したから西参号という若い番号の部屋があてがわれた。彼女の夫は光緒四年(一八七八)に死亡し、三年後の光緒七年(一八八一)十月付で外給第四十九号に加えられ、約二年間にわたって毎月五〇〇文を受けとったのち、入堂した。この際、於氏と張氏の両族がともに族譜を呈出して証拠とした。一緒に入堂した男の子從徳は、当時五歳であったが、甲申(光緒十年一八八四)の年から付属の義塾で読書させてある。女の子一人は七歳で母に従って入堂した。亡夫の族尊は生員の於慶桃・於超・於斯盛であり、実家の姻長は張士順である。衿耆(顔役)は葉名揚、隣右は錢栄富。光緒九年九月四日、一同は署名のうえ保証人となり、彼女を清節堂へ送った。清節堂へ入った一婦人について、徴信録が提供する情報は以上である。

亡夫がわの一族に三人の生員がありながら、彼女がなぜまず恤嫠活動にたより、ついで入堂するにいったのか、は明らかではない。逆算すると、彼女が夫を亡くしたのは二十六歳の時であり、この時すでに二歳になる女の子を持っていたうえ、

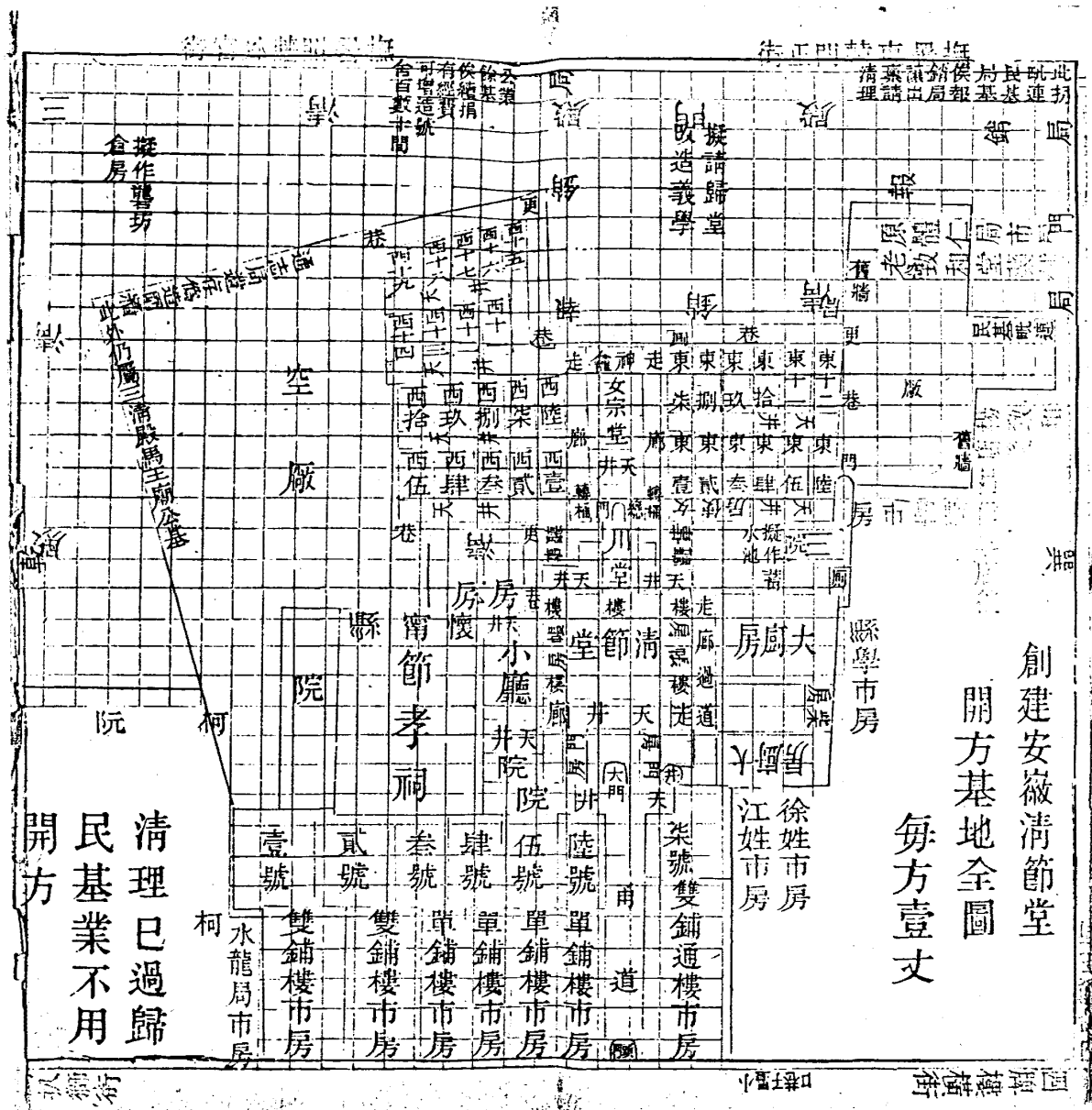


図1 安徽清節堂（『安徽清節堂徵信錄』所載）

実は腹に一子を孕んでいた。いわゆる遺腹である。彼女の場合、実はもうすこし別の情報が二つある。というのは第一に、彼女は光緒二十四年（一八九八）度の徵信録にも、名を留めており、この時すでに四十六歳になっていた。遺腹で生れた子供はすでに成長し、光緒十六年（一八九〇）に「出堂学藝」つまり清節堂を出て働いており、娘の方方は二十年（一八九四）十一月、十八歳で出堂し他家へ嫁いでいたという。さらに第二に、その後の彼女については、『民国懷寧県志』巻二十四、節孝伝に「於順啓妻、年二十六、夫歿守節、現年已六十三」とあり、この地方志が編纂される時に採訪した段階で確かに生

きていた。しかし、彼女がはたして清節堂から出たのかどうかを地方志は伝えないだけでなく、彼女が援助金のかつて受けていたことも、すくなくとも十五年間あるいはそれ以上清節堂に住んだことも、全く伝えない。

於張氏のように徵信録に実名があり、同時に『民国懷寧県志』節孝伝に立伝される者が三十数人いる。ほとんどは於張氏と同じく清節堂へ入ったという記事は消しさられている。ただ三十数人の中に、「家貧、撫孤、入清節堂」（諸何氏）、「家甚貧、入清節堂」（楊徐氏）、「刲股救翁姑、二十四夫歿、入清節堂」（趙楊氏）という三例が見える。あるいは清節堂で死去した者のみ、立伝するに際して清節堂の名を留めたのかも知れない。

これら『安徽清節堂徵信録』と『民国懷寧県志』節孝伝と両方に名を留める寡婦のうちで、最も多くの情報を伝えてくれるのは、於張氏の隣に住んだ潘黄氏の場合である。清節堂の実態を知る上で貴重であると思われるので、関連記事すべてを原文のまま掲げる。

- (1) 癸未九月入堂 潘黄氏 夫元鳳住河南会館。年二十七歲。 梁月樵保 (八年)三月起

（『安徽清節堂徵信録（光緒十二年刊）』外堂給放苦嫠姓氏）

- (2) 西四号 潘元鳳妻黄氏 癸未年二十八歲。氏夫歿於光緒八年。住集賢関外。係外給第七十号收入。尙族呈譜備查。

嗣子 宗伝七歲。随氏入堂。甲申送塾讀書。

族尊 潘以貞黄敬亭 衿耆 梁伝薪注有德

姻長 祁培之馬采清 隣佑 王錦戀盛衡之

光緒九年九月二十六日、公全加填冊結書押、保送入堂。

（同前書、内堂収恤苦節姓氏）

- (3) 甲申年 塾徒 潘宗伝 年八歳。西四号潘黄氏嗣子。

(同前書、義塾)

- (4) 西四号 潘黄氏 夫元鳳歿於光緒八年。住集賢閣外。光緒九年九月氏入堂。二十八歳。現年四十三歳。

嗣子一 忠伝七歳。随氏入堂。十年入塾讀書。

梁月樵 保 汪慎天

(『安徽清節堂徵信録』光緒二十四年内養苦罄姓氏)

- (5) 塔附

王蔚岑先生塾徒一人

潘忠伝 年二十歳

(同前書、光緒二十四年義塾)

- (6) 旌 陳氏。潘元鳳妻、陳邨公女、黄守愚公養之、為己女。于歸後、姑夫相繼歿、遺孤亦亡。選立族姪琳為嗣、携入清節堂讀書。堂董嘉其賢、立為女師。以鍼黹所得資置田十数畝。後琳入邑庠、公举孝廉方正。

(『民国懷寧縣志』卷二十五、節孝二)

嗣子潘宗伝の名を(2)(3)で宗伝とし、(4)(5)で忠伝とし、(6)で琳とするなど若干の異同があるが、六資料が同じ潘黄氏にかかわるものであることは疑いない。彼女はもと黄守愚公の養女であり、潘元鳳と結婚して一子をもうけた。ところが光緒八年(一八八二)二十七歳の時に夫を亡くし、ただちに在宅支給を受ける手続きをした。一子も死亡したので彼女は嗣子として族姪の潘琳(潘宗伝)を招じ入れ、光緒九年(一八八三)、二十八歳で彼を率いて入堂、その後、光緒二十四年(一八九八)までは間違ひなく同じ号房に住み続けた。さらに「旌」とあるように、夫の死後から二十数年以上守節したため国家から旌表を受け

た。潘黄氏の略歴は以上である。

彼女は清節堂へ入った寡婦の中で特別なところはなく、彼女のような者はいくらでもいたと考えられる。ただ同じ女性に関連した六資料は、他の資料ではめったに出てくることのないいくつかの重要な事実をわれわれに伝えてくれる。その第一は、清節堂の中に女師と呼ばれる者が置かれることがあったこと、第二に清節堂内で手仕事によって得た収入は、確かに寡婦本人のものとなり、彼女たちはこれで十数畝の田土を買うことができたことである。第一の点は、清節堂には男子のため専用の義塾が置かれていただけではなく、女子に対しても何らかの教育をほどこしたのではないか、ということを示唆する。そして第二の点は、すでに汪中の貞苦堂構想や蘇州の清節堂堂規で見たように、単に構想や規則で婦人たちの内職を認可し収入を本人のものとしていただけでなく、実際これが行われており、しかもこの収入を蓄積すれば、十数畝の田土を買うことができたことを示唆している。彼女たちは出堂する子供たちのため、あるいは自分が出堂してから後のことを考え、このような田産を購入したのであろう。

この二点とならんで重要な事実は、清節堂に付属する義塾で学んだ子供が、実際に生員になっていることである。安徽清節堂ではその敷地と別の所に付属の義塾を置き、在堂寡婦の男の子たちを送って教育をつけていた。光緒十二年度の徵信録によれば、入学時点で六歳から十二歳までの塾徒二十四人がおり、二人の塾師が教育にあたっていた。また光緒二十四年の徵信録によっても、現年齢で七歳から二十二歳まで三十人の塾徒がおり、五人の塾師が教育にあたっていた。実はこの二十二歳という最高齢の者が、資料(5)に見える潘宗伝Ⅱ潘忠伝であった。彼は光緒十年（一八八四）に入塾し、光緒二十四年（一八九八）になって二十二歳でなお塾で学んでいた。これはきわめて異常である。というのは、徵信録に載る塾徒は、普通であれば六歳から八歳にかけて入塾し、十二歳から十六歳にかけてすべて出堂し働いていたからである。しかも、他の者が七人か八人につき一人の塾師が付けられたのに対して、潘宗伝は資料(5)のとおり、搭附という特別枠で塾徒一人に塾師一人とい

うマンツーマンであった。なぜ潘宗伝だけが特別扱いされていたのかという疑問は、資料(6)によって簡単に解ける。彼は清節堂義塾で、生員となるための特別の教育を受けていたのであり、事実、のちに生員となったのであった。蘇州清節堂について記した一資料には、「生員となった(清節堂の)孤児は数えきれない」というが、これは蘇州であれば誇張ではなく大いにありうることと言わねばならない。

以上清節堂に実在した二人の婦人の例によって、彼女たちの境遇やそこの生活について、おおよそのイメージを掴めたいと思う。このような婦人たちは、光緒十二年(一八八六)七月には三十人居り、光緒二十四年(一八九八)十二月末日には九十人居た。九十四人のうち十九人は光緒十二年から継続して住んだ者で重複し、またこのほか二人は二十四年中に死亡しているから、二冊本の『安徽清節堂徵信録』に入学した者として登場するのは実質一〇七人である。彼女たちの入学時における年齢は、不明の者三人を抜き最高のもので三十九歳、最少のもので十八歳、平均して二十七歳であった。これは明らかに、成都恤嫠会と同じように三十九歳以下という年齢制限を設けていたことを意味する。また一〇七人の婦人は、平均して一・七人の子供を引き連れて入学していた。ここでも男女比で男が勝ったのは言うまでもなく、男一〇六人に対して女七十二人であった。これら子供の中で、しばしば現れるのが嗣子である。光緒二十四年(一八九八)について見れば、在堂者九十六人のうちで十一人が嗣子を迎えていた。嗣子と同じくしばしば現れるのは、童養媳である。同じく光緒二十四年の在堂婦人九十六人のうち、四人が息子のために童養媳をとって清節堂と一緒に生活していた。われわれにとって、これは随分と奇妙な光景である。婦人が入学した時点での息子の年齢と童養媳の年齢は、三例が五歳(男)―三歳(女)、九歳(男)―十歳(女)、六歳(男)―三歳(女)であった。あとの一例は、もと桐城県知事であった王蓮舫の側室の場合で、側室とその息子が入学してから七年後に十五歳の息子に対して十歳の童養媳をとり、翌年息子一人が出堂し、側室と童養媳が留まるという、さらに奇妙なものであった。

童養媳という変則的な婚姻をとらねばならなかったことは、彼女たちが裕かではなかったことを物語っている。あるいは人は言うかも知れない。清節堂に入るような寡婦は貧しいに決まっている。現に先ほどの二例の婦人でも夫が死亡するやただちに恤嫠会の援助を受けねばならなかったではないか、また地方志に見える例でも、「家貧」、「家甚貧」であったがために清節堂へ入ることになった、と記していたのではないか、と言うであろう。しかし、この点については簡単に反証をあげることができる。それは光緒二十四年徵信録に、「又西三十一号 翁張氏。自分で号舎を寄付して造った（自捐做号舎）。本年はまだ入堂していない」とあり、同じく「又西三十五号 徐許氏。自分で号舎を寄付して造った。本年はまだ入堂していない」と記すことである。翁張氏、徐許氏ともに清節堂に入ろうとして、自分の金を寄付して号舎を造ったという。号舎を寄付できるような彼女たちは、いかに考えても「家甚貧」などということができないであろう。二冊本の『安徽清節堂徵信録』には、彼女たちの家族状態を伝える資料はほとんどない。ただ、登場する一〇七人の寡婦のなかで、「流寓中で族譜はもたない」という女性が二人いたこと、また夫の職業を記すものとして、先ほどあげた原任桐城縣知県の側室のほか、「兵生」の妻がいたことぐらいである。これらいくつかの例のほか、彼女たちの家族状態を推測できる資料は、ほとんど皆無である。ここではひとまず、「流寓無譜」の者、「家甚貧」の者、童養媳をとった者がいる一方で、号舎を寄付できる者もいた、としておくほかないであろう。

しかし、彼女が「流寓」の身ではあっても、夫をなくして「家貧」であっても、清節堂へ入ったからには間違いなくその子に教育をつけることができた。これは実例が示すとおりである。このような清節堂が毎月膨大な経費を必要としたことは、言うまでもなからう。たとえば、すでに経営が安定したと考えられる光緒十年（一八八四）についてみると、その収入は銀二二四両六錢、洋銀一一七八元六角四分、錢一九四七千四四五文、米三六八石八斗、稻三十五石、綿花四十八斤であり、支出は銀一六〇両、洋銀九五六元六角四分、錢一九一六千三四〇文、米二八六石一斗八升、稻十二石九升であった。そこで支出

総額を錢で換算すると、この年『安徽清節堂徵信録』で見られる換算レートは、銀一両〓一七四一文、洋銀一元〓一二六七文、米一石〓二八二三文、稻一石〓八三六文であり、綿花はこの年使わずにそのまま翌年に繰越しているから、計錢四二七六千九〇〇文を支出したことになる。では、一人の寡婦あたりどれだけの費用が必要であったかというと、支出総額には外堂恤嫠のための費用五六九千文が含まれているため、まずこれを差引き、次に光緒十年末に在堂した寡婦十一人で割ると、一人あたり三三七八一文要したということになる。在宅で毎月五〇〇文を受けとっていた寡婦は、この年閏月を含んでいたから十三箇月合計六千五〇〇文受けとった。とすれば、同じ寡婦でありながら在堂の者は在宅の者に比べて実に約五十二倍の費用がかかったことになる。もちろん支出総額の中には在堂寡婦のための事務局費とともに在宅寡婦のための事務局費も含まれているため、約五十二倍というのは高すぎるし、その後収養する寡婦が増えれば一人あたりの費用も低減したであろうが、同じ寡婦に対する支援であっても、いわゆる恤嫠会方式をとる在宅支援に比べて清節堂方式をとる在堂支援は、文字通り桁違いに費用のかかるものであった。ここにおいてわれわれは、なぜ成都恤嫠会がついに恤嫠会のまま終って、予定された清節堂の建設にいたらなかったのか、なぜ安徽清節堂は太平天国以後に安徽派官僚が躍進したという背景をもってはじめて設立されたのか、が理解できるであろうし、また恤嫠会と清節堂とを連続面だけで捉えるのがいかに危険であり偏ったことであるか、思い知らされるであろう。われわれは、恤嫠会を改めて問い直し、これを清節堂と比較し、また清節堂そのものの実態をより深く知るために、さらに別の具体例をとりあげる必要がある。

(2) 上海清節堂

清節堂の具体例として次に紹介するのは、上海清節堂である。これが建てられたのは、同治十一年（一八七二）のことであり、南京、蘇州などに比べてはるかに遅れたが、一旦設置されるとその豊富な資金に支えられ、全国でも屈指のものとなっ

た。それは清朝の倒壊で終わったわけではなく、民国以後も上海慈善団の名の下で一貫して経営が続けられた。『上海慈善団徵信録（民国十一年）』によれば、この年なお七十四人の寡婦が清節堂に住み、清節堂に付置された保節堂には十三人の寡婦が住んでいた。しかもこの年、二十五歳から三十歳までの寡婦合計九人を新しく収養した。民国十一年（一九二二）の上海といえば、五四運動、新文化運動の高揚とともに、婦人解放が呼ばれた頃であったが、上海清節堂では清代と一向変ることなく運営され続けていたのであった。⁽⁵⁸⁾

上海でも、清節堂が誕生するに先だって恤嫠会の活動が見られた。これは松江府下でもきわめて早い部類に属し、嘉慶七年（一八〇二）にははや始まったようである。同仁堂は嘉慶九年（一八〇四）に始まり、瞻老、恤嫠、義塚、施棺の四事業を中心的におこなったというが、このうち恤嫠はこれより数年前、「蘇州に倣って紳士らが提倡し」始まった恤嫠会をそのまま継承したものであった。⁽⁶⁰⁾ 松江府の府城である松江ですら、嘉慶九年（一八〇四）に恤嫠局が始まったというから、上海のそれは特に早かったと言いうことができる。

『上海同仁堂徵信録（道光十一年）』の同仁堂条約と恤嫠条約によれば、同仁堂が対象とした寡婦は上海城の内外に住み、調査と監視の目が及ぶ者であった。⁽⁶¹⁾ この点は同仁堂のもう一つの事業である瞻老でも同じであるが、恤嫠では特に「清門旧族の寡婦で頼るところのない者」と限っていた。蘇州に倣ったというとおり、明らかに蘇州恤嫠会の影響である。一方、杭州恤嫠集と同じく、年齢制限を設けていなかった。堂規によれば、彼女たちには毎月銭七〇〇文支給することになっており、死亡時には葬儀費用が支給された。対象人数は当初六十人前後と限っていたが、嘉慶十五年（一八一〇）に十人を増し、十九年にはさらに三十人を増し、合計約一〇〇人とした。さらに以上の正額のほかに、道光二十三年（一八四三）からは紅号恤嫠という定員二十名の別枠が設けられ、総計一二〇人とした。

表5は、各年度の『上海同仁堂徵信録』をもとに、十二箇月満額支給された者、何らかの事情で支給が停止された者、死

表5 上海同仁堂恤嫠数の推移（単位＝人）

	満額支給者	支給交代者	病 死 者	支給者合計
道光11年 (1831)	88	12	11	100
" 23 " (1843)	116	4	3	120
" 26 " (1846)	116	4	4	120
" 29 " (1849)	103	17	18	120

亡したため葬儀費を受けた者を総計したものである。これによって、毎年定員どおりに支給がなされていたこと、一目瞭然である。また寡婦には規定どおり毎月七〇〇文、閏月には一箇月分増やして支給され、死亡者には二千一〇〇文支給されたことも「恤嫠会発出銭数」「恤嫠会病故喪費銭数」「同仁堂出銭総数」によって確認できる。ここで一番問題となるのは、ある婦人から別の婦人へ支給が振替えられた原因である。これまた表5から明らかなように、ある婦人の子供が成長したなどといったものはほとんどなく、その婦人が死亡したのがほとんどの原因であった。これは、上海同仁堂の恤嫠会が、その会則から見ても実態から見ても杭州恤嫠集と全く同じタイプのものであったことを示している。上海同仁堂の恤嫠会でも年齢制限を設けなかったため、交代補充率がきわめて低く、支援対象の婦人は老齢化するばかりで、会そのものも実質上の瞻老会と化していった。同仁堂の瞻老会は、その対象を「年齢六十歳以上で真実貧苦にして頼るところのない者、または体が悪く生計をはかれない者」としたといい、恤嫠会とは男女の性別や再婚、完節の別を問わない点でことになっていた。しかし、たとえば道光二十三年（一八四三）に瞻老会によって支援を受けた者二六九人の性別を調べてみると一三六人つまり八十％が女性なのであり、瞻老会は実質上の恤嫠会に近いものであった。とすれば、恤嫠会と瞻老会を理念の上だけで区別し、一方には毎月七〇〇文、一方には毎月六〇〇文の支給と差をつけるのは無意味であるばかりか不合理である、と考えるに至るのは当然であった。実際、同仁堂が輔元堂と合併して同仁輔元堂となると、恤嫠と瞻老とは一本化され、従来まで恤嫠会条約、瞻老会条約と二つあった会規も、「恤嫠瞻老条約」一つになる。『上海同仁輔元堂徵信録（同治元年）』所載の恤嫠瞻老条約では、恤嫠、瞻老合わせて定員二〇〇人とし、しかもかつて毎月七〇〇文・六〇〇文と差をつけていた支給額を一率に毎月四〇〇

○文と減額している。これは、恤嫠・贍老と別枠で保節を設けたためであり、「寡婦のうちで年若く、最も苦しい者」六十人を対象に選り、毎月七〇〇文を支給した。保節という新しい枠は、恤嫠と贍老との区別が曖昧となってしまったため、寡婦に年齢制限を設けることによってかつての恤嫠会を再生させたものであった。

上海では、同仁堂の恤嫠会とこれを継承した同仁輔元堂の恤嫠、保節のほかに、比較的早い時期から始まった恤嫠活動として、全節堂によるものと果育堂によるものがあった。全節堂は道光二十六年（一八四六）に設立され、自宅に住む寡婦三十歳前後の者に対し、氷・霜の二ランクに応じて一人あたり毎月七〇〇文・六〇〇文を支給した。⁽⁶²⁾ 果育堂は咸豊七年（一八五七）に設立され、施棺、義塚などとともに恤嫠、贍老をもおこなった。『上海果育堂徵信録（光緒八年）』に収める「恤嫠贍老章程」によれば、支給の対象を貧苦で頼るところのない寡婦百人とし、これを松・心・柏・操に分け、松字二十五人は年齢二十歳前後の者で支給額は毎月銭七〇〇文、心字二十五人は三十歳以上の者で六〇〇文、柏字二十五人は四十歳以上の者で五〇〇文、操字二十五人は五十歳以上の者で四〇〇文であった。また老齡六十歳以上の者については贍老にあたると見なし、贍老の項で尚・齒・引・年の四ランクに分け、それぞれ年齢に応じて支給がなされることになっていた。⁽⁶³⁾ つまり、果育堂では初めから恤嫠と贍老が連続して構想されていたのであり、これは同仁堂による長年の体験を生かそうとしたものであった。さらに果育堂の「恤嫠贍老章程」では、先に問題とした寡婦の老齡化にともなう交代補充率の低下に対しても配慮を示しており、「三十歳以下の寡婦、八十歳以上の老人については、ゆきとどいた支給をする。每名銭三〇〇文を支給し、……欠員が出るのを待って定員への補充をおこなう」と定めた。すなわち、恤嫠贍老の定員がただちに一杯となり、交代補充がほとんどおこなわれなくなるであろうことを始めから見越して、三十歳以下の寡婦には特別にひとまず毎月三〇〇文を支給しておき、欠員待ちをさせたのであった。

でははたして、ここまで配慮して定められた規則が、実際に守られたのかどうかと言うと、これは極めて怪しいもので

表6 上海果育堂恤嫠瞻老の規定と実際

		章程規定年齢	月額	人数	徴信録所見実際年齢	月額	年間実際支援人数
(恤嫠)	松字	20歳前後	700文	25人	23～46歳	700文	(57-4+4) 61人
	心字	30～39歳	600文	25人	31～56歳	600文	(84-1+2) 85人
	柏字	40～49歳	500文	25人	34～66歳	500文	(39+1) 40人
	操字	50～59歳	400文	25人	63～69歳	400文	(4-1) 5人
(瞻老)	年字	50～59歳	400文	25人	57～58歳	400文	(2-1) 3人
	引字	60～69歳	500文	25人	58～70歳	500文	(40-2+5) 43人
	齒字	70～79歳	600文	25人	71～90歳	600文	(30-2+1) 31人
	尚字	80歳以上	700文	25人	81～95歳	700文	(15-3+1) 17人

あった。というのは、徴信録に見える数値が最も雄弁にこれを物語ってくれるからである。表6は、規則で定められた支給対象者の年齢、月額、人数と実際に支給を受けた婦人の年齢、月額、人数である。このうち実際人数について言えば、松字の場合、前年度から継続して丸一年間受給したものは五十七人、四人が途中で支給を停止になり、かわって四人が受給されはじめ、都合六十一人分がこの年に受給したことを示している。これによって明らかのように、規則と実際とが一致するのは、わずかに毎月の支給額だけであった。まず定員と実際の支給者数について言うと、規則で合計一〇〇人のところを実際には倍近い一九一人に支給していた。しかも規則では松・心・柏・操の四字それぞれ二十五人ずつと定めていたのに、松・心二字の者が極端に多く、逆に操字はわずか五人と極端に少なかった。このうち松字・心字という比較的若年層の者が多いのは、受給を求める者が多かったことをそのまま示しているが、操字の者が少なかったのは希望者が少なかったからだと言うことはできない。なぜなら彼女たちより一ランク年齢が高い引字の者がまた、極端に多いからである。とすれば、操字、年字の希望者の要求を満たすことを極力おさえ、この分を松字、心字に回したのだと解釈せざるをえないのである。果育堂はあえて規則を破ってでも、現実に対応しようとしたのであろう。第二にこの表で見ることができるのは受給寡婦たちの覆いがたい老齢化である。規則では松字の寡婦は二十歳前後であったにもかかわらず、実際に松字で受給していたものは二十三歳から四十六歳、平均年齢で三十六歳であった。規則と実際との差は、彼女たちが一旦支給を受けはじめた以上、子供が成長するなどの状況変化がないかぎり、ずっと継続し

て支給を受けたためであった。たとえば『上海果育堂徵信録』『光緒八年發給恤嫠錢數』の松字の冒頭には、「蔡許氏 本籍現年四十二歳、住址胡家街 経報魏紫郷」とあるように、開始時には二十歳前後であった彼女も、この年には四十二歳となっていたのであった。

最後に、規則では三十歳以下の者に対しては欠員待ちをさせず、申請を受けつけた段階でとりあえず毎月三〇〇文を支給すべきであると定めているが、これが実行されたかどうかはなほだ疑わしい。光緒八年度の徵信録によるかぎり、そのような支出項目は全く見あたらず、実行されなかったと見るのが正しいようである。いかに配慮をもって定められた規則であっても、やはり現実の前には単なる規則でしかなかった。

ここで言う現実とは、杭州や成都と同様、上海の同仁堂や果育堂にも支援を希望する寡婦が多数押しかけていたことであり、交代補充率が低かったために彼女たちの希望、ことに若年者の希望に十分答えられなかったことである。上海に清節堂が建てられたのは、以上のような現実を踏まえてでもあった。

同治十年（一八七二）四月、姚曦ら清節堂紳董と名のる者二十八名は、上海知県に以下のような申請書を提出した。夫をなくし独身のまま暮らしている婦人には、すでに「卑堂、輔元堂、全節堂で」調査し、毎月生活費を支給している。ただ、寡婦たちには老人や子供たちがおり、毎月の支給額だけではやってゆけないようである。このため、守節しようとする志が堅固でない者は老人や孤児を棄てさり、再婚して恥しいとも思わない。「卑堂の恤嫠」はもと定員百名としていたが、彼女たちの苦しい胸の内を察し、現在一八〇名まで広げて補充しているが、支給希望者はなお多く、欠員待ちを余儀なくされている。そこで「卑堂、輔元堂、全節堂」の各堂に支援を願い出ている寡婦の中から守節を堅く心に誓っており、しかも三十歳以下の者を選び出し、清節堂を新設してここへ収養したいと思うが、どうであろうか。こうすれば欠員待ちの者も順次補充されてゆくであろう。⁶⁴連名による申請は以上のとおりである。

ここで「卑堂、輔元堂、全節堂」という卑堂とは、清節堂ではなく果育堂である。なぜなら設置申請の段階では清節堂はまだできていなかったし、何よりも「卑堂」による恤嫠の定員が本来百名のところ現在一八〇名まで広げている、と文面に見えるからである。『上海果育堂徵信録』に見える果育堂董事と『上海清節堂徵信録』に見える清節堂董事とが多く一致すること、上海の典業者・木材業者・船業者から清節堂へ贈られる寄付が果育堂を経由して送られるか、果育堂への寄付と同じ伝票を用いて送られること、などもこの推測を確実なものにする。

以上のような設置申請がなされたのは同治十年（一八七二）四月であり、完成は十一年（一八七二）八月二十四日、そして実際に開堂したのは同年九月十三日であった。敷地は果育堂董事で清節堂董事を兼ね、かつ当時上海で有数の船商であった郁熙繩の寄付によった。建設のためには約二万千文という巨費を要したといい、これらが地方官や商人らの寄付であったことは言うまでもない。⁽⁶⁵⁾ これら寄付の中にあつて、最も巨額であつたのは浙江省寧波（鄞県）人楊宝鏞の母楊胡氏によつてなされた嘉定崑山県下の田土二〇〇〇畝であつた。ここからあがる毎年の小作料が、その後の清節堂の財政の基礎となった。また同年、典業者からは毎月寄付がなされることになり、松滬捐厘総局からも毎月一五〇千文が寄せられることになり、木業公所に集う木材業者も上海に入港する材木の本数に応じて、果育堂と清節堂に毎年寄付をおこなうことになった。このほか、『上海清節堂徵信録』（光緒九年）⁽⁶⁶⁾（上海図書館蔵）によれば、この年錢業者と商船業者が多額の寄付をまとめておこなっており、光緒十二年の徵信録では、以上の業種のほかに茶商も見える。

『上海清節堂徵信録』所収の堂規⁽⁶⁷⁾によれば、寡婦の入堂資格として重要な指標であつたのは、彼女が三十歳未満で夫をなくし現在四十歳未満であるという年齢であり、上海籍を持つ者であるかどうかは全く問わなかった。当時、上海はもとから住む上海人よりも外籍人の方がはるかに多く、上海籍であるかどうかを問うことは全く意味がなかったからである。そもそも清節堂の基金として二〇〇〇畝を寄付した楊胡氏は寧波人であつたし、創設時の清節堂董事二十九人のうちで現在その貫

清 節 堂 圖

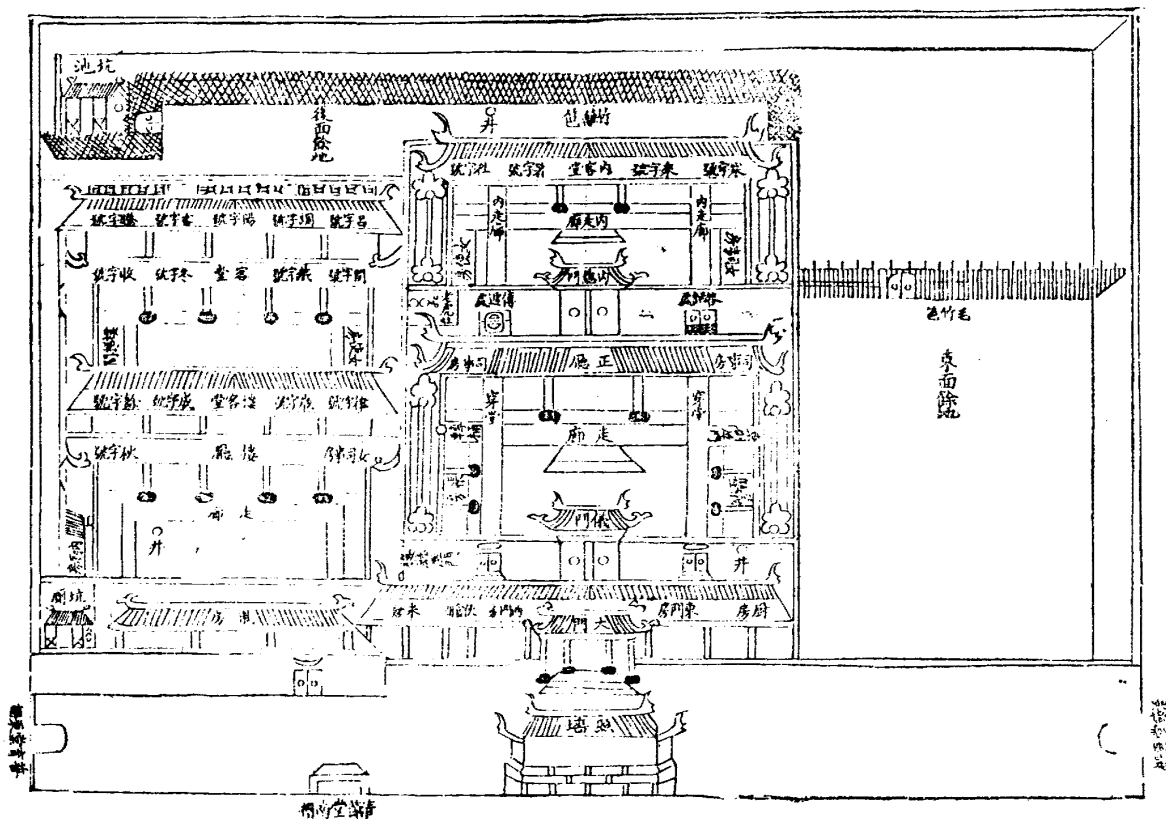


図2 上海清節堂（『上海清節堂徵信録』所載）

籍がわかるだけでも、葛繩孝が寧波慈谿人、唐廷枢が広州香山人、干雲が寧波鄞人、朱其昂が松江宝山人、陳煦元が湖州烏程人、趙立誠が寧波人、張斯臧が寧波人、徐潤が広州香山人、沈鎔が浙江人、そして楊宝鎔が楊胡氏の子楊宝鏐の近縁者であろうからおそらく寧波鄞人であった。清節堂の母胎となった果育堂の恤嫠でも、上海籍であるかどうかを全く問わなかった。また、名門士族でなければならぬという規制も一切見られず、この点でも果育堂の恤嫠と同じであった。三十歳以内で夫をなくした婦人と規定したのは、おそらく「三十歳以内で夫をなくしたもの」に於てはじめて旌表を申請できるといふ、国家の旌表規定を前提にしたものである。すでに四十歳以上になっている寡婦については入堂を認めず、果育堂の恤嫠活動にこれをゆだねた。未婚貞女をも受入れたこと、寡婦に幼少の子供や他に世話してくれる者のいない実家の

老母や嫁ぎ先の姑がいれば、一緒に入堂できたことは、他の清節堂と同じである。

次に、同じく堂規をもとに清節堂の構造を見、入堂した寡婦たちがどのような生活をそこで送ることになっていたのかを見る。図2は『上海清節堂徵信録（光緒九年）』に付せられた清節堂図である。寡婦が入堂する場合、まず中央の大門に入る。右手には厨房、左手には米倉が見える。さらに儀門を入ると右手に義塾、左手に帳房（書類室）が見える。義塾はいうまでもなく連れてきた息子を学ばせる場所であり、帳房は寡婦たちが病氣になった時、外来の医者に診てもらおう医務室としても用いられた。帳房の隣には転桶が置かれていた。転桶は先に見た安徽清節堂でも置かれ（図1）、いずれの清節堂でも重要な役割を演じた。というのは、すでに述べたように清節堂は一般事務などをおこなう空間と寡婦が毎日生活する空間の二つから構成されており、二つの空間は通常完全に遮断され、両者をつなぐ窓口はこの転桶だけだったからである。転桶は壁を刳り貫いて作られ、こちらに物を置いて転ずればあちらに届く仕掛けであり、転桶そのものにも障壁がついていたから、転ずる間にこちらからあちらを覗くことも、あちらからこちらを覗くこともできなかった。たとえば婦人たちが食べる食事は大門の右手の厨房で作られ、この転桶をくぐって中へ入ったし、また婦人たちが内職で作りあげた刺繍などもここから出され、その材料や工賃さらに親族からの送り物もすべて転桶を通して渡された。

次に進もう。中庭の正面には正庁、その両翼には司事房がある。清節堂は無給の董事と有給の司事（事務員）によって営まれた。董事は毎月交代し、常々清節堂に居るべきものとされたが独断専行は許されず、問題があれば毎月二日と十六日に各董事を集めて協議せねばならなかった。正庁はおそらくこの時の会議に用いられたであろう。また司事房には事務員が詰めており、日常的な事務を処理していた。上海清節堂は所有田土がある嘉定に収租二人を駐在させていたほか、正帳一人、副帳一人、司察一人、書記一人、司査一人、司捐一人、雑務一人を事務員として採用し、ここで事務を執らせた。入堂しようとする寡婦は、ここで様々な手続きを終えたであろう。

手続きを終えた寡婦は正庁や司事房の置かれる建物をくぐり、内総門の前に立つ。さてこれから奥は完全に女の空間である。内総門には内外両方から堅く鍵がかけられ、外側の鍵は司察が持ち、内側の鍵は女司事があずかり、二人は連絡をとってこの門の扉を開いた。ここまで同伴した司察や親族の者も、ここから中へは入れない。寡婦はここで女司事にひき渡され、あとは彼女が住むべき号房へ案内された。

ところで、図には内総門の右手に答話処という文字が見える。これは婦人が一旦この内総門をくぐったからには病気の時に帳房で診療をうけ、父母や舅姑の葬式の時などに臨時に外出できる以外は出ることができなかったので、彼女の肉親などが面会に来たときに壁を隔てて立談する処であった。また、答話処の内側と転桶の内側には女司事房という文字が見える。清節堂は壁によって二つの空間に分けられていたので、内側を管理する女事務員が必要であり、彼女たちは内外の連絡に都合がよいようにとここへ住んだのである。さらに女使房という文字が二箇所に見える。女使とは文字どおり婦人たちの召使であり、衣服の洗濯、便壺の洗浄、病婦の看病、毎日の掃除などのために、寡婦十人につき一人雇われることになっていた。光緒九年度の『上海清節堂徵信録』には、実際二人の女司事の名が挙がっており、彼女たちについては女司事束修として一人一人三十六千文支払い、また女使として五人が雇われ、女使辛工として一人十二千文支払われた。この年の始め、寡婦は五十八人住み、年末には六十一人住んでいたから、ほぼ堂規どおりに実行されていたと見てよい。堂規によれば、これら女司事と女使のほかに女董事をいうものを置き、徳望ある老齡の寡婦に請うてこの任にあたってもらうことにしてあったが、各年度の徵信録ともに女董事の実際の名は挙がっていない。

号舎で生活することになった彼女たちには、毎日三度の食事が与えられ、新棉花、被褥、枕、厚棉、襖褲、薄棉襖褲、冬布大衫裙、葵扇などが六年一換、三年一換、一年一換などで与えられ、小使い錢一〇〇文、子供があれば彼らには五〇文さえ毎月与えられた。各年度いずれの清節堂徵信録によっても、以上述べてきたことのほとんどが完全に実施されていたこと

を裏付けることができる。光緒九年（一八八三）度の『上海清節堂徵信録』の支出項目を例にとれば、まず付属義塾に丁山尊（名は振声）先生なる人物が塾師として採用され、寡婦の子供たち十九人を教えていた。次に牛痘（天然痘）、内科、外科、傷科、眼科の各専科を持った医師八人が診療に訪れ、うち四人は診察料の受取りを辞退した。医薬代も医者（名は振声）の轎代も、塾師へ出した点心（おやつ）代も見える。瀏陽夏布、二白花衣、草蓆枕蓆帳竹、白布などもふんだんに購入され支給された。毎月一〇〇文の子使い錢も支給された。たとえば光緒九年十月十一日に入堂した龔朱氏は三歳になる息子と五歳になる娘を伴っていたが、彼女に対しては十月分から十二月分まで錢六〇〇文が与えられた。一箇月にすれば彼女本人に毎月一〇〇文、子供たちには毎月五〇文であり、全く堂規そのままである。もちろん「徵信録」の会計報告そのものを疑うことは可能である。しかし、ここに報告されている収入・支出ともにあまりに手がこんでおり、その一つ一つが偽作であるとは到底考えられない。もしも、医者（名は振声）の名前や小使い錢に作為をほどこそうとするのなら、当然規則どおりに女董事の名も挙げねばならなかったであろうし、女使の数も五人ではなく六人とすべきであったろう。

子供に対する配慮も至れり尽くせりであった。図2で見たように、上海清節堂にも義塾が付設され、堂規によれば男子は六歳に入学して字を覚えはじめ、七歳で字を書き書を読み、八歳で礼を習うものとカリキュラムが定められていた。入堂後、資質のすぐれた者は十四歳で別の学塾へ送って科挙のための勉強をさせ、受験に要する費用も清節堂が負担することになっていた。進学にむかない普通の子は、十四歳になった時に清節堂から商店へ丁稚奉公に出させ（学業）たり従弟奉公（習手藝）させた。この時、商店で丁稚奉公する者には押櫃錢（保証金）として一人につき八千文を与え、徒弟として手藝を学ぶ者には謁師酒席錢四千文を与えた。当時、仕事の見習いをはじめる時にはこのような押櫃錢を渡すのが慣行であったらしく、もしこれを渡さなければ徒弟は軽く視られ、独立をはたすのにも支障があったようである。これでは出堂した子供が将来母を迎えに来て養うことができるかどうか懸念され、蘇州ではすでに早くから清節堂が押櫃錢をも支給していた。⁽⁶⁸⁾ また女の子につ

いては、妙齢になったところで母や親属に婿を扱ばせ、結婚するにあたって奩費（持参金）錢一〇千文をやはり清節堂が支給することになっていた。

上海清節堂の堂規は合計三十六条からなり、以上のべた諸事のほか、堂外で逼醮されそうな寡婦を保護するために、このような事態を通報してきた地保・小甲に一件につき錢七〇〇文を褒賞として与えること、清節義塚を設けて節婦・貞女を葬ること、旌表規定に合致する在堂節婦を彼女たちに代って届け出ることなども、清節堂がおこなうべき重要な事業として定めていた。

以上は主に堂規に則して述べたので、次に具体的な例をとりあげ、どのような女性がここへ入り、その後どうなったのかを追ってみたい。ここで用いる資料は『上海清節堂徵信録』であり、光緒九年（一八八三）、十二年（一八八六）、十六年（一八九〇）、十九年（一八九三）、二十年（一八九四）、二十二年（一八九六）、の各年度のものを比較することによって、かなり詳細なところまで知ることができる。六つの徵信録には、重複を除いて清節堂へ入った一二七人の婦人が見える。このうち、二人はいわゆる貞女であり、一人が五十七歳、一人が六十二歳であった。残り一二五人の寡婦のうち、夫を最も若くして亡くしたものは十六歳の時のものが一人、次いで十八歳のものが二人であり、逆に比較的遅く夫を亡くしたものは、三十五歳の時のものが一人、三十二歳一人、三十歳六人であった。入堂資格の一つを夫の死亡時で三十歳以内とした資格は、若干の例外を除いて確かに守られていた。また、入堂時の最年少は十九歳、逆に最年長は四十一歳というものが一人で、四十歳はなく、次は三十八歳二人であった。つまりここへ入った婦人は、ほとんどすべて二十歳代で夫をなくし、入堂時で二十歳代か三十歳代の者であった。これを先行する果育堂の恤嫠活動との関連で見れば、表6で表れているとおり、松字・心字の二十歳代三十歳代の彼女たちこそ最も支援を希望した年齢層に属しており、果育堂の方でも他を削ってこの分を振りむけた者たちであった。また寡婦・貞女一二七人の本籍地は上海県が四十七人で最も多いが、全体に占める比率はわずか三十七%であった。

上海籍に次いで多かったのが蘇州籍（呉県・元和県・長洲県）で十五人、南京籍（江寧県・上元県）で十二人であり、北は奉天から南は広州まで、様々な本籍をもつ者が入堂していた。

以上のような在堂した寡婦の一般像から、さらに婦人一人一人に焦点をしばってみる。まずたとえば、光緒九年（一八八三）度の徵信録には、次のようなケースが見える。

夏朱氏^{二十六歳}_{守節} 現年三十六歳^{江陰縣人。光緒元年}_{於本年八月十八日伊子森清領回。} 保夏信甫

附養子森清現年十六歳^{於本年二月十二日、伊外祖朱巽齋領去習業。}

この場合、夏朱氏は同治十二年（一八七三）に二十六歳で夫を失い、二年後の光緒元年（一八七五）に二十八歳で入堂した。この時夫方の親属夏信甫が保証人となり、おそらくは同時にその子夏森清も入堂した。上海清節堂では付属義塾で学ぶ者はほとんどすべて〇〇清という塾名をつけられたから、夏森清もこの義塾で学んだと考えてよい。この年、外祖（母の父）が夏森清を引きとりに来たため、彼は清節堂を出て習業（丁稚奉公）した。徵信録のなかの「光緒九年学生押櫃支銷」という項目には、「夏森清 押櫃 錢八千文」とみえているから、出堂習業に際しては堂規どおり確かに押櫃錢も支給された。息子の夏森清が出堂したのが二月、半年すぎた八月になると今度は彼が清節堂へあらわれ、母をひきとった。入堂から出堂まで在堂期間は八年であり、また子供に教育もつけられ引きとられるという、夏朱氏の場合は比較的順調であった例である。

夏朱氏の場合は、子供が男の子であったから順調にいった。女の子しかない寡婦が入堂した場合はどうなったかというところ、光緒二十年（一八九四）に次のようなケースがあった。

馬平氏^{二十五歳}_{守節} 現年四十五歳^{本県人。光緒四年九月初七日入堂。} 保顧芝芳

附養女阿宝年二十二歳^{氏女因欲招婿、於十一月二十六日山外甥陶容卿同原保人領回。}

馬平氏は二十五歳で夫を亡くし、二十九歳で入堂した。光緒二十年に娘の馬阿宝は二十二歳であったというから、父と死

別した時はやっと二歳になった時であった。入堂後十六年がたち、招壻、すなわち養子縁組みをすることになり、母は娘と一緒に出堂したという。実は馬平氏の場合はきわめて珍しい例であった。というのは、娘しか持たない寡婦が入堂した場合、普通は娘が清節堂で成長し適齢期に達すると、娘一人が結婚のために出堂し、母はその後清節堂へ留まったからである。たとえば錢游氏は入堂後十二年して娘を嫁がせたが、彼女本人はその後留まったし、朱陳氏、許徐氏、李区氏ら女の子しか持たないものは、すべてその娘が結婚して出堂した後も留まらねばならなかった。

男の子がいても、もちろん順調にゆくとはかぎらなかった。彼女本人が在堂中に死亡することも多かったし、男の子が死亡することもあった。次のケースは、男の子がありながら、ずっと在堂しつづけた例である。まず、光緒九年（一八八三）の徵信録には、

凌吳氏^{二十九歳}現年三十歳^{休寧縣人。光緒八年六月二十八日入堂。}

保凌^{菊畦星齋}

附養子俊良現年十一歳

又 偉良 四歳

又 女佩玉 十歳

と記される。息子の凌俊良は十一歳であるから当然義塾で学んでおり、義塾の学生名簿では凌士清という塾名で現れている。ついで三年後の光緒十二年（一八八六）度徵信録には、親子四人とも三歳加えて登場するが、凌俊良はこの年、堂規で定める出堂年限に達したため、保証人の凌星齋が引きとりに来て仕事に就かせた、と注記されている。この場合もやはり押櫃錢八千文が与えられたと徵信録の支出項目に見える。また弟の凌偉良はこの年すでに就学年齢に達していたから、学生名簿に凌企清という名で見えている。光緒十六年（一八九〇）、光緒十九年（一八九三）には変化は見られず、翌光緒二十年（一八九四）の徵信録になると弟の凌偉良が出堂年齢に達したため、今度は兄が引きとりに来て仕事に就かせた、と見える。さらに二年後

の光緒二十二年の徵信録では、彼女はすでに四十三歳となっており、二十二歳になった娘と一緒に依然として清節堂に住んでいた。この時点では長男が二十四歳、次男が十七歳となっていたから、二人の力をあわせれば母と姉を養うこともできたであろうが、このあたりの事情を徵信録は語らない。ところが、彼女のその後の消息をさらに知ることができる。『民国十一年上海慈善團徵信録』の上海清節堂留養節婦の項に「凌呉氏 光緒八年入堂六十九歳」と見えるからである。彼女は二人の息子を持ちながら、二十九歳で清節堂の門をくぐってからずっと四十年間、ここを出ることがなかったのであった。

以上例として示した夏朱氏、馬平氏、凌呉氏はすべて光緒九年（一八八三）の徵信録に「留養節婦」として同列に並んでいるが、その後の彼女たちの人生は実にさまざまであった。今かりに、光緒九年（一八八三）に清節堂に住んだ寡婦六十三人が十三年後の光緒二十二年の徵信録にどのように見えるかを統計にとれば、二十三人（三六・五％）の者が依然として留まっておき、十四人（二二・二％）の者が子供に引きとられるなどで清節堂を去り、また同数の十四人（二二・二％）の者が堂中で死亡した。残りの十二人（一九％）の者については、光緒二十二年に清節堂に居なかったのは確実であるが、それが出堂したためであるのか死亡したためであるのか掴めない。出堂した者十四人のなかでは、実子に引き取られた者が九人、嗣子に引き取られた者が三人、娘が結婚したためのものが一人（馬平氏）、姑が病氣となりこれを看病するためのものが一人であり、実子であれ嗣子であれ子供に引き取られるケースが圧倒的に多かった。母を迎えに来た実子九人のうち、すくなくとも五人が啓清、森清、華清などという塾名を持っており、彼らは母とともに清節堂へ入り、ついで付設の義塾で学び、押櫃錢を支給されて就業した後、母を迎えたのであった。

六十三人のうちで二十二％強の十四人が出堂できたことは、彼女たち自身にとって喜ばしいことであつたろうが、清節堂にとっても望ましいことであつた。なぜなら、すでに成都恤嫠会で見たのと全く同じく、これによって新しい別の寡婦を受け入れることができたからである。光緒九年（一八八三）に在堂した六十三人の平均年齢は三十四・六歳であり、十三年後の

二十二年（一八九六）には三十七・四％となっており、たしかに約三歳という老齡化が見られるが、これは子供がないなどの原因で三十六・五％の者が居続けたからであった。たとえば六十三人の一人である呉王氏は、咸豐十年（一八六〇）に結婚して、わずか三日で夫を太平天国の乱で亡くした。彼女はこの時十八歳で当然子供がなく、上海へ流民となって入ったのち、光緒四年（一八七八）に清節堂へ入った。光緒九年（一八八三）の徵信録によれば謝三宝という九歳の男子をひきとって育てていたが、彼も光緒十六年に原保証人が連れもどしに来て仕事に就かせたため、以後彼女はずっと一人で住み続けた。光緒二十二年（一八九六）の徵信録では五十四歳で現存しており、おそらくは六十六歳で死亡する光緒三十四年まで住み続けた。⁶⁹また光緒十四年に入堂した丁楊氏は、二十歳で夫を失って間もなく族人に再婚を強いられ、この逼醮を逃れるために清節堂へ入った。⁷⁰逼醮を逃れるためであったから、簡単にここを出ることはできなかったであろう。このように一方で老齡化をもたらす要因が清節堂に潜在していたにもかかわらず、新陳代謝が比較的活発におこなわれたのは、寡婦の子供たちをも一緒に受け入れ、潤沢な資金をもとに教育をつけて送り出し、そして母を迎えさせるというシステムが定着していたためである。

実際、教育には相当な資金が投ぜられたようである。光緒九年（一八八三）には塾師一人に塾生十九人、光緒十二年（一八八六）には塾師一人に学生二十四人、それぞれ義塾での支出が一〇三千七九六文、一一四千二六四文であったから、塾生一人あたり年間五千四六三文、四千七六一文を投じていた。塾師として光緒十二年（一八八六）から二十年（一八九四）まで連続して徵信録に見える莫錫綸は、光緒三年（一八七七）の生員であり、清節堂の塾師を辞したのち、二十六年（一九〇〇）に恩貢生、のち直隸州の通判となり、宣統三年（一九一一）には上海市政府の総董となった人物である。⁷¹総董とは現在の市長というのに近い。また光緒九年（一八八三）と光緒十二年（一八八六）の徵信録に塾生として名が見える程桂清は、『松属采芹録』によれば、光緒十五年（一八八九）に上海県学の生員となった。光緒十二年の徵信録によれば、彼はこの時すでに二十歳という当然出堂すべき年齢に達しながらなお在堂しており、しかも「津貼程桂清書紙筆墨等 錢十二千九六〇文」という支出明細が見える

とおり勉学補助費まで与えられたのである。

このような清節堂がこれまた莫大な経費を必要としたことは、言うまでもない。光緒九年（一八八三）について見れば、総収入が七五〇五千七七九文、総支出は六六〇〇千九八八文であった。収入の主な来源は、嘉定・崑山両県下所有の田土からの小作料収入、典当（質屋）からの利息、それに錢業者、典当業者、商船業者、木材業者から業種を単位として寄せられる多額の寄付であった。総支出六六〇〇千九八八文のうち新たに田土を購入したために支出した三五千九七十文を差引き、これを光緒九年（一八八三）に在堂した婦人の数六十三人で割ると一人あたり一〇四千二〇七文を一年間に用いたことになる。同じ光緒九年（一八八三）度の果育堂の恤嫠活動では、最も若い松字の層の者には毎月七〇〇文、年間にして八千四〇〇文を支給し、次いで若い心字の層には毎月六〇〇文、年間にして七千二〇〇文を支給していたのだから、清節堂の寡婦一人あたりに要した費用は、松字の十二・四倍、心字の十四・五倍であった。さらに同年、同仁輔元堂が恤嫠瞻老として毎月四〇〇文を支給していたのと比べると、二十一・七倍である。これはやはり、桁違いというべきである。

以上、上海清節堂を考察するなかで、いくつかの点が明らかとなった。それはまず、上海でも早くから恤嫠会の活動があったが、年齢制限を設けなければこの会は老齡化を避けることができず、新陳代謝が著しく衰えてゆき、若年の寡婦には別な配慮が必要であったことである。ところが、若年の寡婦に対する特別な配慮をしても、希望者が殺到して要求に応ずることができず、このような事態を背景にして清節堂が設置された。この清節堂では子供を持った若い寡婦が多く入ったため、子供の成長と出堂にともなって彼女本人もやがて出堂でき、光緒年間の統計では十三年の間に二十二％強の者が出堂し、清節堂そのものも新陳代謝をはたすことができたのであった。さらに、寡婦一人あたりに要した費用は、恤嫠活動の十数倍、二十数倍という膨大なものであって、ここにわれわれは、両者が同じ理念に支えられながらも、質的には全く異った活動であったと考えなければならない。収容された寡婦には、手内職で得たもうけがそのまま与えられたのではなく、毎月一〇

○文の小使い銭まで与えられ、子供には教育までつけてくれるという、まことに至れり尽くせりであった。

安徽清節堂と上海清節堂との考察によって、清節堂の本質がどのようなものか、もはや理解できたものと思う。最後に丹徒完節堂の例を考察することによって、以上の考察の一部をさらに深めることにしたい。

(3) 丹徒完節堂

最後に紹介するのは、丹徒（鎮江）完節堂である。完節堂とは清節堂の別名である。ここで主に用いる資料『丹徒完節堂繼撫塾徵信録（光緒十六年）』（東京大学東洋文化研究所蔵）は、わずか三十四葉からなる小冊子であるが、『安徽清節堂徵信録』や『上海清節堂徵信録』に見えない清節堂についての貴重な情報を伝えてくれる。

鎮江府の府治が置かれた丹徒県には、完節堂が創建されるのに先だって、繼撫塾という名の義塾があった。これは同治十二年（一八七三）に設立された専ら貧しい寡婦の子供を教育する義塾である。⁷² 光緒十二年（一八八七）、繼撫塾の経営を委託された生員鮑上伝は、その後間もなくして完節堂の新設をも計画した。⁷³ 十四年（一八八八）には嚴作霖らが三千四百両の寄付を集め、これに三人の道員から寄せられた洋銀一五〇〇元を加え、典当に預け入れて毎年の運営資金にあてることとした。彼らはさらに蘇州清節堂と上海清節堂の堂規にならって完節堂の堂規を作定し、丹徒知県、鎮江知府らの協力と許可を得、光緒十五年（一八八九）正月十六日をもって開堂した。はじめは二十八間の号舎を造り、二十数名の寡婦とその子供を受け入れたが、入堂希望者が多くなったために十七年（一八九一）には号舎二十間を増築し、二十三年（一八九七）年にも十九間を増築、その後も増築を続けた。こうして、光緒三十三年の時点では百三十余戸の寡婦を収養し、繼撫塾は五箇所に増えていた。この間、鮑上伝が一貫して経営し続けたが、「幸にして毎年刊行される徵信録が外部に出まわるため、世論はこれを信じ、かつて物議をかもしたことがなかった」と地方志は述べている。⁷⁴

光緒十六年（一八九〇）度の徵信録によれば、この年の収入は繼撫塾月縁、木業月縁（六十五家の木材業者）、綢号月縁（二十五家）、西土月厘（十二家）、蠶縁（十六家）、添塾壹堂学生飯食費用縁、各善士月縁（十一家）、存典生息、地房租蠶項からなり、錢に換算して総計五九五三二四二文、支出は房産を買い増した費用一八四七千六〇文を含めて総計五六七二千九七九文、差引残高二八〇千二六三文という健全財政であった。開堂するにあたって道員から洋銀一五〇〇元が寄せられ、知県からも資金援助を受けたが、ここに列記する収入項目とその金額から、毎年の収入と経営は上海清節堂と同じく基本的に民捐民辦であった、と見なすことができる。

この徵信録が作成された時点では、丹徒完節堂では二十五人の寡婦と二人の貞女、これに付収として三人の若年の女と寡婦の子供三十五人（男十七人、女十八人）、これに母や寄女などその他五人の合計七十人を収養していた（途中で開除となった表7 No. 13は除く）。年間総支出五六七二千文余りから房産購入費を差引いた三八二五千九一九文が彼らのために用いられた経費であった。寡婦、貞女、付収の若年女合計三十人でこれを割った一二七千五三〇文が一人（二戸）あたりの支出である。当時、丹徒県では儒塾会がおこなわれており、生員と童生の寡婦たちには一戸あたり毎月四〇〇文を支給していたというから、完節堂での一戸あたりの支出額は儒塾会のそれに比べて、二十六・六倍であった。

丹徒完節堂の堂規は、蘇州清節堂と上海清節堂のそれにならったというとおり、運営方式や設備はそれらとほとんど同じである。司総（董事・理事）、司事（事務員）、女司事（女事務員）、女僕（女使）らが運営し働く点、孤児たちの義塾を付設する点、堂門の内に総門をさらに設けて嚴重に鍵をかける点、「前後にはすべて高垣を繞らし、茶や食事を送る時にはすべて転桶から入れる」点、親族が訪ねて来た時も「司事が外から女司事に知らせ、捲簾まで伴送して出し面会させる」点など、基本的な部分はすべて同じである。ただ、若干の相違点も見られ、（一）三十五歳以上の者は受け入れず、「学校旧族」を優先させる、と他と違った年齢制限、資格制限がある点、（二）堂規の一条に、「頼りうる親族がいないか、または強暴畏るべき者がいる」

寡婦というとおり、逼蘸にあっている寡婦をも入堂の対象と明確に定めている点、(三)寝台・家具などは、原則としてすべて寡婦が持参してくるべきものとされ、比較的裕かな者を入堂対象として想定しているらしい点、(四)燈油などの日用品は完節堂が支給するが、小使錢や衣服は寡婦本人の自弁とし、また手内職によって余分な金ができた時は、完節堂が代って店舗に賃しつけ、利息を受けとってやると定め、やはり入堂寡婦をかなり裕かなものとあらかじめ想定している点、(五)亡き夫の命日や時節の祭祀にあたっては、まだ入室者のいない号舎に祭壇を設けることを認め、祭祀の継承にも配慮している点、(六)さらに「旧家の女はほとんど字を識っている」ので、読書を許可しながら読んでもよい本を善書だけに限り、唱本小説を禁止している点、などである。

この堂規によって、丹徒完節堂が受け入れを望んだ寡婦がおおよそどのような女であったか、見当をつけることができる。『丹徒完節堂徵信録』には、幸い婦人たちの年齢や夫の死亡年のほか、夫の職業を簡単に記している(表7)。南貨業、糸業、錢業などの業種は、現在われわれが職業を紹介する時に〇〇関係と述べるのと同じで、そのものとしては彼らが店主であったのか被雇傭者であったのかわからない。ただ蔡張氏(No.15)の夫は天津の幕友であったと考えられるし、唐宦氏(No.22)の夫は丹徒県学の訓導であった。また盧陳氏(No.27)の夫が儒であったと言うからには、生員か悪くても童生であったと考えて誤りなく、呉楊氏(No.28)の夫は医者であったと考えて誤りない。さらに『民国統丹徒県志』列女伝は、拔貢生潘乾福の妻史氏の場合を伝える。彼女はもと桐城県の人で丹徒に流寓中、二十九歳で夫を亡くし、その後子供を育てて独身を通そうと誓った。たまたま鎮江府知府が潘乾福の父とかつて同僚であったため彼女を憐れみ、彼女に子供とともに公舎に住むことを勧めたが、彼女は公舎は守節の場所でもなく嫌疑をかけられてはと固辞し、かわって完節堂へ送ってくれるようにと懇願したという。⁽⁷⁶⁾これらの数例から、完節堂へ入った寡婦がたしかに「頼りうる親族がない」者であったとしても、決して赤貧洗うがごとき「極貧のもの」ではなかったことを推察できる。これはすでに安徽清節堂の事例で推測したことであった。す

表7 光緒16年(1890)丹徒完節堂収養寡婦とその家族

	亡夫職業	子供数(入堂時年齢)	注
1 嚴沈氏(34歳)	南貨業	女2(8歳, 9歳)	蔣姓養媳。
2 孫謝氏(26歳)	糸業	男1(6歳)	
3 陳貞女(19歳)			
4 周謝氏(30歳)	南貨業	男2(9歳, 10歳) 女1(3歳)	寄女=旧族童女淪落, 親友集資 拔出, 先後送寄。
5 趙朱氏(26歳)	裱画店	遺腹男1(8歳)	
6 張朱氏(33歳)	錢業	寄女2(14歳, 14歳)	
7 唐陰氏(26歳)	錢業		許配某姓, 母在未嫁, 母亡無婦。 長男16年冬歿。 〔開除〕
8 瞿趙氏(26歳)	南貨業	女1(6歳)	
9 張趙氏(34歳)	南貨業	男2(4歳, 10歳) 女2(7歳, 13歳)	
10 姚曹氏(29歳)	機業	男1(3歳) 女1(6歳)	身有遺腹, 貼資住外。8月13日 生産1子。9月27日進堂。
11 李貞女(29歳)			
12 滕浦氏(33歳)	線業	男2(10歳, 13歳) 女1(←遺腹)	
13 李韓氏(31歳)	紅花行	男2(6歳, 13歳) 女3(7歳, 9歳, 11歳)	〔付収〕夫=張大。旧年張大病 歿, 矢志不嫁, 正月16日進堂, 守節代傭。毎月傭資500文。
14 丁陳氏(35歳)	錢業	男1(13歳) 女2(9歳, 14歳)	
15 蔡張氏(29歳)	天津戎幕		
16 姚吳氏(30歳)	錢業	男1(1歳) 女1(10歳)	奉県憲飭免進堂。 県学副堂=唐広文, 光緒15年在 任出缺, 奉府憲札委送堂。親妹= 向依唐養, 未字唐故無着。
17 孫陳氏(33歳)	塩務	男1(4歳) 女2(9歳, 14歳)	
18 徐蔡氏(25歳)	米業		
19 張朱氏(25歳)	繼撫塾工人	女1(4歳)	高資司錢巡政。光緒16年在任出缺。 次女10月歿。
20 馮余氏(33歳)		男2(7歳, 14歳=習学布業) 女2(2歳, 11歳=随祖母住外)	
21 解丁氏(28歳)	農業	女1(10歳)	
22 唐宦氏(22歳)	丹徒県学副堂 (側室)	男1(4歳) 母・親妹1(14歳)	〔付収〕本在堂滕浦氏長女, 未 進堂前, 給人家為養媳, 訪悉其 家不良, 蒙県憲提案, 断免婦依 其母, 由堂代為挾配。
23 吳薛氏(23歳)	衣業	男2(4歳, 5歳) 女1(2歳)	
24 胡劉氏(33歳)	錢業		
25 錢張氏(23歳)	高資司(側室)	寄女1(11歳)	〔付収〕所生不良, 県憲憫其淪 落, 飭差由上海, 提米免堂, 留 養挾配, 現交張節婦教管, 因以 張為姓。
26 嚴陳氏(35歳)	紅坊業	男1(11歳) 女2(5歳, 16歳)	
27 盧陳氏(28歳)	業儒	男1(4歳。依本生母在淮)	
28 吳楊氏(21歳)	業医	男1(3歳)	〔付収〕父母均歿, 親属難依, 經其族廩貢生何衍森等稟県送堂 寄養。
29 滕女(15歳)			
30 張女(17歳)			
31 何女(17歳)			

くなくとも彼女たち数人は、間違いなく「学校旧族」の者であり、寝台家具なども堂規どおり自弁で持ちこんだであろう。この推察をさらに裏付けるのが、張朱氏（No.19）である。彼女はもと繼撫塾の工人張大の妻であったが、光緒十四年（二八八八）に夫を亡くし、翌十五年（二八八九）正月十六日の完節堂開堂とともにここへ入った。つまり、寡婦で二十五歳という点では他の婦人と同じ資格を持ち、四歳の娘が一緒である点でも違いはない。ところが彼女は「付収」という特別枠で記され、また「夫の張大が死亡し、再嫁しないことを誓い、正月十六日に入堂し守節。代傭のための毎月の傭資は五〇〇文」と注が付せられている。毎月五〇〇文とは、堂規によれば完節堂が女僕（女使）に支払う金額である。つまり彼女は「再婚しないことを誓っている」点で他の婦人と全く同じでありながら、たまたま夫が繼撫塾の工人であったから特別枠で入堂が許されたにすぎず、しかも他の女僕と同じく堂内の召使いとなっていたのである。逆に言えば、他の婦人は張朱氏のような夫が工人であるといった身分の女ではなかったのである。

一方、滕浦氏（No.12）の場合も、入堂者がどのような婦人であったかについて貴重な情報を伝えてくれる。というのは、あとの付収に見える滕女（No.29）は、もともとこの滕浦氏の長女であり、完節堂へ入る前には童養媳として他人の家へ出されていたが、その家に問題があるとわかり、知県の判断で改めて堂内に住む母の下へおちついた、というからである。滕浦氏の家がその長女を童養媳として出さねばならなかったということは、この家が前の数人の婦人の家と違って極めて貧しかったことを物語るであろう。在堂婦人の中に極貧と思われる者がいたことは、光緒十八年（二八九〇）の支出項目の一つに、「完節堂女司事及在堂内極貧嫠婦歲金、錢三千四〇〇文」と見えることから裏付けられる。また、陳貞女（No.3）は蔣姓の童養媳であったというし、何女（No.31）は父母とともに亡くし、完節堂へ送り込まれたという。二人とも極貧に近かったであろうと推察できる。

以上によって、丹徒完節堂には比較的裕かな者と極貧の者とが、ともに夫を亡くし年若いというだけのことで一緒に住ん

でいたことがわかる。一方で書物を十分に読みこなす能力をそなえ、小使錢にも不自由せず、そのみではなく貸し付けに回すことができるだけの金銭的余裕を持つ者がいるかと思えば、一方で娘を童養媳として出すほかなかった者も一緒に住んでいたのである。彼女たちはともに息子や娘を連れて入堂した。われわれにとって興味深いのは、いや興味深いのを通りこして奇妙にさえ思えるのは、このように貧しい彼女たちでも、一旦入堂したからには今度はその息子たちを裕かな寡婦の息子と同じ義塾へ送り教育をつけることができたことである。というのは、光緒十六年（一八九〇）の徵信録には継撫塾の教師三名と塾生五十九名が列記されている。そのうち完節堂寡婦の子として八名が挙げられ、うち一人は滕餘慶という名であった。この年度に滕という姓の者は滕浦氏だけであるから、滕餘慶は滕浦氏の息子以外にありえず、彼の姉はかつて童養媳となったことがあるからである。

光緒十六年（一八九三）に在堂した寡婦たちがその後それぞれのような人生を送ることになったか、については、今その後の徵信録を持たないので知ることができないが、ただ一人、姚曹氏（No.10）については、『民国丹徒県志撫餘』卷十一、列女に伝があり、若干の消息を知ることができる。これによれば、彼女は二十三歳で夫を亡くし、家が貧しかったので針仕事をして日を送り、姑を養い、その死亡後、二人の子供を伴って入堂したのであった。義塾での教育のかいあってか、一人息子はその後、保定陸軍学校へ入学し、娘も嫁ぎ、彼女は四十七歳で死去したということである。光緒九年（一八八三）に上海清節堂に在堂した寡婦たち六十三人が、入堂した時には平均二十九歳であったのと比べ、丹徒完節堂の寡婦二十六人が入堂した時の平均年齢も二十八・九歳とほとんど変わらず、彼女たちもまた男の子供に教育をつけて仕事につかせることができたのだから、上海清節堂の寡婦たちとはほぼ同じ道をたどったと予測することができる。上海清節堂、丹徒完節堂、そしてはじめに紹介した安徽清節堂ともに、その創設者の理念にきわめて近い形で運営されていたと見てよい。これに類したものが、全節堂、立貞堂、貞節堂、安節局などという名で清代には全国各地に建てられたのであった。しかし、見落してならないの

は、恤嫠会が全国的に多くの都市で普及したのに比べると、清節堂の建設はきわめて限られたものであったことである。それは、建設費として莫大な資金が必要であったからだけではなく、建設後の経常経費もまた恤嫠会とは比較にならぬほど膨大な額を必要としたからであった。四川省省都の成都でさえも、ついに初めに計画された清節堂そのものの建設にいたらなかったし、他に広東省省都の広州や福建省省都の福州、湖南省省都の長沙などスキナーが中心首都・地域首都と呼んだ大都市中の大都市でさえも、ついにこの建設にまではいたらなかった。すでに見たように、安徽省安慶の清節堂も安徽省出身官僚の飛躍という特殊事情があつて、はじめて成立したものであった。これら巨額の建設資金と運営資金が必要であつた清節堂のために、郷紳や商人ら男性の寄付にまじつて多くの女性、なかでも寡婦が多額の寄付をしていた。これまで紹介してきただけでも、四川清節堂（恤嫠会）の創設には葉毓榮の母が関与して四川総督に次ぐ巨費を投じ、上海清節堂のためには寧波の楊胡氏が田土二〇〇〇畝をその基本財産として投じ、蘇州清節堂のためには呉復初とその妻とが押櫃銭の基金を投じた。このほか、高郵州に立貞堂が建てられたのは、一寡婦が錢二八五千文に相当する住宅を寄付したのが契機であつたし、⁽⁷⁸⁾宝応県安嫠堂の建設と修理には、一寡婦から巨額な寄付がおこなわれた。⁽⁷⁹⁾銅山県清節堂にも一節婦から五〇〇千文寄せられ、⁽⁸⁰⁾崑崙清節堂は紹興の徐氏、章太夫人、馬太夫人らによって建てられた。⁽⁸¹⁾これは、清節堂の理念に共鳴したのが男たちだけではなく、女たちも全く同じであつたことを示している。

このような清節堂に対して、清代の知識人がおおむね最大級の讃辞を贈ったことは、もはや改めて言うまでもなからう。⁽⁸²⁾蘇州清節堂の創設と維持のためにその財産のほとんどを使い尽くした陳道修に対して、俞樾は「ああ難しいことだ」と嘆じ、余治もまた「陳道修という幕友がいた。まっ先に万両を寄付して清節堂を提唱し、紳士は翕然として従い、完成した。ああ、一幕友にしてこれを成しとげたのである」と激賞した。⁽⁸³⁾安徽清節堂の建設を呼びかけた李鴻章は、これが完成すると「古人でもできなかったことを成しとげた」と自ら誇り、⁽⁸⁴⁾上海清節堂を創建したいとの申請を受けた上海知県は、「貞節を保ち、

名を穢さないために考え出したことであって、風俗人心に裨益することだ」と述べて許可した。⁽⁸⁵⁾ 以上の数例だけではなく地方志に載っている関係資料はどれもほとんどが清節堂の建設を褒めているのであって、かの蔡元培ですら清朝の時代には「清節堂記」を書き、その中で「善をなして名誉を求めない、これは古人たちを凌駕しているではないか」と賞賛した。⁽⁸⁶⁾ 実際、これまで見てきた清節堂の経営実態からすれば、寡婦一人あたりの費用は巨額にのぼり、至れり尽くせりであった。夫をなくした婦人たちは、一旦入堂すればもはや衣食住の心配がないだけではなく、子供たちに間違いなく勉学の機会を与えてもらえるだけでなく、子供が仕事に就く時に押櫃錢も与えられ、能力があつてより上の生員をねらうのであれば、受験のために特別の補助もしてもらえたのである。二十歳代や三十歳代で夫を亡くし、子供を養つてゆかねばならぬ寡婦たちにとって、そこに清節堂があるということはどんなに朗報であつたろうか、どんなに多くの婦人がここへ殺到したであろうかと想像したくなる。

しかし、この想像ははたして正しいのであろうか。われわれはもしかすれば、清節堂側の資料にあまりに頼りすぎたのではないか。『徵信録』はたしかに清節堂の経営実態と伝えてくれたが、それは真実の一面ではないのか。

最後にわれわれは、清節堂がどのような問題を抱えていたのかという別の一面を知るため、当時の新聞記事に注目することにしたい。

四 清節堂の諸問題

今さきに、二十歳代や三十歳代で夫を亡くし、子供を養つてゆかねばならぬ寡婦たちにとって、そこに清節堂があるということはどんなに朗報であつたろうか、どんなに多くの婦人がここへ殺到したであろうか、と想像したくなる、と述べた。

たしかに、たとえば丹徒完節堂ははじめ二十八間の号舎で出発したが、直ちに不足を来し、入堂希望者の増加に応じて号舎を次第に増築し、十数年後には百三十余戸を収容していたという。これは間違いなく入堂希望者が殺到したことを示している。また保定全節堂でも、入堂希望者が増加したため、その創建から二十数年後に大きく拡充されたという。ところが次のような資料もある。高郵州では立貞堂が建てられたが、「寡婦は自宅に住む方を便利とし、立貞堂へ住むのを不便とした。はじめ設置された時は誰も住み手がなく、同治十一年（一八七二）年に在堂した寡婦は、司事一人や子供を含めてやっと十二・十三人であった⁽⁸⁷⁾。これはどういうことであろうか。高郵州には立貞堂が建てられる前から恤嫠会があり、嘉慶十年（一八〇五）には定員を一〇〇名に増し、道光二十一年（一八四一）には一八〇名に増すというように、こちらはすこぶる人気が高かったが、立貞堂がいざ建てられてみるとこちらには誰も住み手がないというのである。これはどういうことであろうか。この問題については、『申報』同治十二年（一八七三）五月二十日付の記事、食苦齋主人稿の「清節堂では措置よろしからざるため、節婦が入堂を躊躇しているとの噂があることについて」が大いに参考になる。それは上海清節堂が開堂後八箇月過ぎた時点でのどのような状態にあったかを、次のように伝えている。

ところが清節堂開設以来、今すでに半年を越えているが、留養されている節婦はなお定員に満たない。これは民間の孤独な寡婦がほとんどみな自活してゆける者なのだ、というのであろうか。それは、この清節堂に赴かんとする者がみな、噂に誤られてしまうからだ。噂とは何か。それは、住堂の婦人は飲食起居にわたってすべて三ランクに分けられるらしい、というものだ。官僚の家の婦人は上ランクとされる。上ランクは部屋が清潔で食事は豊かでおいしい。かつ下女の輩がおり、指し図をうけたまわっている。家柄の力を尊ぶからである。富家の婦人は中ランクとされる。中ランクは部屋も快適で食事も必ずきれいだである。かつ下女の輩がこちらの走り使いもしてくれる。金の力を重んずるからである。貧しい家、普通の家の婦人はといえば、草むしりで雑然と寄りそい、粗末な食事すら十分ではない。甚しい場合には、

指し図を言いつけられ走り使いをさせられる。このような情報がひとたび伝わるや、清節堂に入ろうとしている者もついにみな躊躇してしまい、入らないのである。

つまり、清節堂に入る婦人は三ランクに分けられ、貧しい家や普通の家の婦人は差別を受けるので入りたがらないのだ、というのである。この記事は続けて、

この堂が設けられた当初は、入堂を希望して届け出る者が収養しきれないほどであった。ところが次第に清節堂を出たいと自ら言いだし、二度と入ろうとしない者があらわれた。いったいこれは、何故なのだろうか。

以上の問いに対して、それは清節堂董事の配慮と運営がゆきとどいていないためだと答え、善処を求めている。

この記事が掲載された五日後の同治十二年五月二十五日、『申報』に「食苦主人の清節堂についての論を辨ず」と題する全面的な反論が載った。筆者はやはり飲和食徳生というペンネームを使っているが、弁明の内容から見て清節堂の運営に直接関係していた人物であることは、疑いない。彼は前の清節堂批判に逐一反論を加え、おおよそ次のように述べている。第一に、清節堂では婦人が三ランクに分けられるというが、官僚の婦人であれ富家の婦人であれ、現在のところそのような者はいない。また住む所も違っていると言うが、部屋は現に新築されたばかりですべて高大広寛であるから、そのようなことはありえないし、食事の差別、支給の優劣、下女にさせられるかどうか、蘇州清節堂に倣って寡婦十人につきすべて一人の下女を雇うことにしており、食事は誰でも同じく肉と野菜を出し、衣服もすべて新布を一人一人に堂規どおり発給している。第二に、確かに批判者が言うように、開堂したときは希望者が多かった。しかし、何故彼女たちすべてを受け入れなかったかというと、資格検査の結果、不相当と認定したからであり、また彼女たち自身、「家を捨てるには氣に懸ることが多すぎる」ため、入らなかったのである。第三に、入堂したのち自ら願って退堂した者がいると言うが、これについては帳簿があるから弁明する必要もない。第四に、この批判では、入堂希望者が少いたために地保に対して懸賞をつけ、入堂資格の

ある寡婦を調べ出して報告させ、その場合には数百文を支給したかのごとく言っているが、これは堂規にも定めるように逼醮を嚴重に取締るための懸賞金である。それを批判論者は清節堂に人気のないことを述べんがため、強引にこじつけているにすぎない。反論は、おおよそ以上のとおりである。

批判と反論のうち、清節堂は新築されたばかりですべて新屋であるという点、および入堂した寡婦が自ら望んで退堂したということは、帳簿という証拠があるからありえない、という二点については、反論の方がより説得的である。しかし、官僚の婦人や富家の婦人は入堂していない、入堂寡婦の中で貧しい家、普通の家の者が下等にランク付けされ、上等・中等の婦人の下働きまでさせられるということは絶対にありえない、との反論は、われわれにとってはなほだ説得力を欠いている。なぜならわれわれは、安徽清節堂と丹徒完節堂の経営実態を見たなかで、官僚の側室も裕かな家の寡婦も入堂していたことを知っているからであり、また貧しい家の婦人が同じ寡婦でありながら堂内で賃金を受取り、他の寡婦たちの召使いをしていたことを知っているからである。丹徒完節堂だけではなく、蘇州清節堂にも富裕な家の寡婦が入っていたらしい。『申報』同治十三年（一八七四）二月四日付の記事では、蘇州清節堂に盜賊が入ったことを報じ、賊に入られるということは金持ちの婦人が入っているからだ、これは貧しい家の寡婦を援助するという、本来の目的からはずれていると非難しているからである。⁽⁸⁸⁾さらに松江全節堂に至っては、その堂規の一章で、「節婦のうちでもともと貧苦のためではなく、どうしても家に居りにくいという情況のために入堂を願う者については、その所有する田土銀錢を清節堂の中に留めおいてやり、田土は堂が代って小作料をとりたて、銀錢は利息をとることを許さない」と定め、⁽⁸⁹⁾はじめから富裕な家の寡婦も入堂してくることを予想していた。

いや、これら諸例は他の清節堂のことであって上海清節堂はこれとちがう、上海清節堂ではその堂規にも「實際に貧苦で頼るところがない者」を対象とするとしており、富裕な家の者は入堂していない、と反論者はいうかも知れない。しかし、

上海清節堂でも、そこへ入堂した者と上海果育堂の恤嫠活動で支援を受けていた者とを比較すると、やはり富裕な者も入堂していたと言わざるを得ないのである。上海果育堂の恤嫠の対象も上海清節堂の受入れ対象も、ともに彼女が上海人であるかどうか問わなかったことは、すでに述べた。とすれば、もし果育堂へ赴いた寡婦と清節堂へ赴いた寡婦とが同じ階層に属する者であるなら、同じ年代には上海籍の者が全体に占める割合が両者とも同じ率になるはずである。ところが、光緒八年（一八八二）度の『上海果育堂徵信録』によれば、この年援助を受けた婦人は合計一九七人、このうち上海籍の者は九十七人で四十九％であり、蘇州籍、南京籍などもともと上海人でない者は一〇〇人で五十一％であった。これに対して光緒九年（一八八三）の『上海清節堂徵信録』によれば、この年在堂した寡婦はすでに述べたとおり六十三人、うち上海籍の者は二十四人で三十八％、非上海籍の者は三十九人で六十二％であった。わずか一年の違いで一方が四十九％、一方が三十八％という数値が出てくることは考えられず、また資格の点で両者に違いがないことを考慮すれば、果育堂へ赴いた婦人は土着性が強く、清節堂へ赴いた婦人は寄留性が強かったと結論づけるほかない。何故清節堂へ赴いた婦人の方が寄留性が強かったのかについて、一つの可能性として彼女の実家や嫁ぎ先が蘇州や南京など遠方からの移住を可能にする資金の裏付けに恵まれていたことと、通婚圏の広さを想定できないであろうか。もちろん、貧しい家の者も遠方から上海へ流入したであろうが、果育堂へ赴いた寡婦と清節堂へ赴いた寡婦の上海人であるか否かに現れた歴然たる差は、ほかに説明できないようである。さらにこれは中華人民共和国の成立後、かつての上海を思い出した回顧譚であるが、二老人は清節堂について触れながら、「これら自ら入堂して節を守ろうと願う寡婦は、おおよそ名門または富裕な家の出身であって、たとえ普通の家から来ているとしても相当のコネが必要であった。貧苦の家の者であれば、入りようがなかった」と報告している。⁹⁰これも一つの噂に基づいたものかも知れないが、同治年間に生れた噂がその真実はどうであれ、つい近年まで続いていたのである。すくなくとも安徽清節堂や丹徒完節堂では、すでに見たように明らかに「貧苦の家」の者も入堂していたから、回顧者の報告は逆に

極端であるが、裕かな家の者も入堂していたことは間違いないようである。

原因が貧しい者に対する差別扱いにあったのかどうかはともかく、上海清節堂へ入堂したものは多くなかった。反論でも、入堂した者は「今にいたるまで十余人にすぎない」ことを認めていた。これは、開堂前には予想もできぬことであった。なぜなら、上海に清節堂を設けたそもその理由が、同仁輔元堂、果育堂、全節堂でやってきた恤嫠活動では到底希望者の増加に追いつかず、これら三堂で欠員待ちをしている寡婦の中から現在まだ若く、かつ固く守節を通そうとしている者を選び出してここへ収養し、これによって恤嫠での欠員待ちを緩和しようとしたからであった。また、その施設は至れり尽くせりであったからであった。当然開堂前には希望者が殺到することが予想され、堂規でも「現在は経費が十分でないから、とりあえず定員一〇〇名とするが、将来寄付が増えればさらに定員の枠を広げるものとする」と定めていたのであった。ところが、開堂して八箇月の同治十二年（一八七三）には十数人しか入っていないかった。その後を各年度の徵信録によって追跡してみると、光緒九年（一八八三）末は六十一人、十二年（一八八六）末は六十七人、十六年（一八九〇）末は七十九人、十九年（一八九三）末には七十七人、二十年（一八九四）末には七十六人、二十二年（一八九六）末には七十一人と推移し、ついに定員の一〇〇人に達することはなかった。

清節堂へ入ることを不人気にした一つの原因は、祭祀継承の問題にあった。これは反論者のいう「家を捨てるには氣に懸ることが多すぎる」問題の一つであろう。やはり『申報』は「松江王氏婦題壁詩」と題して次のような事件を報じた。⁽⁹⁾王氏は同治五年（一八六六）に夫を亡くし、八年（一八六九）になると松江全節堂から毎月錢四〇〇文の在宅者用の恤嫠支援をおおぐこととなった。ところがやがて、それまで在宅の者を支援する恤嫠活動だけをしていた全節堂に収養施設が建てられ、これまで毎月四〇〇文を受けとっていた王氏ら寡婦たちをも驅りたてて入堂させようとした。王氏は家居して祭祀を続けてゆこうと決意し、入堂することを拒んだために、それまでの四〇〇文の支給も打ち切られた、というのである。

地方志によれば、松江全節堂はじめ千余人を定員として在宅寡婦に対して専ら金銭的な支援を贈っていたが、蘇州清節堂にならって寡婦を収容する施設を造ろうとする計画がおり、同治十二年（一八七三）から寡婦たちを収養しはじめたとい⁹²う。地方志に見える資料では詳細にして完備した堂規を載せるだけであるが、その裏で全節堂が実際にとった方法は、入堂者の選定にあたって従来四〇〇文を受け取っていた寡婦たちに対しても、入堂するかさもなくば支給を停止されるか、の決断を迫るという冷酷なものであった。そして王氏は、家居し祭祀を続けるかわりに、支給の停止を選んだのであった。

王氏の詩が掲載された二日後、やはり『申報』に「寡婦には資金援助で恤むべきであって、是が非でも入堂させて縛りつけるべきではない」と題する論文が掲載された。⁹³これは、先の王氏の怒りと悲痛を代弁するものであり、「寡婦一名に対して毎月銭四〇〇文を支給するのは、費用としてたかが知れている。寡婦たちはこれに縋って生きてゆくのであり、これあれば生きこれなければ死すという、まことに危うい状況にある。入堂すれば自分一人の身を生かすことはできるが、前人の祀を廃してしまい、両立しがたいのだ。やむをえず在家奉祀すれば、餓え死にするのを待たねばならず、涙を流してこの詩を作った者の心には、まことに苦渋に満ちたものがある」と全節堂のやり方を批判するものであった。彼は寡婦たちを駆りたてて一室に住まわせる必要などは全くないとし、在宅のままで生活費を補助すればよい、と述べている。祭祀の問題は清節堂にとっても大きな問題であった。松江全節堂で起きた問題を反省したためか、これを模倣して作ったという南漚恤嫠局の堂規では、翁姑となき夫のために堂内で祭ることを寡婦に許可しているし、⁹⁴また丹徒完節堂でもすでに見たようにこれを許している。

清節堂へ入ることを不人気にしたもう一つの原因は、夫を亡くして生活苦にあえぐ婦人とはいえ、働く能力さえあれば、機織りなど自活の道を選び、他人の世話にはなりたくないという彼女たちのプライドがあったからであった。やはり『申報』光緒元年（一八七五）三月十五日には「南漚恤嫠局情形」と題して次のような状況を伝えている。すなわち、南漚県では

昔から恤嫠局が置かれ、在宅の寡婦たちを援助してきたが、ここに新しく上海清節堂のような収養施設が置かれた。新築の施設は万寿宮に疊を連ね、規模壮大にして万寿宮より五寸高く、設備も完全に寡婦に対する配慮は至れりというべきである。ところが不思議なことにほとんど誰一人としてここへ入る者がいないのだ。誰も住まないために、せっかく新築した恤嫠局には常時鍵がかけられている始末である。かつて郷村の一寡婦が訴訟に困りはてて入堂を願い出たことがある。彼女は二十余畝の田土を持っていたので、董事が代って小作料の管理をしてやった。彼女は自分の収入で生活したので、恤嫠局の費用を使わなかった。恤嫠局の方では初め予定していた城中の寡婦たちには見向きもされぬので、遊ばせておくよりはと郷村にも恤嫠局のことを遍く知らせることにした、というのである。

この記事に続いて数日後の『申報』光緒元年（一八七五）四月二十三日には、「南滙恤嫠局のその後について」と題し、南滙県から上海へ出てきた友人の話として、次のような話を載せた。「南滙恤嫠局にはもとより寡婦が住んでいない。ただ、各家庭よりやってきて援助金を受け取ってゆく婦人数人がいるだけだ。南滙の田舎の民は海岸べりの辺鄙なところに住むとはいえ、廉恥というのをよくよく知っている。多少なりとも自活ができる婦人は、だれもが機織りをして生計をたてており、他人の憐みを乞おうなどとは思わない。これは南滙人の伝統になっているもので、今も変ることがない」。

つまり、南滙県の婦人はだれでも機織りをやっているから、夫をなくしたところで自活してゆける。恤嫠局へ入らないの
は言うまでもなく、他人に憐んでもらうことさえ恥だと考え、恤嫠局から在宅保護を受ける者でも数人しかいない、
のである。家内綿業が普及していたこの地方では、女たちは夫がいる時でも家計の重要な一翼を荷っており、夫が死んでも
実に健全な姿であった。すでに明代の『正徳松江府志』の風俗に、「女性は昼の食事を夫のいる田へ持ちはこぶだけではな
く、草刈りや龍骨車に乗っての灌漑もほとんど男と一緒にこなう。だから他の地方に比べて苦勞を二重するとはいえ、男
も女もともに自立できる」と述べ、清代の『道光金沢小志』風俗では、「娘は生れて五・六歳になると棉花紡ぎを教えられ

る。十歳には織布を学ぶ。寒暑を問わず幼い時から働くことを学び、結婚する頃には皆手仕事が巧くなっている。夫を持ち、不幸にして夫を亡くしたら、身をもってあとを追う者がしばしばいる。あるいは未亡人と称してその翁姑に孝をつくしその孤児を育て、一人身で数十年暮らし終生節を守るぐらいの者は、どこにでもいる」と述べ、また、「女の仕事としては針仕事のほか織布を日常の仕事としている。金沢鎮では貧富を問わず、紡織しない婦人はいない」と述べる。⁽⁹⁶⁾さらに『民国「南漕」二区旧五団郷志』風俗でも、「わが郷では数百年来、貧しい家の女性は布織にたよって生きてきた」と述べている。⁽⁹⁷⁾

南漕恤嫠局の方でも、収養施設を新しく造るにあたって、この近辺の寡婦たちが紡織で生きていることを知っていたから、その堂規の一条に、「節婦は堂にあっては仕事に勤むべきである。もともと紡織に習熟している者はすでに紡車を持っていくべきであるから、各自それを持って入堂すべきである。ただ、布織・軋車は皆で一緒に用いることとする。また物が大きく重い場合は堂の方で準備する。もし、婦人に元手がないのであれば、一回だけ給付すべきである。針仕事や紡織によって得た収入はすべて本婦人の収入とする」と他ではめったに見られないことを定め、堂内でも働くことを奨励し継続して仕事ができるようにと配慮していた。⁽⁹⁸⁾もともと南漕恤嫠局は同治八年（一八六九）から恤嫠会をはじめ、同治十三年（一八七四）には収養するための施設も備え、この時、松江全節堂の堂規をもとにして新しい堂規を定めたのであった。堂内に入るにあたって紡車を自参せよとか手仕事に励めとかは、全く松江全節堂の堂規に見えぬ独自なものであったし、在宅の寡婦に対しても、入堂しない場合には従来どおり毎月銭七〇〇文から四〇〇文をそれぞれの条件に応じて支給する、と定め、やはり独自の方式をとった。にもかかわらず、この施設の完備し壮大な恤嫠局には誰も入ろうとせず、在宅の恤嫠援助すらほとんどの者が受けることを望まなかったのである。

一部の清節堂を不人気にした理由として、以上、貧しい寡婦が堂内で著しい差別を受けるといふ噂があったこと、堂内へ入ってしまったら祭祀を絶やさねばならない、との寡婦の側の心配があったこと、自活できる女は夫の死後も清節堂へ入りた

がらなかったこと、を挙げたが、これらにもまして問題であったのは清節堂の施設と運営方式そのものであった。こう言う
と不思議かも知れない。衣食住の心配がないだけでなく、子供の教育までしてくれ、手仕事で積立てた収入はそのまま堂を
出たあとの生活設計に用いることができたではないか、施設や運営に何の問題があるのか、と疑問が出るであろう。しかし、
もう一度「上海清節堂図」を見直していただきたい。すでに述べたように総門から内側は、外部と完全に遮断されたところ
であった。外部との連絡のためには転桶が用いられ、親属が訪ねて来た時も小窓を隔てての立話しが許されるだけであった。
これは一種の監獄である。一旦入った彼女が清節堂の門を出られるのは、肉親の葬儀にでかける時、子供が自分を引き取り
に来てくれた時、そして自ら死亡してここから搬び出される時、がほとんどそのすべてであった。清節堂を巣立った子供さ
え、それが男の子であれば一旦出堂したかぎりは、母に面会に来た時も答話処の小窓を通して立ち話するほかなかったの
である。

ところが当時の人々、すくなくとも上海清節堂の董事たちには、これでもなお「寛大すぎ」、堂規が緩すぎて彼女たちの
「貞節を完うさせることができない」と感じられたようである。⁹⁹ 上海清節堂では開堂からちょうど十年たった光緒八年（一八
八二）、新しい堂規八条が加えられたのであった。これによって、それまで全く規定がなかった清明節の墓参りについては、
「人情に属すること」と認められ、保証人が同行し当日の午後四時までに必ず帰って来るという条件で許可された。ところ
が一方で、出嫁した娘が分娩する時でもこれを口実にして外出してはいけない、と禁止されるようになり、亡夫や翁姑父母
の祭祀についても、これを口実に外出することは禁止され、かわって清節堂中で祭奠すべきであると改正されたし、さらに
はそれまで翁姑父母の葬儀に一泊できていたものも禁止し、即日帰堂すべきことが定められた。¹⁰⁰ このようにさらなる締めつ
けが必要であったのは、寡婦たちは寡婦たちの方で何のかんのと口実をもうけては、一回でも多く外出し一日でも多く外泊
しようとしたからであった。なかでも親属の葬儀は恰好の口実となったらしく、「有服の親属」であれば葬儀のために外出

を許すとの規定を最大限に利用し、どんな親属の葬儀でも外出願ひを出したのである。^(四)

このようであれば、総門の内側だけが十年二十年と住み続ける彼女たちにとっての宇宙であった。狭い空間で毎日同じ顔がぶつかるのだから、彼女たちの間で口喧嘩がしばしばもちあがるのも当然であった。光緒八年（一八八二）の続増新章八条の第一条は、まずこのために当てられたものであって、

一、査するに、婦人が夫を亡くせば、これを名づけて未亡人という。身は孤鴻寡鵠に似て心は槁木死灰のごとく、来世の因縁を修め前世の罪を懺悔すべきがすじである。すべては運命により、あれこれ思ひなやんでもみな空である。息子と娘がある者は、日々息子が一人前になり娘が嫁となるのを待ち望み、将来迎えに来てくれて出堂できれば、それでこそ苦い黄檗を飲み冷い氷を食ってきた苦しみが慰められようと言うものである。現に在堂守節しているからには、衣食の憂いはなく、当然創立者の一片の老婆心をわが身に体し、各々分に安んじ己を守るべきであり、たとい同居し口喧嘩する嫌な者がいたとしても寛容忍耐し、女としての振舞いを尽くすべきである。^(四)

このように清節堂側がまずもって望んだのは、彼女たちが自分の出堂の日まで、心を槁木死灰のごとくにし、ただただ耐えしのんでくれることであつた。何十人という婦人を毎日狭い空間に閉じ込めておけば、喧嘩がおこるのはあたりまえであつたが、それでも「寛大すぎる」と考えられたのであつて、蘇州安節局について出された批判に至つては、七月末に三日間おこなわれる水陸道場のために、安節局の婦人たちがお寺参りをして気晴しすることさえいけない、というものであつた。^(四)

清節堂がこのようなものであるなら、そしてもし彼女が紡織など自活するすべを持っているのなら、誰がすき好んで自ら入つたりしようか。このような清節堂に対して批判する者がいたのも、当然である。すでに紹介した全節堂に入堂するのを拒んで在宅援助をも停止された松江の王氏、『申報』に論説を書き、王氏に同情するとともに「必ずしも入堂させて縛りつけるべきではない」と主張した論者もその一人であつた。この論者は、古の聖人である文王が仁政を行った時には、民衆を

一室に駆りたてることはしなかった。もし一室に閉じ込めてはじめて真の節婦になれるというのならば、清節堂を持たぬ全国各地には、節婦が一人もいなくなってしまうではないか、と批判した。彼もやはり清節堂という収養方式よりも恤嫠会の在宅支援方式をよりよいものと考えた。同じく『申報』に筆を執り、蘇州清節堂に賊が入ったことをもってこれが富裕な寡婦をも受けいれている証拠と批判した人物も、清節堂を建てること自体、住む家を持たぬ寡婦とその子供に対する「万やむをえぬ苦衷であって、初めからいかにともしがたい下策である」と認識していた。また『租覈』を著して小作料の過重を非難した陶煦は、清節堂が節婦を保護するという目的で建てられながら、その運営費を調達するために所有している田土の小作料が極めて重いため、その小作人の家族の中に節婦がいたとしても飢えと寒さにせまられて、結局再婚を余儀なくされている、と批判した。^(四)

これらの批判の中で最も鋭く清節堂の問題を突き、恤嫠会との比較の問題にも光をあてるのは、彭蘊章の「清節堂議」であろう。^(五) 彭蘊章は言わずと知れた蘇州彭氏の一人であるが、彼は郷里蘇州に建てられた清節堂を批判してまず「愚人無識のやったこと」と決めつけた上で、次のような議論を展開している。

そもそも節婦が貴いのは、翁姑に事え孤児を育て、その夫の墓を祭掃し、夫の父母にはわが子を亡くしながら今でもわが子がいるようにさせ、孤児には父を亡くしながら父があるようにさせ、夫には死んでいるのになお生きているようにさせるからである。いま清節堂では節婦たちを堂中に閉じ込めているが、翁姑を同伴して入堂しているのかどうか、その夫の墓を歳時に祭掃させているのかどうか、婦人の父母兄弟は安否を訪ねに来れるのかどうか、わたしは知らない。これがすべてできないというのであれば、人倫を捨て去り枯木となったということである。その家にとってこの節婦はどういう意味をもつのであろうか。もし翁姑と一緒に入堂でき、父母兄弟が歳時に安否を訪ねに来ることができ、墓参りもできるというのであれば、彼女たちを家居させる方が優れているに決まっているが、何故そうさせないのであろう

か。

彭蘊章は以上のような批判を展開するに先だち「わが蘇州地方では善堂にみな恤嫠会がある。貧しい婦人で守節する者を
扱ひ、資金を援助して家計を足らわし、その子が成人し自分の力で母を養うようになってから援助を打ち切り、他の婦人に振
向けており、その方法は非常によろしい」と褒めたたえている。もちろん、彼の意識の根底には恤嫠会を全国に先がけては
じめたのは蘇州彭氏である、という誇りがあったことは言うまでもない。しかし、彼がさらに清節堂の建設費だけでも巨額
にのぼり、これに毎年の経費を加えればどれだけの額になるかと問い、これを恤嫠会に振り向けるならどれだけ多くの婦人
を救うことができるかと問うとき、清節堂の董事たちは十分に答えることができたであろうか。

ここまで来て最後に残る疑問は、このように多くの批判がありながら、清節堂ではなぜ寡婦たちをあんなにも嚴重に閉じ
こめ、外界から隔離しなければならなかったのか、という疑問である。彼女たちは何の犯罪を犯したわけでもなかったから、
これを監禁しなくても社会の治安は保てた。事実、清節堂へ入らぬ寡婦は外界にいくらでもいたし、この建設者たちの願
いどおり「守節」する者は外界にいくらでもいた。すでに見た、『道光金沢小志』風俗に言うとおりである。またいうまでも
なく、彼女たちをここへ閉じ込めて教育矯正を施したわけでもなかった。彼女たちはすでに万人が敬うべき「節婦」であっ
て、学ぶべきは外界者だったからである。では逆に、清節堂は社会の治安を衛るためのものではなく、彼女たちを社会の迫
害から衛るところであったのだろうか。たしかに、清節堂にはこの側面があった。すでに述べたように、寡婦に対する虐待
や逼醮は当時どこにでも見られたことで、清節堂自身、逼醮から寡婦を衛ることを建堂の目的の一つにしていた。実際、上
海清節堂で見たように、丁楊氏は逼醮から逃れんとして入堂したし、『申報』光緒三十二年（一九〇六）の記事にも同様な事
例が見える。⁽¹⁶⁾ また同年の『申報』には、上海全節堂が逼醮を願わぬ寡婦を保護した記事を載せるし、⁽¹⁷⁾ 丹徒完節堂でも童養媳
となったところの家が不良であるからという理由で、彼女の入堂を受けいれている。

しかし、この理由も十分な説得力を持たない。すでに詳細に見てきたように、安徽清節堂、上海清節堂、丹徒完節堂いずれも、婦人たちの大半は逼醮にあって外界から逃げて来たのではなく、自らの決断で入堂したものであった。そこで一つの可能性として、清節堂とは、もともと深窓に閉じこめられ、自宅から外出する時も一人で歩くことがきぬ、自由を奪われた未婚の「良家」の女性を理想とし、寡婦にもこれを求めた施設だと考えることができる。また婦人は夫を亡くした段階で、彼女が自分の方から家の一室に閉じ込み、自らの容姿を傷つけ、生涯社会とは一切縁を断つことがあった。⁽⁸⁸⁾ 自分の決断で世間と自らを隔離して生きるその生き方は、自ら決意して清節堂へ入り閉じこもる姿と全く同じであって、清節堂の原型はこのようなところにあるのかも知れない。いわゆる「烈婦」が顕彰され、夫をすでに亡くしながら生きていること自体何らかの後ろめたさを感じるべきだ、とする理念からすれば、転桶を通しての物の受け渡し、答話処という小窓を通しての面会ぐらいは当然のことであったのかも知れない。また、清節堂の当事者たちには、「完節」のための場所が「失節」の機会を与えはしないか、という恐れが常にはたらき、締めつけをいよいよ強くしたであろう。

これらの可能性は十分に説得力があるものである。しかし、到底これだけで十分な説明になるとは思えない。そこで思いあたるのは、すでに述べたように余治が蘇州清節堂の堂規を批判して、在宅の寡婦にも在堂の者と同じように十分の食糧や衣服を支給することに反対したことである。自宅ですら閉じこもっている寡婦に対して、在堂の者が受けるのと同じ豊かな支援をするというのであれば、彼らの目的は達せられるであろうに、彼は何故反対せねばならなかったのだろうか。これは彭蘊章ならずとも、誰もが懐く疑問であろう。余治が「もし、自宅に住んだままで守節しようとする者に対しても、在堂の者と同じ給付をするならば、設堂の本来の意図（設堂の本意）と合わないようである」⁽⁸⁹⁾ と言う時、「設堂の本意」とはそもそも何を示すのであろうか。彼は以上のような反対意見を述べたあとで彼自身の代案を示し、在宅の寡婦には「恤嫠会を別に設けるのが一番よい」と述べるように、この「設堂の本意」は恤嫠会の「設会の本意」と厳に区別されねばならなかった。と

ところが、清節堂設立の本意は寡婦、なかでも節婦の救済であり、恤嫠会設立の本意も寡婦なかでも節婦の救済であって、全く同じではなかったのか。

ここでわれわれは、恤嫠会と清節堂の違いをもう一度思い起こしてみる必要がある。それは理念の違いでは全くなく、また単に住宅か在堂かといった違いではなく、一人の寡婦についていえば、一方は活動の自由があるかわりに毎月銭五〇〇文などというこれだけでは決して生きてゆけない補助金を受けることであり、あるいはこれさえ希望どおり受けられないことであり、他方は活動の自由を奪われるかわりに、十数倍、二十数倍、あるいはそれ以上かかる莫大な費用を享受できるという違いであった。ここに至って、清節堂がなぜあんなにも在堂する婦人に対して不自由を強要したのか、また余治が婉曲に「設堂の本意」というなかにどのような意味を含ませようとしていたのか、理解できる。ありのままに言えば、たぐいまれな設備を享受し生活の心配が全くない分だけ、清節堂の婦人たちには十数倍、二十数倍、あるいはそれ以上苦勞してもらわねば困るのであった。

結 語

恤嫠会の問題は、支給金額が不十分であったにもかかわらず、希望者が多くて寡婦たちはなかなかこれを受けとることができないことであった。逆に清節堂の問題は、設備が豪華であったにもかかわらず、そこでの生活は不自由を極め、寡婦たちは子供が成長して自分を迎えてくれるまで、心を灰にしても耐えしのばねばならないことであった。

清節堂は、まことにたぐいまれな壮麗な施設であった。そこでは、恤嫠会で一人を援助するために必要な費用の十数倍、二十数倍、あるいはそれ以上の費用が投ぜられ、諸資料が物語るように貧しい寡婦の子でも付属の義塾で学ばせ、卒業して

仕事に就く際には商店主や親方に見くびられないようにと保証金まで実際に手渡していたし、卒業後生員となる者も多かった。このように壮麗でかつ完備した寡婦専用の施設が、世界の他の地域ではたしてかつてあったものかどうか。

いや、旧中国のなかでもこれが置かれた都市はきわめて限られたものであった。清節堂の建設と経営には寡婦一人につき恤嫠会とは比較にならぬ莫大な費用がかかったから、これが置かれたのは、富が極度に集中した十数都市だけであった。この意味で清節堂とは、富の集積が極度に不均衡となった清代社会にしてはじめて誕生したものであると考えることができるし、それはまた、全国からあるいは世界から吸いあげた富の結晶であったと言うことができる。いうまでもなく、清節堂の外には圧倒的に貧しい世界、乞食や行き倒れが日常的な世界が広がっていた。郊外には、紡織によって自分の力で生きるプライドある寡婦が一杯いる一方で、大都市の内部には、別の「プライド」に妨げられ、働けない寡婦が多かった。そして、ごく一部の寡婦だけがここへ入って衣食住の憂いや子供の教育の心配から解放され、そのかわりにわが身の不自由という別の苦勞を背負ったのであった。外界でのひもじい生活や相似た束縛の多い生活に戻るよりは、一旦心を死灰のようにしてしまえば、不自由ではあっても清節堂に踏みとどまろうとした寡婦は多かったはずで、上海清節堂の事例で見た子供が二人すでに出堂していながらついに自分は出堂せず、ずっと民国十数年まで四十年間居続けた一婦人は、その一例であったかも知れない。この意味で、清節堂が彼女たちに強いた別の苦勞とは、外界の圧倒的な貧しさと束縛が形を換えただけであった。

注

- (1) 陳東原『中国婦女生活史』(商務印書館、一九二七)頁一四一—一四五、湯淺幸孫「シナに於ける貞節觀念の変遷」(『京都大学文学部研究紀要』第十一号、一九六七)のち湯淺幸孫『中国倫理思想の研究』(同朋舎、一九八二)頁一五〇—一五五。
- (2) 湯淺幸孫、前注(1)論文、および同「清代に於ける婦人解放論——礼教と人間的自然——」(『日本中国学会報』第四集、一九五三、のち前注(1)著書、所収)。
- (3) 俞正燮『癸巳類稿』卷十三、節婦説。
- (4) Yu-yue Tsu: "The Spirit of Chinese Philanthropy", AMS Press, New York, 1968 (Reprint from the edition of 1912, New York) pp. 48-56.

- (5) 高邁「我国貞節堂制度的演變」(『東方雜誌』第三十二卷第五号、一九三五)。
 - (6) Susan Mann, "Widows in the Kinship, Class, and Community Structures of Qing Dynasty China", in "Journal of Asian Studies" Vol. 46 No. 1, 1987.
 - (7) 拙稿「善会、善堂の出發」(小野和子編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、一九八三)頁二〇七、二〇八。
 - (8) 『孟子』梁惠王下。また『周礼』大司徒、三曰振窮に対する鄭玄の注、『礼記』王制、少而無父者謂之孤、以下。
 - (9) 『通典』卷二、出制下。
 - (10) 王德毅「宋代的養老与慈幼」(宋史座談会編『宋史研究集』第六輯、一九七二)、梅原郁「宋代的救済制度」(中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、一九八三)。
 - (11) 貞徳秀『西山先生真文忠公文集』卷四十四、譙殿撰墓誌銘。
 - (12) 『嘉靖尉氏県志』卷二、仁政。
 - (13) 拙稿「同善会小史——中国社会福祉史上における明末清初の位置づけのために——」(『史林』第六十五卷第四号、一九八二)。
 - (14) 前注(13) 拙稿、頁六五—六六で述べたように、「高子忠憲公同善会規例」が本当に高攀龍によって作成されたものかどうかは、今なお確定できない。ここでは、前稿同様に仮に高攀龍のものとしておく。
 - (15) 『光緒平湖県志』卷四、建置下、同善会。
 - (16) 彭紹升『二林居集』卷九、近取堂記。
 - (17) 同前書卷七、文星閣重整放生会引によれば、放生池を開いたのは乾隆三十九年(一七七四)のことであり、また「近取堂記」で亡友薛起鳳が郷里を離れていたため、共にこの恤嫠会を発足させることができなかったことを、彭紹升は悔やむ。同書卷二下、薛家三述によれば、薛起鳳の死は乾隆三十九年十月から十一月の間であったから、恤嫠会の発足も三十九年のことであったと考えられる。
 - (18) 彭啓豊『芝庭先生集』卷十、恤嫠会縁起叙。
 - (19) 前注(16)。
 - (20) 彭紹升『二林居集』卷六、近取堂公産録叙。
 - (21) 彭紹升『一行居士集』卷一、恤嫠会回向文。
 - (22) 汪中『述学』別録、与劍潭書。
 - (23) 同前書、補遺、先母鄒孺人靈表。
 - (24) 『国朝書人輯略』卷六。
 - (25) 汪喜孫「容甫先生年譜」および「先君年表」(ともに『江都汪氏叢書』所収)。
 - (26) 『嘉慶新修江寧府志』卷十一、建置、清節堂。
 - (27) 『江寧府重修普育四堂志』(光緒十二年刊本) 卷六、曾煥「清節堂碑記」(嘉慶十二年四月一日撰)。
- 江寧清節堂者、水月庵必窮鏡澄所募建也。鏡公幼奉孀闈、貧傷冷銜、爰以母命出事沙門。……其徒蔡青雲者在家僧也。須達多之布施、麗居士之知識、力贊斯舉、功行為多。
- 同書同卷、許兆椿「清節堂記」(嘉慶十七年八月一日撰)。
- 丙辰歲(嘉慶元年)余守江寧。紳士有以恤嫠請者。余出俸為之倡、併勸商民量力相助、而其事獲成。越十一年、余奉命江寧藩使。董事蔡榮具呈言、榮与江都丁淮等輸貲万金、購田産、設清節堂。凡郡中貞女節婦、青年無依矢志守貞者、報於官入堂、養之終身、年例應旌即代之請。所攜幼子女、一同収養、女捫人為之嫁、男十歲出就所立義学、名集英書塾、延師授讀、愚頑不成誦者、俾就匠藝学一技、以養其生。謹陳条規、檢定可否、付為永式。視其法、生養死葬、日用衣食、纖悉必具、較前恤嫠之舉、為詳備。心尤嘉焉。下其事於府縣核實、聞於大府。会余內擢司憲去、未之竟也。十五年余復秉漕節來淮安、距金陵數百里、非官守所司、不得再至、而彼都人士、多從余遊。語及清節堂咸曰、此非独蔡榮之力、乃其師水月庵僧鏡澄大師願力所為也。鏡公六歲而孤、其母俞氏貧、不能全育三子、乃以鏡公為僧。鏡公長立願保節婦以全孤、

於今三十餘年。

(28) 『得一録』卷三之五、曾煥「江寧恤頤堂記」および規條。

(29) 『江寧府重修普育四堂志』卷六、曾煥「江寧崇義堂碑記」。なお、崇義堂は貧しい子を教育するいわゆる義塾の一つではあったが、通常のものとは大きく異なる。それは読み書きだけを教えるのではなく、生員を養成する機関であった。彼らは堂中に住みこんで生活し、曾煥の崇義堂碑記が書かれた頃までに、二十一人がすでに生員となったという。

(30) 『光緒統纂江寧府志』卷十四一九。崇義堂書塾、『同治上江兩県志』卷二十六、鏡澄伝。

(31) 『光緒蘇州府志』卷二十四、公署善堂、元和県、清節堂。『得一録』卷三之一、清節堂章程、清節堂保節撫孤啓。

(32) 『得一録』卷三之一、清節堂章程。

又名門旧族、照在堂例給付一款、大率守節者、名門旧族居多、自然不願入堂。但在家守節、与在堂一例付給、似与設堂之本意不合。

(33) 松江『光緒松江府統志』卷九、建置志、郡城全節堂留養規條、上海『同書同卷、上海清節堂規條、南匯』同書同卷、南匯恤廢局留養規條、丹徒『丹徒完節堂繼撫塾徵信録（光緒十六年）』章程、揚州『光緒江都県統志』卷十二下、立貞堂堂規、保定『光緒畿輔通志』卷一〇九、郵政一、保定全節堂章程、天津『同書同卷、天津全節堂。』

(34) 『光緒嘉興府志』卷二十四、『光緒嘉興府志』卷十二、『民国新陸鎮志』卷十八。

(35) 同様な伝記は、『民国杭州府志』卷一四三、義行三にも見える。

(36) 『恤廢集』序。

斯學昉自長洲彭氏、吾杭紳士許恕堂、王履階兩先生、偕諸同志於癸丑甲寅（乾隆五十八・五十九）間、欲仿倣其規、為旋躊躇於經費、越二年丁巳、始聯四所同人、呈籲巖憲蘇、按塩一引捐銀四厘、交庫貯收、分季領給、調清貧之世族、助榮獨之靡依、每廢一年給銀八兩。嗣因學報漸增、領不敷給。董事恕堂先生慨輸己資、圓成善事。是定

正額四百二十名、其余付冊待補。踵而行者、憑銷引之盈虛、判給銀之多寡、按貧廢而歲給五兩有奇。自戊午（嘉慶三年）迄丙寅（十一年）九年、相若、緣統報日広、挨補日難。是年冬汪問雲先生集諸同業、增捐二厘為歲暮勻分、給爾時附冊一廢給銀二兩。至壬申（嘉慶十七年）冬季、附冊盈千、補缺益難、分項愈薄。癸酉（十八年）春、問雲先生復偕四所同人、請加四厘、共輸一分、當蒙巖憲常批准、即卯起輸。……爰議於本年秋季起、酌增正額一百八十名、連前共合六百名、庶正額增而缺期易待、付冊減而沾潤稍多。

(37) 同前書、初呈。

嘉慶元年肆月初呈為籌恤士族廢婦等事。切思、敬寡屬婦、載在書詞。矜人鮮民、詳於時訓。故仁政以賑窮為先、而善舉以卹廢為要。緣編氓小戸之妻、習藝謀生、傭力猶能自給、若望族名門之婦、顧顏羞出、苦守難以凶存、操冰茹蘗、矢節撫孤、其情更堪憫惻。

(38) 『光緒欽定大清會典事例』卷四〇三、旌表節孝、康熙六年議准。

(39) 揚州恤廢會でも、光緒九年（一八八三）の章程で、「揚州恤廢向為士族青年廢婦而設。士族以本夫在庠者為先、翁父在庠者次之、胞伯叔兄弟及本夫胞伯叔兄弟在庠者又次之」（『光緒江都県統志』卷十二下20 a）といい、いわゆる「士族」とはきわめて広い範圍を意味した。

(40) 汪輝祖『夢痕錄餘』嘉慶二年十月。

(41) 『光緒通州直隸州志』卷三、育嬰堂、仲冕育嬰規條、『松江育嬰堂徵信録』雲間育嬰堂規條。

(42) 版心のタイトルを生かし、『四川清節堂冊』あるいは『成都清節堂冊』と名付けることも、また可能である。

(43) 『民国華陽縣志』卷十五、人物、葉毓棠伝。

(44) 『柏舟厲節』清節堂規條は二十条からなる。以下、本論と密切に関連する各条のみ列記する。

(1) 一、凡実在青年婦、確係貧苦毫無依靠者、由里鄰親友、開明姓氏人口住居守節年分故夫藝業報局、並須妥實保人、結保到局。在會諸

公、訪確登簿、給与籤牌一面、按月給錢八百文。有子女者每名按月加錢貳百文。首士隨時稽察。如有朦混捏報冒領等弊、令保人照數賠償。首士聽情者、亦令賠出。

(2) 一、發錢以籤牌為憑。每月二十八日為期、辰刻起申刻止、不得逾時。雖盛暑大雨、不得誤期。如青年婦孺無人代領者、於採訪入局時註明、由首士按期親送。

(3) 一、創局伊始、經費無多。專就省垣內苦節無依者、查明給發。其有家族親戚可靠足敷衣食、並在外傭工者、不給。其城外孤孀、既恐查訪難周、又慮經費不濟、俟將來、再行籌議。

(4) 一、婦孺以四十歲以內為斷。年老者有孤老院經理、局中不收。俟經費充裕時、再行推広。

(5) 一、婦孺或旧曾更嫁、以及不孝翁姑、潑悍不循礼法者、不准收入。至已収之婦、責成保人、隨時稽察、或有改行變操者、原保人訪報、立即將籤牌繳出註銷。倘仍容隱冒領、經首士查出、即令原保人將以前領項加倍賠償。如違送官究治。

(6) 一、婦孺翁姑年及衰邁、又無他子養贍者、推婦孺孝心、按月加增錢二百文。

(7) 一、婦孺之子、年過七歲、會中代備束修贄敬及經書紙墨筆硯、令其就塾。不能誦者、令其習藝、如英敏過人、能習筆業者、別加培植。

至婦孺子、年過二十四歲、理宜養贍其母。局中即開除本婦姓氏、全不支給。

(8) 一、議此會由紳士客商自行經理、不經官吏之手。會內常川總理首士四人、值年首士貳人、公請一人、住局經理。每月結賬一次、每屆年終、招集同人、將經手一切收支銀錢數目、彼此互相查明。照鈔帳目一分、註明經手姓名、為疏焚化文武帝君座前、敬祈冥鑑。如有弊端、神必降罰。並鈔帳貼於堂外、俾眾咸知。

(45) 神への事業報告とその意味するものについては、拙稿「徵信録というもの」(『中国—文化と社会』第五号、一九九〇)。

(46) 前注(44)の(3)。

(47) 前注(44)の(4)。

(48) 原文の「四十歳以內」という表現は、四十歳を含むのか、三十九歳以下なのか曖昧である。實際、表1で示したように、「四十歳以內」の者と「四十歳以外」の者とは、それぞれ別の区分に属するが、では四十歳はどちらに入るのか、わからない。ここでは、四十歳の者が「推広」に入っていることから、「四十歳以內」をひとまず三十九歳以下と解釈した。

(49) 各婦人への支給額については、注(44)の(1)にあるとおり、はじめは毎月錢八〇〇文であったが、同治十一年正月から清節堂統立条規にしたがい、毎月一二〇〇文を基本給として、これに子供・舅姑分を加給した。ところが同治十二年正月に從來は典當に預けられていた基金を引出して田産を購入し、以後は佃戸から小作米を徴収し、現物の米を基本給とした。本文貞七十の同治九年恤嫠局已収節婦清冊の下の割注はこれを意味する。同治十二年二月以降、寡婦一人への基本給は毎月一斗一升と定められ、これに子供分と舅姑分を從來どおりの錢文で加給した。

(50) 常捐項目の婦人一七三人は、登録された時点で平均年齢三十一・八歳であった。

(51) 三九四人の婦人のなかで、房主の項が自宅となっているのは、わずか一人だけであり、他はすべて房主が別人である。しかも大半は婦人の姓と房主の姓が全く一致しない。保証人の姓についても、彼女の実家の姓、夫の姓と大半が一致しない。しかも、たとえば陳炳星という人物は、八人の婦人の保証人として名が見える。これは地区ごとによって保証人となる者がある程度決まっていたからではないか、と推測する(たとえば、『光緒江都縣志』卷十一下、恤嫠局、を参照)。また、房主が保証人となっている場合も見られる。

(52) 『柏舟厲節』郵整局章程書後。

(53) 同前書、恤嫠局增辦月捐呈稿。

(54) 同前書、塩捐、清節堂稟遵札核議新添恤嫠局經費、添養名數……並懇統添經費稿。

(55) 儒寡會・儒嫠會については、『民国南潯志』卷三十五、南潯儒嫠會章程、『光緒桐鄉縣志』卷四、儒嫠會、『民国吳興志』卷三十、儒寡會、『光緒重修華亭縣志』卷二、儒嫠恤費、『光緒平湖縣志』卷四、儒寡會、『民国海寧州志稿』卷六、儒寡會、などに詳しい。

(56) 『安徽清節堂徵信錄』光緒二十四年度徵信錄には、その支出項目の中に光緒二十三年度徵信錄出版費が見える。つまり他の年度も出版されたはずであるが、これは未見である。

(57) 同前書、原案節略。また『民国懷寧縣志』卷四、公局、清節堂、参照。

(58) 『民国吳興志』卷三十、公署三、清節堂、俞樾「虎邱清節堂碑記」略。

(59) 『上海慈善團徵信錄（民国十一年）』上海慈善團收支報告冊序。

因於民国元年二月、立慈善團事務所於同仁輔元堂内、即將果育事宜合辦、以省開支。若育嬰堂救生局同仁輔元分堂清節保節堂雖係分辦、仍統歸於一。

なお、民国十一年分清節、保節堂節婦留養一覽表には、民国元年以後に清節堂に入った寡婦で在堂中の者、五十五名を列記する。彼女たちが夫をなくした年齢はすべて三十歳以下であり、後に述べる同治十年作成の堂規そのままである。

(60) 『同治上海縣志』卷二、同仁堂、巡道李廷敬碑記略。

(61) 『上海同仁堂徵信錄（道光十一年）』恤嫠條約。

一、司事各舉所知凡清門旧族孀居無依者、開明姓氏年齒里居、有無子女及子女年歲、報名登簿、按月資助足錢七百元、先期給票、每於月朔收票付錢。如有物故、報明開除、別給三月之錢、以佐喪用。其遺孤年逾二十成立就業者、概不給。

(62) 前注(60)卷二、全節堂。なお、全節堂、同仁堂、同仁輔元堂がともに上海城内に置かれていたのに対し、租界には同仁保安堂が置かれ、

同仁輔元堂にならって恤嫠をおこなった。

(63) 『上海果育堂徵信錄（光緒八年）』恤嫠瞻老章程。

一、瞻老以尚齒引年四字為次。每字二十五人。年在八十以上者月給錢七百元。七十以上者月給錢六百元。六十以上者月給錢五百文。五十以上及年未五十、如有瞽目殘廢謀生乏術者、一体破格周全、月給錢四百文以示体恤。

一、恤嫠以松心柏操四字為次。每字二十五人。年在二十左右者月給錢七百元。三十以上者月給錢六百元。四十以上者月給錢五百文。五十以上者月給錢四百文。其老婦年在六十以上者、婦人瞻老項下給發以免朦混。

一、嫠婦老民、於額滿後、如有赴堂報名者、候有缺出頂補。惟嫠婦年在三十以下、老民年在八十以上者、量為周給、每名月給錢三百文、別付執照為憑、按期支領、俟有缺出再行補額。

一、嫠老曾經同仁輔元堂全節保息等堂給糧者、本堂概不給發、以冀勿濫勿遺、各沾實惠。嫠婦俟子成立力能自贍、再行停給。

(64) 『上海清節堂徵信錄（光緒九年）』

清節堂紳董姚曦・郁熙繩・王宗壽・朱其昂・王鎮昌・葛繩孝・沈桂榮・唐廷樞・劉光廉・張燦・瞿世仁・干雲・李鏞・江承桂・賈履上・費培鎮・王恩溥・李曾祐・胡光墉・陳煦元・趙立誠・張斯臧・徐潤・姚錕・黃燮・沈錫・楊玉鎔・張宗鎰・姚天來等謹稟公祖大人閣下、敬稟者。竊查青年居寡操守為難、子影何依、支持更慘。上海為五方雜處、本邑一隅之民、尚還有限、其如他鄉流寓、遂爾衆多。凡屬孀居之婦、雖歷經卑堂及輔元全節等堂、查給口糧、按月撫恤。但該嫠婦等、或存親老之庇瞻、或有幼穉之宜育、每月稍得恒資、雖屬不無小補、第為數式微、似難過度、在貞美之嫠婦、尚可冀有堅操、而其志之或不逮者、因此窮蹙、未免棄老拋孤、依人為活、全不顧惜。更有翁姑既沒、寒少衣食、棲無屋宇、一朝異志忽生、忍置子女於他姓、遂致散家滅嗣、更屬可憐。故卑堂恤嫠、本定百名額限、因

体察苦衷、不忍坐視、現已推補至壹百八拾名。又輔元全節等処、亦循額編給、無如告補者人数尚多、除統增添補之外、候缺記名仍復不少、得恤者猶難支補、無恤者更何以堪。總總慘苦情形、言難罄尽、董等目擊心悲、曷忍緘默。伏思上海客商輻輳、歷辦善舉較他処為推広、諸善雖屬稍備、清節尚自缺如。查蘇省向時設堂留養、保全嫠婦成效昭垂。如其上邑得能仿辦、則於各堂嫠婦之中、查出心堅守節年在三十以內者、婦堂留養、候缺記名之輩、得以挨遞推補、既保其貞、藉延其嗣、遠沢深仁、殊非淺鮮。……

職董姚職等謹稟。

同治拾年四月 日稟。

- (65) 『申報』同治十一年六月十五日、攝上海邑尊陳太守其元設立嫠婦清節堂案。なお『申報』同治十一年九月十八日、清節堂竣工開局告示は、清節堂が開堂したむねを知らせ、保甲に対して入堂適格の寡婦を申請するよう命じたものである。

- (66) 上海清節堂章程は、各年度の『上海清節堂徵信錄』に掲げるほか、『光緒松江府統志』巻九、建置志にも見える。

- (67) この部分、原文は「嫠婦年未三十、夫故守節、必須至五十歳、方能請旌。凡有夫故在婦年三十以內、現在婦年未及五十者、本當概行收養。惟本堂創辦之初、經費未裕、所有現年四十以上者、婦果育堂恤嫠條內、恤給錢文。其四十歳以下、夫故在三十歳以內、夫故之後、冰清玉潔、与現年未及三十之嫠婦、及未嫁夫亡、矢志自守之貞女、實在貧苦無依、本堂查確一併收養。仍俟堂費充裕、再將四十以上節婦、一併留養。」である。ここでも以內、以上、以下の使われ方は曖昧である。ここでは注(48)の用例も参加にし、また次の条「嫠婦夫故在三十以外者、不符旌表之例」も参加にし、三十以內を三十歳未満、四十歳以下を四十歳未満と解した。

- (68) 『得一録』巻三之一、清節堂章程。

- (69) 『民国上海縣統志』巻二十三、列女伝、節婦。

- (70) 王氏邑城吳錫榮妻。咸豐十年結褵纔三日、夫殉粵寇難民。年十八歳。留養清節堂、光緒三十四年歿、年六十六歳、守節四十九年。同前書、巻二十四、列女伝、節婦。

- (71) 楊氏、光緒十二年夫死、族人逼醮、氏与嫡朱氏訴諸儒學署及清節堂董。報稟提究、乃免。現年四十五歳。

- (72) 『松属采芹録』光緒三年、『民国上海縣統志』巻十六、選舉表、貢生、莫錫綸、『上海市自治志』上海市自治董事會職員表。

- (73) 『光緒丹徒縣志』巻十九、学校、繼撫塾。

- (74) 『民国統丹徒縣志』巻十三、儒林、鮑上伝伝。この伝によれば、彼は太平天国の乱の後、揚州で同じく撫孤塾の塾師をしたことがあった。

- (75) 『民国丹徒縣志撫餘』巻九、尚義附義舉、完節堂。

- (76) 『民国統丹徒縣志撫餘』巻九、尚義、儒塾会。

- (77) 『民国統丹徒縣志』巻十六上、列女、史氏。

- (78) G. William Skinner "Cities and the Hierarchy of Local Systems" in G. W. Skinner ed. "The City in Late Imperial China", Stanford U. P. 1977, p. 340.

- (79) 『光緒再統高郵州志』巻七、立貞堂および按語。

- (80) 『民国宝應縣志』巻五、貞節堂。

- (81) 『民国銅山縣志』巻十一、清節堂。

- (82) 『民国嶧縣志』巻二十六、芸文、蔡元培「清節堂記」。嶧縣清節堂は光緒年間創建。

- (83) 前注(58)。

- (84) 前注(68)。

- (85) 『安徽清節堂徵信錄』李鴻章「清節堂記」。

- (86) 前注(64)。

- (87) 前注(81)。

- (88) 前注(78)。

- (89) 『申報』同治十三年二月四日、論清節堂被竊事。

(89) 『光緒松江府統志』卷九、建置志、郡城全節堂留養規條。

(90) 『上海地方史資料』一（上海市文史館・上海市人民政府參事室文史資料工作委員會編、一九八二）、曹錦海・趙芝昂「蓬萊路史話」。この回顧はさらに「……堂内では子女を連れてくるものが許されていて家庭のごとくであり、一般の余裕ある者は自分で小竈を備えて煮炊きし、婢女や老女を自分の金で雇い、生活はかなり快適であった」と述べる。

(91) 『申報』同治十二年閏六月二十二日。

(92) 前注（89）。

(93) 『申報』同治十二年閏六月二十四日。

(94) 『光緒南匯縣志』卷三、恤養局、付留養規條。

(95) 『正德松江府志』卷四、風俗。なお、『康熙松江府志』卷五、風俗、

『光緒重修華亭縣志』卷二十三、風俗、同じ。

(96) 『道光金沢小志』卷一、風俗（『上海史料叢編』一九六二排印本、頁二七）。

(97) 『民国（南匯縣）二区旧五团鄉志』卷十三、風俗。

(98) 前注（94）。

(99) 『上海清節堂徵信錄（光緒十二年）』保節堂章程。

一、節婦入堂後、如遇舅姑父母及有服親屬之喪報堂、原議概准前往送殯、不得逾二日之限。維有服親族既衆、因而各節婦無論何項親族一概援以為例、出入無常。即二日之限、亦覺太寬。茲議改為舅姑父母之喪、方准前往送殯、事畢即回。並准予病篤時、先期出去探望、只准一次、均不得在外過宿。此外親族無論有服与否、概不准去以嚴出入。

(100) 『上海清節堂徵信錄（光緒九年）』統增新章八條。

一、嫠婦進堂守節、原所以嚴出入也。是以前議規條並無祭掃之例。然既有墓在此、清明往拜似屬人情、亦不能聽其自便。公同商酌、須俟保人到堂閱會、方可出去、限申刻回來。倘故意逾時、下年即不准掃墓。……。

一、查節婦進堂、本屬貧苦無依、藉以衣食、何得有銀錢在外生利。

即使稍有帳目、只得託親族理直。若節婦親自往討、實屬不合。自此以後、無論數目多寡、概不得出去索債、以符體制。

一、查章程內、女親族入內聚晤、不准住宿。若親生之女嫁出後、來堂省親、勢難禁止、然不可無限制。公議每年准回來四次、每次准住宿五日、不得逾期。……。

一、節婦子女婚嫁時、似須料理一切、前已議定、臨期前一日出去、後一天回堂、只在三天兩宿、不得逾期。嗣因事前有必需節婦自採辦、未可讓諸他人者、再四懇商。是以公議、再准出去一日、不准在外住宿。至行聘吉日、可請親族、代為辦事、節婦毋庸出去。日後女分娩時、自有家人照料、節婦不得藉此出去。

一、節婦故夫及翁姑父母等生忌死忌、均必在堂中祭奠。自今以後、一概不准出外往祭。至節婦翁姑父母、在滬身故、送殯後即須回堂、不准在外住宿。

(101) 前注（99）。

(102) 前注（100）。

一、查婦人夫故、名之曰未亡人、身似孤鴻寡鵠、心如槁木死灰、似宜修來世之因、以懺悔前生之孽。萬般由命、衆慮皆空、有子女者日望子成立女出嫁、將來迎養出堂、庶足慰飲羹茹冰之苦。現既在堂守節、衣食無慮、自當仰体創立者一片婆心、各事安分守己、即偶有同居口角之嫌、亦宜寬容忍耐、克尽女儀。……。

(103) 『申報』光緒七年七月十六日、論蘇城安節局規。

(104) 陶煦『租覈』重租論（鈴木智夫『近代中国の地主制』汲古書院、一九七七、付録影印本頁二二三）。

(105) 彭蘊章『婦孺叢稿統編』卷四、清節堂議。

自嘉慶中、有吳姓者寔始建清節堂於虎邱、收節婦之貧乏者居焉。蓋愚人無識之所為、其用心雖善而其法非古。嘗試議之曰、夫所貴乎節婦者上事翁姑、下撫孤子、祭掃其夫之墓、使其夫之父母無子而有子、

其孤兒無父而有父、其夫雖死而猶生也。今閉之堂中。吾不知有翁姑者並奉之入堂乎、其夫之墓仍令歲時祭掃乎、婦之父母兄弟得入堂存問乎。如皆不能、則廢人倫成枯槁、其家又安賴此節婦為耶。如翁姑得入、父母兄弟得歲時存問、邱壘得以時祭、則何不令其家居之更善乎。

(106) 『申報』光緒三十三年十一月二日、函請留養婦婦。

(107) 『申報』光緒三十三年四月三日、責懲誣控搶婦。

(108) 『天啓海鹽縣志』卷十四、列女、劉世坊妻項氏。

氏年十四歸坊、逾七載坊歿、遺幼孤祖錫。至戚念氏弱質韶年、且姑老子幼、勢難倚仗、從旁勸養者不啻百口。氏指天泣血、誓無他心、謂其姑曰、婦不即死者、為劉家一呱呱在、非敢偷生也。自是毀容截髮、衣縞茹荼、獨處一室、即親隣罕覩其面、機杼績紡、攻苦終身。

(109) 前注(32)。